2019年度版

水俣市環境白書

[No.46]



熊本県水俣市

水俣市環境白書2019へのご意見、ご要望をお聞かせください。 形式は、郵送、FAX、電子メール等なんでも結構です。 下の発行者あてに、送ってください。

水俣市環境白書 2019

令和3年3月発行

発行者:水俣市

水俣市福祉環境部環境課 環境もやい推進室 〒867-8555 熊本県水俣市陣内1-1-53

TEL: 0 9 6 6 - 6 1 - 1 6 1 2

FAX: 0966-63-9044

メール: kankyo@city.minamata.lg.jp

目 次

水俣市環境白書作成の経緯	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
水俣市の位置	
水俣市の自然と暮らし	
第1部 水俣市の環境行動の概要	
水俣市の環境行政の動向	
(1) 近年の動き	
(2) これまでの経緯及び取組	
水俣病への取組	• • • • • (
(1) 水俣病への取組	• • • • • (
1)被害者を支える	• • • • • • (
2) 「市民の会」の動き	
3) 祈りを捧げる	• • • • • • {
4)水俣病への理解	• • • • • • {
(2) 環境再生の象徴づくり	• • • • • 10
1) 水俣病の教訓を伝える	• • • • • 10
2) 環境再生の象徴の地づくり	• • • • • • 13
2019年度の水俣市の環境への取組 主な出来事	• • • • • 15
(1) 水俣環境アカデミアの活動	• • • • • 15
(2) 水銀に関する水俣条約関連行事の開催	• • • • • 16
第2部 2019年度の環境施策の取組状況	
環境基本計画の体系と市の取組状況	• • • • • • 17
1 取組状況一覧表	• • • • • • 17
2 取組内容	• • • • • • 19
水俣病の教訓を胸に	• • • • • • 19
(1) 祈りを捧げ、忘れない	• • • • • • 19
(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり	• • • • • • 19
「もったいない」の心を持つまちづくり	• • • • • 20
(1) ごみの減量・分別の徹底(重点)	• • • • • 20
(2) 地域丸ごと環境ISOの推進(重点)	• • • • • • 22
環境とビジネスを結ぶまちづくり	• • • • • • 23
(1) 安心安全なものづくり (重点)	• • • • • • 23
(2) 資源循環のまちづくり (重点)	• • • • • • 24
(3) 自然資源の保全と活用(重点)	• • • • • • 24
環境にこだわる地域と暮らしづくり	• • • • • • 25
(1) 自然環境(海・山・川・大気)の保全(重点)	• • • • • • 25
(2) 水源のかん養機能の向上(重点)	• • • • • • 20
(3)公共用水域の水質保全	• • • • • • 20
(4) 花と緑のまちづくり	• • • • • • 27
(5) 健やかな住まいと建物づくり	• • • • • • 27
(6)人と環境にやさしい交通のまちづくり	• • • • • • 27
感性や五感を活かした環境学習	• • • • • 28
(1)公害・環境学習の拠点づくり(重点)	• • • • • 28
(2)公害・環境学習プログラムの充実(重点)	• • • • • 29
市民協働による環境まちづくり	• • • • • 30
(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進(重点)	• • • • • 30
	0(

第3部 水俣の環境		
自然を大切に		31
1 海の保全・再生 水俣の海、海べり		31
2 山(森)の保全・再生		32
(1)水俣の山(森)の状況		32
(2) 対策		32
1)森林の整備		32
2) 森林の保全・再生		32
3) 漁民の森へと		33
3 川の保全・再生		33
(1) 対策		33
1) 自然な川べりの森の保全と再生		33
2) 伝統的な石積み護岸の保全と再生		34
3) 自然な川相の保全と再生		34
自然と共に		35
1 環境に負荷の少ない暮らし方の促進		35
(1) 水環境 水俣の水めぐり		35
1) 水利用の状況		35
2) 上水道		35
3) 簡易水道等		35
4) 水俣市簡易水道事業等統合計画		36
(2) 水をきれいに		36
1)公共下水道		36
2) 合併処理浄化槽		36
2 資源の循環		42
(1) ごみ処理の状況		42
1) ごみ排出量の推移		42
2) 埋立量の推移		42
3)2019年度のごみ処理の状況		43
4) ごみ分別の変遷		44
(2) 対策	• • • • •	46
1) ごみの減量とリサイクルの促進		46
3 環境にやさしい暮らし方(ライフスタイル)の創造	• • • • •	47
4 心を癒す住まい町並みづくり		47
(1)都市・農村景観の保持と形成	• • • • •	47
1)都市景観	• • • • •	47
2) 農村景観の保全	• • • • •	48
3) 村丸ごと生活博物館	• • • • •	48
(2) 健やかで地球環境に配慮した住まい建物づくり		49
(3) 歴史文化遺産の継承		49
1) 文化財の保護		49
2) 文化人の顕彰		51
指定文化財一覧		52

生命の尊重							53
1 環境汚染の防止		•			•	•	53
(1) 大気汚染の防止		•	•	•	•	•	54
1)概要	•	•	•	•	•	•	54
2) 大気環境の現況	•	•	•	•	•	•	55
3) 大気質 環境基準の達成状況	•	•	•	•	•	•	56
4) 立入調査等	•	•	•	•	•	•	58
(2) 水質汚濁防止	•	•	•	•	•	•	59
1)概要	•	•	•	•	•	•	59
2)環境基準	•	•	•	•	•	•	59
3) 排水基準	•	•	•	•	•	•	64
4)水質汚濁の現況	•	•	•	•	•	•	73
(3) 騒音・振動の防止	•	•	•	•	•	•	81
1)概要	•	•	•	•	•	•	81
2) 騒音・振動の現況	•	•	•	•	•	•	82
3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況	•	•	•	•	•	•	82
(4) 悪臭の防止	•	•	•	•	•	•	85
1)概要	•	•	•	•	•	•	85
(5) 廃棄物の管理	•	•	•	•	•	•	86
1)一般廃棄物最終処分場	•	•	•	•	•	•	86
2) 産業廃棄物最終処分場	•	•	•	•	•	•	86
(6)公害苦情	•	•	•	•	•	•	87
1)公害苦情の発生状況	•	•	•	•	•	•	87
2 災害対策	•	•	•	•	•	•	89
(1)災害対応力の向上	•	•	•	•	•	•	89
(2) 防災意識の啓発	•	•	•	•	•	•	89
(3)消防防災施設の整備	•	•	•	•	•	•	89
(4) 治水対策の推進	•	•	•	•	•	•	89
(5) 雨水による浸水対策の推進	•	•	•	•	•	•	90
3 野生の動植物の保護	•	•	•	•	•	•	92
(1) 野生の動植物の現状	•	•	•	•	•	•	92
(2) 保護対策	•	•	•	•	•	•	93
Ch. Her Virgidal							
参考資料							0.5
(参一1) 水俣市環境基本条例	•	•	•	•	•	•	95
(参一2) 環境・健康・福祉を大切にするまちづくり宣言	•	•	•	•	•	•	99
(参一3) 環境モデル都市づくり宣言	•	•	•	•	•		100
(参一4) ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言	•	•	•	•	•		101
(参一5) 水俣市地球温暖化対策推進実行計画	•	•	•	•	•		103
(参-5-2) 水俣市地球温暖化対策推進実行計画	•	•	•	•			104
(参-6) 水俣市役所グリーン購入の推進 (参-7) 環境下デル教束アクションプラン概要	•	•	•	•			105
(参-7) 環境モデル都市アクションプラン概要 (参-8) 水俣市環境審議会委員	•	•	•	•			106
(参一8) 水侯市環境番議芸委員 (参一9) 水俣市議会環境対策特別委員会委員		•					109 109
(参一9) 水侯印藏云琛境对朿桁加安貞云安貞 (参一10) 土地利用等							109
(参-10) 工地利用等 (参-11)2019年度 環境行政の概要		•					109
(参-11) 2019年度 環境11政の概要 (参-12) 2019年度 水俣病問題に関する経過概要							111
(ジー14) 4013十尺 小大州川咫に閉りる衽旭帆安	-	-	•	٠	•	-	110

水俣市環境白書作成の経緯

水俣市環境白書は、1971年に「水俣市公害防止条例」を制定し、また、1972年、市 に公害課を設置したことをきっかけに「公害調査報告書」として第1号を刊行しました。 その後、1991年度から1993年度までは「水俣の環境」、1995年度からは「水俣市環境 白書」、2001年度からは「水俣市環境レポート」、2017年から「水俣市環境白書」と名 称を変えて毎年編集発行し、水俣の環境について取りまとめ、公表しています。

水俣市は、戦後復興期における急速な経済成長の過程で発生した環境破壊による健康被害と地域社会破壊の深刻さにおいて、世界に類例を見ない産業公害である水俣病を経験し、環境の再生・復元の困難さを身をもって体験しました。

その教訓を踏まえ、1992 年、市議会において「環境・健康・福祉を大切にするまちづくり宣言」を議決し、市としては日本の自治体で初めて「環境モデル都市づくり宣言」を行いました。

その後、1993 年に「水俣市環境基本条例」を制定、1996 年には「第1次水俣市環境 基本計画」を策定し、環境保全の取組を進めてきました。

社会情勢の変化等に対応するため、2008 年には、水俣市環境基本条例を改正し、また、水俣市環境基本計画についても、策定から 10 年が経過したこと及び市民の主体的参加による環境のまちづくりをさらに展開するため、第2次環境基本計画を策定しました。この計画は、2007 年に設置した「環境首都まちづくり委員会」で検討され、その提案を取り入れ、策定したものです。

第2次環境基本計画は「世界の中の水俣」「環境まちづくり行動計画」「環境まちづくり基本計画」からなり、本市の環境施策の根本となる計画を示しています。特に「環境まちづくり基本計画」では、5つの分野(「『もったいない』の心を持つまちづくり」「環境とビジネスを結ぶまちづくり」「環境にこだわる地域づくり」「環境に配慮した暮らしづくり」「感性や五感を活かした環境学習」)で実施プログラムと計画の進捗を計るための数値目標を掲げています。それらの達成度を計ることにより、環境施策の推進を図りながら、併せて問題点の明確化と改善を行っていくものとなっています。また、その進捗状況等については、水俣市環境基本条例(巻末、参考資料1)第13条第6項に基づき、本環境白書を作成し、公表しています。

水俣市の位置

本市は、熊本県の南端にあり、鹿児島県の出水市や伊佐市に隣接し、面積は 163. 29k ㎡、人口は 24,033 人です。(2020 年 3 月末現在)

東方の山地から西の八代海へ流れる水俣川の流域を水俣市域内に持ち、河口域に開けた市街地 に商店、事業所のほとんどが立地しています。東西には国道 268 号が、南北には国道3号と九州新 幹線、肥薩おれんじ鉄道が走っています。

水俣の川の流域には野や山の辺に農山村が点在し、山間部には湯の鶴温泉、北西部にはリアス海岸が続き、天然の良港と美しい景観をつくりだしています。また、入り江ごとに半農半漁村が広がり、海辺に面した湯の児温泉一帯は芦北海岸県立自然公園となっています。

水俣市の自然と暮らし

本市の地質は、九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合地域にあたり、安山岩を母岩とする火山性の地質が多くなっています。

森林は、12,129ha(民有林 10,374ha、国有林 1,755ha)と市域の74%を占め、このうちスギ・ヒノキ等の人工林が87%に達し、天然林は10%と少ないのが特徴です。(出典:平成30年度熊本県林業統計要覧)

水俣川は、湯出川、久木野川、宝川内川を集めて市内を東から西に流れ、アユ、ハエ、コイ、ウナギ、エビ等の水棲動物とカワセミ、セキレイ、ヤマセミなどの鳥類が生息しています。

農業用地は、市域の約6%と少なく、耕地面積は約953haとなっています。主な農作物としては、かんきつ類、茶、水稲、サラダたまねぎなどがあります。

八代海に面する海域では、シラス、タチウオ、ヒジキ、イワシ、アジ類などが獲れ、魚が産卵する場となっています。

市街地(用途地域)は、約729ha(4.5%)で、ここに人口の約6割にあたる15,200人が居住し、商店、事業所、工場のほとんどがこの地域に集中しています。(出典:H28都市計画基礎調査)

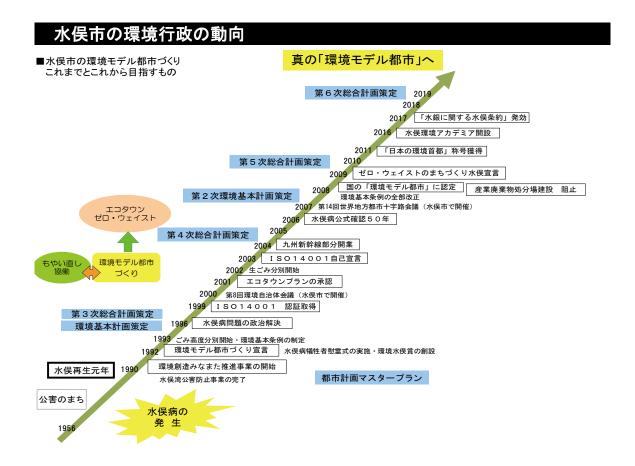
海沿いに南と北を結ぶ国道3号、鹿児島・宮崎方面につながる国道268号を幹線道路に、天草を海路でつなぎ、肥薩おれんじ鉄道が海沿いに走っています。また、2011年3月に九州新幹線が全線開業し、2019年3月には、南九州西回り自動車道水俣ICが共用開始するなど交通インフラの整備が進められています。

市街地は従来、川が運んだ土砂が堆積してできた低地域でした。このことから市街地では洪水が繰り返し起こっていましたが、1934年の河道変更で水害はほとんどなくなりました。しかしながら、都市化や周辺部の宅地化の進行で、小水路の氾濫が続いていました。現在では、これまでの下水道の整備で被害は激減しています。

汚水の処理については、1975 年度から公共下水道の整備を進め、現在、全体計画処理区域 361haの全てを事業計画認可区域として整備にあたっています。

第1部

水俣市の環境行動の概要



(1) 近年の動き

2014 年度から 2019 年度までの 6 年間の指針となる、第 2 次水俣市環境基本計画後期実施計画を策定し、水俣病の教訓を胸に、「もったいない」の心を持つまちづくり、環境とビジネスを結ぶまちづくり、環境にこだわる地域づくり、環境に配慮した暮らしづくり、感性や五感を活かした環境学習、市民協働による環境まちづくりというテーマのもとで、様々な取組を進めてきました。

現在では、市の将来都市像を「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」とした総合計画(「第6次水俣市総合計画」)を策定し、2019年度から2026年度までの8年間、この計画に沿ったまちづくりを進めております。

本市では、水俣病の経験から得た教訓を活かし、本市がこれまで実践してきた環境に配慮した施策や取組をさらに発展させていくために、国連が提唱する「SDGs (持続可能な開発目標)」の考え方に基づき、「経済」、「社会」、「環境」の三つの側面を統合的に捉え、「持続可能なまちづくり」に取り組んでいます。

(2) これまでの経緯及び取組

1990年から水俣市が熊本県と一体となって進めてきた「環境創造みなまた推進事業」は、水俣病問題についての正しい理解と市民相互の理解(もやい直し)や、遺産を資産に価値転換を目指すなど、水俣の再生に取り組んだもので一応の成果を収め、1998年度で終了しました。

その後、「環境創造みなまた推進事業」を引き継ぐ事業として、中山間地域の交流支援など山 里文化保全交流推進事業や水俣病伝承支援事業、グリーンツーリズム推進事業等を柱とする 「環境共生事業」が行われ、2005年度からは、水俣病の経験を教訓として生かせるよう「水俣 病教訓発信事業」が行われました。

水俣市議会においては1992年6月「環境、健康、福祉を大切にするまちづくり」を宣言し、同年11月には、水俣市が全国に先駆けて「環境モデル都市づくり」を宣言しました。また、1993年3月には、水俣市環境基本条例を制定し、水俣病の経験を貴重な教訓とする地域づくりを進めていこうと決意しました。

1994年の水俣病犠牲者慰霊式では、初めて市長によって水俣病に関し不十分であった市の取組について、謝罪の意が表明されました。これらのことを受け、市は「環境基本計画」の策定を進めました。また、同時期に「総合計画」の見直しも進め、市長出席の地区懇談会などで住民意見を反映し、1996年3月に「第3次水俣市総合計画」と「水俣市環境基本計画」を策定しました。

1999 年 2 月、水俣市役所は環境管理の国際規格である ISO14001 を認証取得しました。認証取得後は、このシステムにより省エネ、省資源はもちろんのこと、環境モデル都市づくり(環境基本計画)もマネジメントしています。4 年後の 2003 年 9 月には、市民と市役所の環境意識の更なる向上を目的に、市役所の公共サービス提供の相手方である市民による監査チームを編成し、ISO14001 自己適合宣言を表明しました。

2018 年度をもって「水俣市役所環境 ISO」による環境管理を停止しましたが、一部事業の管理には、2020 年から運用する「行政評価制度」を活用することとします。

なお、「学校版環境 ISO」をはじめ、「家庭版」などの水俣オリジナル版環境 ISO はこれまでどおり進めていきます。

2008 年には、これまでの様々な取組が認められ、国の「環境モデル都市」(現在は 23 自治体)に認定されました。このことに伴い 2009 年にはアクションプランを策定し、プランに基づいた、環境共生型モデル住宅(エコハウス)の建築や自転車市民共同利用システムの運用、EV 充電施設整備事業などを始めました。その後、一般家庭向けの太陽光発電システム設置費用の助成額を増額し、再生可能エネルギーの普及促進に努めるなど、これまでに大きな成果をもたらした「環境モデル都市づくり」事業に、新たな取組も加えながら、積極的に推進しています。

2013 年 10 月、「水銀に関する水俣条約」が水俣市と熊本市で開かれた外交会議で採択されました。条約名に「水俣」という地名が冠されており、水俣病のような被害を二度と繰り返してはならないという決意が込められています。

2016年には、水俣市をフィールドとした教育・研究活動等をさらに促進、活性化させるため、 旧熊本県立水俣高等学校商業棟を改修する形で、「水俣環境アカデミア」を開設しました。

水俣環境アカデミアでは、大学、研究機関等の誘致による交流人口の増加、地域課題の解決など

を目指して事業を行っています。

また、それらの教育・研究活動の成果を含む水俣地域の知識・知恵などを地域内外に発信することにより、水俣地域及び世界での持続可能な発展に資する人材の育成を目指し、さらには、産学官民の連携も促進し、地域に還元することで、地域経済の振興にも寄与します。

2017 年 7 月、環境省、熊本県、UNEP(国連環境計画)との共催により、「水銀に関する水俣条約」の発効を記念する行事を水俣市で開催し、同年 8 月には、「水銀に関する水俣条約」が発効しました。水俣条約は、水銀や水銀化合物の人為的な排出と放出から、人の健康と環境を保護するための国際環境条約であり、水銀の産出・輸出入・廃棄までを包括的に規制します。

水俣病への取組

(1)水俣病への取組

水俣市ではこれまで、水俣病の正確な知識を理解していくとともに、水俣病犠牲者に祈りを捧げ、水俣病被害者の思いを知るため、水俣病が公式確認された毎年5月1日に、多くの方のご参加をいただき、水俣病犠牲者慰霊式を行なっています。

特に1994年度に、水俣病犠牲者慰霊式において、市長が謝罪の意を表明したことにより、市民と被害者をとりまく環境も大きく変わり、同年、青年会議所等の手による市民の集いも実施され、相互理解が進んできました。

1)被害者を支える

水俣市は、1990年から「環境創造みなまた推進事業」などで水俣病に関する市民の理解、市民相互の対話の促進、環境行動の展開に関する事業を実施してきました。

水俣病の教訓を伝えていくために、1993年1月には市立水俣病資料館を整備し、2001年6月には、水俣病の情報を発信する場として、「国立水俣病情報センター」が完成しました。また、水俣病犠牲者への慰霊・鎮魂、災禍を繰り返さないことを祈念する場として、1996年10月に「水俣メモリアル」を、2006年4月には、水俣病の原点の地である水俣湾埋立地(エコパーク水俣)親水緑地に「水俣病慰霊の碑」を建立しました。

①認定申請と認定等の状況

水俣病認定申請と認定状況については表のとおりです。

(表)水俣病認定申請処理状況 2020 年 3 月末現在(熊本県及び鹿児島県の資料より水俣市において作成)

从从为此是中的人之子以为100mm(然外,从为10mm),为10mm,						
項目	申請		+ + 11.141	処 分 済		未処分
県別	総件数	取り下げ等	申請件数	認定	棄却	未審査
				(1, 547)		
熊本県	22, 164	6, 959	15, 205	1, 790	12, 996	419
うち水俣市						
プロ水沢川			5,006	965	3, 988	53
				(412)		
鹿児島県	10, 147	4, 357	5, 790	493	4, 209	1,088
				(1,959)		
合 計	32, 311	11, 316	20, 995	2, 283	17, 205	1,507

()死亡数再掲

②水俣病総合対策事業

■医療事業

水俣病が発生した地域において、水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する人や、四肢末梢優位の感覚障害以外の一定の神経症状を有する人に対し、医療の機会を確保することにより、症状の原因解明を行い、健康上の問題の軽減・解消を図るため、熊本県と鹿児島県は水俣病総合対策医療事業を実施しています。対象者には医療手帳・保健手帳(後に水俣病被害者手帳へ変更)が交付され、その症状に応じて療養費・療養手当

等が支給されます。

医療事業は1992年6月から開始され、1995年3月末で申請受付が一度締め切られましたが、同年12月に閣議了解された水俣病問題の政府解決策を受けて、新しい医療事業に切り替わり、1996年1月から7月までの間、申請受付が再開されました。その後、関西訴訟最高裁判決を踏まえて医療事業の拡充が行われ、2005年10月から2010年7月まで保健手帳の申請受付が再開されました。

また、2009年7月の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下「特措法」という。)」が公布・施行されたこと、2010年4月には特措法の救済措置の方針が閣議決定されたことに伴い、2010年5月から2012年7月まで水俣病被害者手帳の申請受付が行われました。

(表)水俣病総合対策医療事業の給付内容

2016年1月31日現在

医療手帳対象者		水俣病被害者手帳対象者		
療養費	医療費(保険適用分)及び介護費 用(医療系サービス)の自己負担 分	療養費	医療費(保険適用分)及び介護費 用(医療系サービス)の自己負担 分	
はり・きゅう 施術費 及び温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費・ 温泉療養費 合計で7,500円/月以内	はり・きゅう 施術費 及び温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費・ 温泉療養費 合計で7,500円/月以内	
療養手当	医療等のサービスを受けた場合 入院 23,500円/月 通院(月1回以上) 70歳以上 21,200円/月 70歳未満 17,200円/月	療養手当	医療等のサービスを受けた場合 入院 17,700円/月 通院(月1回以上) 70歳以上 15,900円/月 70歳未満 12,900円/月	

※水俣病被害者手帳対象者は、症状により、医療手当の給付対象とならない場合がある ・水俣市立水俣病資料館発行『水俣病-その歴史と教訓-2015』より

■地域健康管理事業

熊本県と鹿児島県は1993年度から、水俣病が発生した地域において、過去、メチル水銀に汚染された魚介類を摂取した可能性のある住民の方々の健康上の不安を解消することを目的として、住民の健康診査、健康教室、保健指導等を実施しています。

■各種相談窓口設置事業

水俣病発生地域に居住する住民の方々の健康不安に対応するとともに、地域生活を支援する ことを目的として水俣病相談窓口(水俣市、芦北町、津奈木町、天草市御所浦町及び上天草市龍 ヶ岳町)を設置し、認定申請や特措法に基づく被害者手帳の利用等に係る相談及び福祉相談等 を受け付けています。

また、水俣市立総合医療センターにおいても、水俣病に関連した健康上の不安軽減・解消を図るため、健康相談を受け付けています。

2)「市民の会」の動き

1993年には水俣病に起因する諸問題の解決に向け、「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」が組織され、水俣病問題の早期解決等に関する市民一体の動きが展開されました。

■国等への陳情等

- ・1994年4月6日~7日及び8月8日~9日 国等へ、水俣地域振興及びチッソ存続支援について要望
- •1994年6月24日~27日、6月30日、9月16日及び12月8日 熊本県議会へ、チッソ支援・県債発行及び水俣地域振興について要望
- •1995 年 5 月 8 日~9 日、7 月 16 日、11 月 9 日~10 日 首相や環境庁長官等に対し、チッソ支援と水俣地域の再生・振興について要望
- •1997年2月13日~14日

国等へ患者補償と地域の再生・振興のためのチッソへの抜本的な支援について要望

チッソ県債の種類と金額

2020年3月末現在

県債の種類	金額 (利子を含む)	目的・備考
患者県債	約 1,633 億	認定患者への補償金の支払い
	円	(高利で利息が元金を上回るという状況を回避するため、繰上償還・低金利
		借換のための 626 億円を含む)
ヘドロ立替債	約 688 億円	水俣湾水銀ヘドロ処理・埋立用工事費用
設備県債	約 120 億円	チッソ経営建て直しのための設備投資資金
H7 一時金県債	約 80 億円	政府解決策による一時金支払い及び地域再生・振興資金
H22 一時金県	約 144 億円	水俣被害者救済特別措置法による一時金支払い
特別県債	約 234 億円	
合 計	約 2,899 億	

※熊本県環境政策課発行『「チッソ株式会社に対する金融支援措置」についての経緯〈参考資料編〉』より

3) 祈りを捧げる

①水俣病犠牲者慰霊式(28 回目)

日時:2019年10月19日(土)13:30~

場所:エコパーク水俣親水緑地「水俣病慰霊の碑」前 主催:水俣病犠牲者慰霊式実行委員会・水俣市

参列者数:約830人

- ・患者遺族代表として、上野エイ子さんが祈りの言葉を述べました。
- ・政府代表として、小泉進次郎環境大臣が出席し、祈りの言葉を述べました。
- ・チッソ㈱の木庭竜一社長が出席し、祈りの言葉を述べました。

②火のまつり

水俣病で犠牲になった生命と、埋立地に封じ込められたすべての生物に祈りを捧げ、併せて地域再生の願いを炎に託す「火のまつり」を 2019 年は 9 月 21 日(土)に開催しました。当日は、天候不良により、屋外から会場を変更して水俣病情報センターで行ったものの、約 250 人の方にご参加いただき、全員で祈りを捧げました。

4) 水俣病への理解

①水俣病に関する教育

水俣病という公害病を経験した水俣は、今後世界中で水俣病と同じような公害が二度と発生しないよう、この経験や教訓を広く伝える必要があります。

このことから、市内小中学校における水俣病教育の展開を強化し、市民も正しく水俣病を伝えていくこと、また、水俣病に関する社会教育教材づくり、水俣病資料館等の活動により、水俣病に関

する理解促進を図っています。

水俣病に関する教材として、次の冊子を作成しています。なお、これらの冊子は水俣病資料館のホームページ(https://www.minamata195651.jp/)から無料でダウンロードできます。

【こども用学習資料】

「みなまた海の記憶」、「水俣病Q&A」、「こどもと学ぶ水俣病」、「やってみよう身近な環境づくり」、「はじめて学ぶ水俣病」(熊本県作成)

【一般向け研究資料等】

「水俣病 その歴史と教訓 2015」(日・英)、「水俣病とその歴史と教訓 年表」、「新聞の見出しから見る水俣病」、「水俣病 10 の知識」(日・英)、「水俣病詩集『戻らぬ命』」、「資料館リーフレット」※これらの資料のほか、語り部のお話しをまとめたDVDの貸し出しも行っています。

②環境創造みなまた推進事業

1990年度から1998年度まで実施された環境創造みなまた推進事業は、熊本県との共同事業として多くの環境問題に関する国際会議や水俣病問題を正面に見すえた市民の集い(講座)等を通じて、水俣病(問題)についての正しい理解と市民相互の理解や対外的にはイメージの転換を図るなど、水俣再生に向け取組ました。

その結果、水俣地域ではこれまで避けて正面から向き合って話すことがなかった水俣病(問題) について、人前で話せるようになり、様々な取組に患者・市民・行政が協働した「もやい直し」(人と 人との絆を結び直すこと)が進みました。

本事業は1998年度で終了しましたが、水俣病を教訓とした環境モデル都市づくりと、水俣病の理解促進を住民協働で進めるために、その後継事業として次の事業を行ってきました。

•水俣環境共生推進事業:1999~2001 年度

水俣市の推進する「環境モデル都市づくり」の一環として、環境共生を目指した地域の育成や、 国内外に向けた水俣病理解促進を図るために実施

•水俣病伝承事業:2002~2004 年度

水俣病の教訓や環境への取組を国内外・次世代へと発信し、「負の地域イメージ」の払拭を図るとともに、「資源循環」、「環境学習」をキーワードとして、水俣市を環境モデル都市として国内外へ定着させることを目的として実施

•水俣病教訓発信事業:2005年度~

水俣病の歴史と教訓のみならず、その教訓を踏まえた環境先進地としてのまちづくりに取り組む 地域の現状等について発信する事業

③もやい推進事業

患者・市民・行政の互いの垣根を払拭するなど、「もやい直し」の推進を図るため に次の事業を実施しています。

■火のまつり

【事業内容は、3) 祈りを捧げる一②火のまつり 参照】

■実生[みしょう]の森づくり

この事業は、患者、漁民、市民協働の森づくりを通して、もやい直しを進めていこうとするものです。環境と健康をテーマに公園整備が進んでいるエコパーク水俣(水俣湾埋立地)の一角に、市民手づくりによる「実生の森」(約1.4ha)をつくりました。

1997年2月に種まきを行い、当初は、草刈りやゴザやワラを敷いたりして苗木の成長を助けたり、実生の森に親しむための講演会を開催したり、海の日などに実生の森内の清掃、除草作業を行いました。

近年は、活動から20年が経過し、種から育てた木々は立派な森となりました。現在は、この森の成り立ちや当時の取組、エコパークについてなど市民の学びの森としての活用を目的とした「実生の森一斉行動」を行っています。

■もやい音楽祭の実施

2008年2月から、水俣病で被害を受けた人や、障がいを持つ人が、それぞれの思いや夢を詩に託し歌うことで、命の尊さや水俣病を二度と発生させないという思いを次世代に語り継いでいく機会として、毎年もやい音楽祭を開催しています。

(2)環境再生の象徴づくり

水俣病の犠牲を無駄にしないためには、二度と同じ過ちを繰り返さないよう水俣病の教訓を内外に発信するとともに、水俣湾埋立地及びその周辺を環境再生の象徴の地にしていくことが求められています。

1)水俣病の教訓を伝える

①水俣病資料館の活動

水俣病資料館では、水俣病に関する資料を収集、保存、展示し、語り部制度を設け、水俣病の教訓を継承し、環境問題の情報発信に努めています。

ア)入館者数等

水俣病資料館入館者数(過去5年間)

(人)

年度	入館者数		
十段	八路有剱	小中高校生	語り部聴講者数
2015	37, 395	26, 165	26, 668
2016	39, 393	24, 548	24, 541
2017	41, 250	26, 450	25, 735
2018	42, 935	27, 657	26, 680
2019	38, 533	24, 928	23, 590

イ)水俣病慰霊の碑に奉納する水俣病犠牲者名簿への記載申込の募集・協力依頼

水俣病犠牲者名簿への記載申込の募集・協力依頼を行い、2019年10月19日開催の水

俣病犠牲者慰霊式において、新たに水俣病犠牲者 4 人の名簿を水俣病慰霊の碑に奉納しました。

●水俣病犠牲者名簿奉納者総数(1996年度~2019年度):406人

ウ)「水俣に学ぶ肥後っ子教室」受け入れ

2002 年度から始まった「こどもエコセミナー」は、2011 年度から新たに「水俣に学ぶ肥後っ子教室」となり、熊本県内全校の小学 5 年生(2019 年度は 328 校、15,910 人)が水俣市を訪れ、水俣病や環境について学びました。

工)水俣病発生地域間交流事業の実施

水俣病発生地域である新潟と水俣の子どもたちが一緒に学び、考え、行動することにより、 水俣病の教訓を次世代に正しく伝えるとともに、ふたつの水俣病に関する諸問題の解決や、 差別や偏見のない社会づくりを担う人材の育成を目的として、水俣病発生地域間交流事業を 実施しています。

2019年度は、8月25日~27日、市内小学校(水俣第一小学校・久木野小学校)から児童12名、教師3名が新潟県を訪れ、新潟市の小学生12名とともに、語り部講話の聴講や、公害発生周辺地域のフィールドワークを行い、水俣病や環境についての学習を通して交流を深めました。また、9月23日には、その学習成果について発表会を行い、水俣病の正しい知識を身に着けること、差別や偏見のない社会をつくることの大切さについて、市民に向けてメッセージを発信しました。

※同様に、新潟県が主催する交流事業は7月31日~8月2日に行われました。水俣病発生地域間の相互交流は11年ぶりの実施となりました。

オ)広報・普及・啓発の充実に関すること

- ●水俣病資料館ホームページによる新着情報の更新 水俣病資料館ホームページアクセス件数 2019 年度 256.152 件
- ●語り部講話DVDの貸出 2019 年度 189 本
- ●水俣病資料館サテライト展

水俣病資料館の啓発を図るため、県内外 4ヵ所(東京、新潟、熊本、水俣)でパネル 展示を行いました。

●企画展「水俣病資料館からみた30年~平成をふりかえり、こらからを考えよう~」

平成の時代における水俣病と水俣での動きに焦点を当てて、水俣病資料館が所蔵する資料や写真などを展示。本企画展を通して平成の時代をふりかえり、残された課題を深く考えるとともに、これからの水俣、そして自らの未来について思

いを巡らせるものとして開催しました。

オープニングイベントとして語り部 6 人によるパネルディスカッションを開催し、それぞれの思い出や思い描く未来の姿などについて語っていただきました。 (期間:2019 年 6 月 5 日~2019 年 8 月 31 日)

●企画展「新潟と水俣~お地蔵さんがつなぎ、伝えるもの~」

新潟と水俣、ふたつの水俣病発生地域に建立されているお地蔵さんの由来、建立のきっかけとなった旗野秀人氏・川本輝夫氏の交流等について紹介。お地蔵さんに込められた想いや願いに触れ、地域社会の再生について考えていただくため開催しました。

開催期間中、旗野氏・川本愛一郎氏(輝夫氏のご子息)による座談会を開催 し、お地蔵さん建立当時の思い出や、現在も受け継がれている想いについて語っていただきました。

また、旗野氏の活動記録である映画の上映会も開催しました。

(期間:2019年9月21日~2019年12月15日)

●企画展「僕が写した愛しい水俣~塩田武史写真資料展~」

1970年から16年間水俣に居住して、患者の身近なところから数多くの写真を撮影し、水俣病と地域の状況を広く伝えてきた写真家塩田武史氏の作品展を開催しました。

塩田氏の写真を通して、1970年代当時の様子を改めて振り返り、水俣病のことをより深く感じていただく機会になりました。

(期間:2020年1月15日~2020年3月31日)

●水俣病フィールドワークツアー

水銀条約締結・発効に伴う水俣病問題への関心の高まりに対応するため、コーディネーターと連携し、外国からの留学生を対象に、水俣病問題の概要を学ぶとともに水俣の現在の様子を体験するツアーを開催しました。

(期日:2020年1月11日)

●語り部講話 DVD の制作

公害学習・環境学習の資料を充実させ、水俣病情報発信の推進を図るため、語り部講話を収録したDVDを制作しました。

●館内常設展示の多言語化

より広範な情報発信を推進するため、館内常設展示の詳細解説資料を英語・中国語(簡体字)に翻訳し、外国人来館者への対応を図りました。

●語り部の増員

語り部講話の維持・充実を図るため、2019年5月10日、胎児性水俣病患者の 滝下昌文氏に水俣病資料館語り部を委嘱しました。滝下氏が加わり、語り部は11

2)環境再生の象徴の地づくり

水俣病の発生した水俣湾及びその周辺を環境再生の象徴の地にしていくために、次のことが進められました。

①水俣湾の環境

熊本県による水俣湾の環境調査の結果(2019年度)は次のとおりです。

	地点数等	結 果
水 質	. 11	水銀は検出されませんでした。
(海水)	4 地点	(環境基準は 0.0005mg/パス以下です。)
魚類	2 魚種	暫定的規制値を下回っていました。 暫定的規制値 総水銀 0. 4mg/kg メチル水銀 0. 3mg/kg ① カサゴ 総水銀 0. 30mg/kg、メチル水銀 0. 24g/kg ② ササノハベラ 総水銀 0. 16mg/kg、メチル水銀 0. 12mg/kg 熊本県発行「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書 (第55 報:令和元年度(2019 年度)版)」
底 質	2 地点	暫定除去基準値を大きく下回っていました。 (暫定除去基準値 25mg/kg) ① 八幡プール沖 総水銀 0.06mg/kg、アルキル水銀<0.01mg/kg ② 水俣川河口 総水銀 0.04mg/kg、アルキル水銀<0.01mg/kg _{熊本県発行「令和元年度(2019年度)水質調査報告書」より}

②水俣湾埋立地及び周辺地区の整備

水俣湾埋立地については、水俣病を教訓に、環境と健康をテーマとする公園を整備する計画が 1994 年度に確定し、熊本県により整備が進められてきました。周辺地区では、竹林園 (1992/11)、水俣病資料館 (1993/01)、熊本県環境センター (1993/08)、水俣メモリアル (1996/10)、みなまた観光物産館「まつぼっくり」 (1996/04、2009 年 5 月、道の駅に認定)、国立水俣病情報センター (2001/06) が建設され、公園内では親水緑地、潮騒の広場が整備され、水俣湾埋立地は「エコパーク水俣」という愛称で、2007 年に誰もが集い憩える緑の公園として完成しました。

③環境教育、学習、研究

水俣には環境省の国立水俣病総合研究センターがあり、医学・疫学・社会学分野で研究が進め

られています。

また、国立水俣病情報センター、熊本県環境センター、水俣病資料館周辺を「まなびの丘」と称し、修学旅行生をはじめ、内外の児童生徒に対する社会教育、環境学習の機会が提供される場として活用されています。

(1) 水俣環境アカデミアの活動

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点として、2016年4月に開設し、これまで延べ13,000人を超える国内外からの大学生、研究者等が来所しました。

2019 年度は、アジア 5 か国から 14 名の大学院生等を招聘し、日本の科学技術や地域の再生及び活性化に関する活動を学ぶ「さくらサイエンスプラン水俣研修」、水俣の過去や現在を学び、これからの環境共生型の地域振興を考える「慶應義塾大学及びASEAN諸国の留学生等によるフィールドワークプログラム」、環境省職員等を対象とした「環境調査研修所水俣研修」等の研修事業を実施しました。

その他にも、さかなクンと水俣の海について楽しく学ぶアカデミアシンポジウム、市内の小中学生を対象に大学教授や研究者等が指導を行う「ジュニアサイエンスセミナー」、地域住民の暮らしに役立つ身近なテーマで行う「市民公開講座」、「水銀に関する水俣条約」のアジア太平洋地域での推進を図る「UNEP水俣インセプションワークショップ」等を開催しました。

さらに昨年に引き続き、水俣高校の活動も支援し、慶應義塾大学との「遠隔講義」や、産学官民連携事業としての「木育ワークショップ」なども行いました。

《主な事業内容》

- 水俣環境アカデミアの運営、研究者等の受入促進
- 研究者、事業者等とのネットワーク構築及び研究・産学官民連携の促進
- 環境調査研修所水俣研修等の各種研修事業の受入れ
- 市民公開講座、ジュニアサイエンスセミナー等の人材育成事業
- 熊本県立水俣高等学校支援事業(遠隔講義、木育ワークショップ等)
- さくらサイエンスプラン水俣研修の実施





(2) 水銀に関する水俣条約関連行事の開催

① 「水銀に関する水俣条約記念フォーラム 2019」

日 時:2019年12月21日

場 所:水俣病情報センター 講堂(熊本県水俣市明神町 55-10)

主 催:環境省、熊本県、水俣市

参加者:140 名程度

内容: 水銀に関する水俣条約は、2013年に熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択された国際環境条約です。環境省、熊本県及び水俣市では、条約の周知を進め、各国の条約実施を促進するため、水俣条約を記念する行事を毎年開催してきました。

「水銀に関する水俣条約記念フォーラム 2019」では、環境省から、2019 年 11 月に開催された水俣条約締約国会議第 3 回会合(COP3)の結果を報告するとともに、地元からの COP3 に向けた情報発信の取組等を発信しました。

プログラム:

- 1 ビデオメッセージ(小泉環境大臣)
- 2 [対談]水銀ってなに?

(ヒトコト社 村上美香、国立水俣病総合研究センター、環境省、熊本県、水俣高校生)

- 3 紫外線 LED を用いた消毒装置の現地研修報告 (水俣市各中学校 生徒代表、メタウォーター株式会社)
- 4 水銀に関する研究報告(水俣高等学校、いであ株式会社)
- 5 水俣条約 COP3 の主な成果について(環境省)

第2部

2019 年度の環境施策の取組状況

環境基本計画の体系と市の取組状況

1 取組状況一覧表

第2次水俣市環境基本計画後期実施計画に沿って市が2019年度に取り組んだ状況を一覧にしました。成果は○(目標の80%以上達成できた)、△(おおむね計画どおりだが、目標達成ができなかった)、×(目標の60%未満、または、取組ができなかった)を目安にあらわしています。事業終了後のものもあります。それぞれの取組内容の詳細は「掲載頁」をご参照ください。

رد	テーマ	キーワード	- プログラム 事業	指標	対応部署	成果	掲載頁		
		•	(1) 祈りを捧げ、忘れない			•			
	水	水俣病犠牲者慰霊式の実施	水俣病犠牲者慰霊式への参加者数	環境課	0	19			
	水 俣病 の 教訓		火のまつりの実施	火のまつりへの参加者数	環境課	Δ	19		
			(2) 誰もが安心して暮らせる環境	づくり		•	•		
			水俣病被害者と地域を結ぶ	もやい直しセンター利用者数	振興公社(もやい館、おれんじ館)	0	19		
		を		水俣病相談窓口の設置継続、相談員配置職員数	環境課	0	19		
		胸 に	埋立地等の安全対策	熊本県に対する要望活動	環境課	_	19		
			水銀フリー社会の実現に向けて	水銀フリー社会に向けた普及啓発活動	環境課	0	19		
				・街路灯及び防犯灯のLED化 ・公共施設におけるLED化推進	市民課、該当部署(環境課)	0	19.20		
			(1) ごみの減量・分別の徹底(重		1				
			マイマイ運動の促進	マイバッグ持参率	環境課	0	20		
				ごみゼロ推進活動証書の授与件数	環境課	×	20		
	_	,	ごみ減量取り組み団体への支援	市報におけるごみ減量情報提供回数	環境クリーンセンター	×	20.21		
	へも ゼつ		ごみ減量・リサイクルの推進	市民1人1日あたりのごみ排出量	環境クリーンセンター	Δ	21		
	ロた ウい				環境クリーンセンター	0	21		
	ェ な イい	・ない・使探・て ないでまえしをう をうしたでする。 をう をう		リサイクル率	環境クリーンセンター	0	21		
	スー			可燃ごみへの資源ごみ混入率	環境クリーンセンター	×	21		
1				山間部における生ごみの自家処理推進(生ごみ処理機普及	環境クリーンセンター	0	21		
	実を 現持		リユースの促進	推進) 公共施設におけるリユース促進の拠点数	福祉課(こどもセンター)、市民課(ふれあいセン	0	21		
	につ 向ま		(2) 地域丸ごと環境ISOの推進(重点)						
	けて、		家庭版環境ISOの推進	家庭版環境ISO登録世帯数	環境課	0	22		
	() ()		学校版環境ISOの推進	学校版環境ISOの普及率	教育総務課、環境課	0	22		
	"		事業所版環境ISOの推進	事業所版環境ISO登録事業所数	環境課	0	22		
			争未別						
			1.但十级高速1.000米米	エコショップ認定店舗数 公共施設における二酸化炭素排出量	環境課	Δ	22		
			水俣市役所環境ISOの推進	t-CO2(基準年2005年比削減率)	全庁(環境課)	0	22		
			(1) 安心安全なものづくり(重点	T	HH 44, 4, 77,700		00		
				特産品づくりへの取り組み(みなまたブランドづくり)	農林水産課	Δ	23		
				直売所(有人、物産館含む)の設置数	農林水産課	0	23		
			環境保全農業と地産地消	学校給食への地場産食材使用品数	学校給食センター	Δ.	23		
				地区寄ろ会活動助成件数	生涯学習課	Δ	23		
	環境	・環境と経		休耕地面積	農林水産課	×	23		
	논	済の調和し	環境マイスター制度の推進	環境マイスター認定者数	環境課	Δ	23		
	ビジ	たまちづくり	(2) 資源循環のまちづくり (重点) T	1				
	ネス	・地域資源を活かした	水俣エコタウンの推進	エコタウン企業の資源取扱量	経済観光課	0	24		
2	を結	水俣らしい 産業づくり		環境関連事業への支援案件	経済観光課	×	24		
	ぶま	・環境ビジネスの活性	114日人类の牙はルナが1 一一中日十十	産業団地まつり参加者数	経済観光課	0	24		
	45 づ	化及び交流 の場づくり	地場企業の活性化支援と環境関連事 業の推進	環境技術研究開発助成事業等申請支援	経済観光課	0	24		
	<	と充実	(3) 自然資源の保全と活用(重点		1	_			
	b		住民が優先的に地域の自然資源を利 用する権利の確保	住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保する ための方策検討	環境課、政策推進課、経済観光課	0	24		
			再生可能エネルギーの活用促進	太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭)	環境課	Δ	24		
				太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭)	環境課	Δ	24		
				公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数及び容 量	環境課	0	24		
			バイオマス資源の活用	廃食用油の回収量 バイオディーゼル燃料(BDF)製造量	環境クリーンセンター	0	24		
				バイオマス資源活用事業所数	経済観光課・農林水産課・環境課	0	24		

デ		キーワード	プログラム 事業	指 標	対応部署	成果	掲載頁		
П			(1) 自然環境 (海・山・川・大気) の保全 (重点)						
			環境保全活動の実施	環境月間清掃活動拠点数	環境課	0	25		
				海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数・参加者数	環境課	×	25		
				地区環境協定の締結地区数	環境課	0	25		
			環境調査の実施	海と川の水質検査実施回数	環境課	0	25		
				ばい煙測定事業所数	環境課	0	25		
			豊かな森づくりの推進	豊かな森(実生の森)づくり活動参加者数	環境課	×	26		
				森林の間伐面積・育林保育面積	農林水産課	×	26		
				海藻収穫量(海藻の森づくり)	農林水産課	×	26		
			生物多様性の保全	生物多様性保全のための活動	生涯学習課、環境課	0	26		
				ホタルマップの作成	環境課	0	26		
			水源の保全・保護・涵養機能の向上	愛林館における森づくり活動等参加者数	農林水産課	0	26		
	環境			水源の保全・保護に関する啓発活動	水道局	0	26		
	にこ	・「循環」	(3) 公共用水域の水質保全	1	1	1	1		
	だわ	による元気	下水道への接続推進	公共下水道接続率(公共下水道供用開始区域内)	下水道課	0	26		
3	も地	づくり ・心を和ま	合併処理浄化槽の設置推進	合併処理浄化槽設置率(公共下水道供用開始区域外)	下水道課	0	26		
4	域	せ、 健やかな環	(4) 花と緑のまちづくり						
	と 暮	境づくり ・環境に配	花いっぱい運動	花の苗配布団体数	都市計画課	0	27		
	らし	慮した暮ら しづくり	湯の児チェリーラインの整備活動	湯の児チェリーライン清掃参加者数	都市計画課	_	27		
	づくり		ポケットパーク、公園整備の支援	中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数	都市計画課	_	27		
				「住民でできる公園管理」委託箇所数	都市計画課	0	27		
			グリーンカーテンの推進	公共施設におけるグリーンカーテン設置数	各施設(環境課)	×	27		
			(5) 健やかな住まいと建物づくり						
			環境に配慮した公共施設の整備	公共事業環境配慮の推進	該当部署(環境課)	_	27		
			地域の伝統と風土に根ざした市営住	環境配慮型市営住宅の建設・供給戸数	都市計画課	0	27		
			宅の整備 環境共生型住宅の普及	環境共生型住宅の普及件数(補助件数・市産材活用量)	環境課	0	27		
				エコハウス来館者数	都市計画課	0	27		
			(6) 人と環境にやさしい交通のま	 					
			自転車のまちづくり	自転車市民共同利用システム設置数・会員登録数・走行距離	企画課	0	27		
			コミュニティバスとおれんじ鉄道の	コミュニティバス年間利用者数	企画課	0	28		
			利用促進	肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数	企画課	×	28		
			エコカーの普及(インフラ整備・低	市役所における低公害車導入数(ハイブリッド・電気・低排出	財政課	×	28		
			公害車導入)	ガス・ 燃費基準達成自動車 電気自動車走行距離数	環境課	×	28		
H			(1) 公害・環境学習の拠点づくり			1	1		
	感		水俣病の教訓発信	水俣病資料館入館者数	水俣病資料館	Δ	28		
	性や	W as data		語り部の講話の聴講者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水俣病資料館	Δ	29		
	五感	・学び (実 践) の場づ	水俣病と環境を学ぶ場の提供	水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病情報セン	水俣病資料館	0	29		
	を	くり ・学習(実	集中講義等研修活動の受入	ターとの連携 拠点施設の整備・運営	水俣環境アカデミア	0	29		
5	活かれ	践) の機会 づくり	(2) 公害・環境学習プログラムの		-		1		
	た	・エコ路人の育成によ	村丸ごと生活博物館	村丸ごと生活博物館指定地区数・来訪件数	総務課	O, ×	29		
	環境学	る人づくり	環境モデル都市市民講座の実施	環境モデル都市市民講座(開催及び参加者数)	水俣環境アカデミア	0	29		
	学習		視察研修の実施・受入れ	視察研修の実施受入れ(団体数及び人数:環境課対応分)	環境課	×	29		
	-		環境学習資料の作成	環境白書の作成発行	環境課	0	29		
H		L , よ市	(1) 市民協働による環境モデル都に			L			
		ち よ る 環 協	円卓会議等による市民協働の推進	円卓会議等の開催数	環境課	×	30		
	(x 境働		プギエ戚寺の開催 ダ 環境モデル都市フェスタの開催	環境課	×	30		
りまに		まに	中心が例による日及合光伯男の夫肥	タスクに C / /ビ目PIII / エハア Vノ/用推	タベクルルベ	_ ^	30		

2 取組内容

水俣病の教訓を胸に

水俣病は人の健康被害と環境破壊の大きさにおいて世界に類例をみないといわれています。水俣病の教訓を胸に、多くの生命の基盤となる様々な自然環境の保全・再生・回復に努め、環境に負荷をかけない暮らしづくりを進めます。

【プログラムと市の取組状況】

(1) 祈りを捧げ、忘れない

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
水俣病犠牲者慰霊式 ^(※1) の実施	・国・県・近隣市町村 への参列の呼びかけ	・参列者数 700 人	・参列者数 830 人 ・実行委員会 1 回開催	0
火のまつり ^(※2) の実施	・実行委員会の開催・市民参加の促進(菜の花あかり製作など)・ライトダウンの呼びかけ	·参加者数 500 人	・参加者数約 250 人 ・実行委員会 5 回開催 ・天候不良より、水俣 病情報センターで開 催	Δ

(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
水俣病被害者と地域を結ぶ	・施設及びもやい直し や交流等事業の周知 及び充実	・もやい直しセンター 利用者数(もやい 館)71,600人	・もやい直しセンター 利用者数(もやい 館)58,405人	0
	・被害者の高齢化に伴 う相談対応と充実 ・相談内容と件数の把	・もやい直しセンター 利用者数(おれんじ 館)11,000人	・もやい直しセンター 利用者数(おれんじ 館)10,412人	0
	握	・水俣病相談窓口の設 置2箇所	・水俣病相談窓口の設 置2箇所(市役所、 保健センター)	0
		・水俣病相談員配置職 員数3人	・水俣病相談員配置職 員数3人	0
埋立地等の安全対策	・国県等関係機関への 働きかけ、連携協力	・水俣・芦北地域振興 計画への掲載	_	
水銀フリー社会の実現に向けて	・国県等との連携 ・情報発信(市 HP・資 料館など)	・水銀フリー社会に向けた普及啓発活動	・水俣市にて水銀に関 する水俣条約記念 フォーラムの開催	0
	・水銀廃棄物の適正管理検討・自治会長会議において、補助金の説明	・街路灯及び防犯灯の LED 化 80%	・街路灯及び防犯灯の LED 化 100%	0

^(※ 1) 水俣病の発生によって、犠牲となり亡くなられた方々の慰霊と、環境破壊に対する反省と環境再生への誓いを込め、全市民で祈りを捧げることを目的として水俣病の公式確認日 (1956年) である 5 月 1 日に毎年開催しています。

 $^{^{(**2)}}$ 水俣病で犠牲になった全ての生命に祈りを捧げ、その思いを炎に託し、あわせて水俣再生を願うものです。1994年から始まり、市民の手づくりで毎年9月のお彼岸に近い土曜日に開催されています。







「もったいない」の心を持つまちづくり ~ゼロ・ウェイストの実現に向けて[,]

資源には限りがあります。私たちが取り 組んでいるごみの分別、リサイクルはとて も大事なことですが、その行為にも、資源 やエネルギー、お金が使われています。こ れから先も豊かな生活を営むために、資源 を大切に、そして有効に使っていくために はどうすればいいのでしょう。

一人ひとりが自分の暮らしの中で環境に 配慮することができる地域社会の構築をめ ざします。

キーワード

- ・「むだ」なものはないですか?
- まだまだ使えるもの探し
- ・形を変えてもう一度

【プログラムと市の取組状況】

(1) ごみの減量・分別の徹底(重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
マイマイ運動 ^(※3) の促 進	マイバッグ持参率調査の実施・ごみ減量女性連絡会議との協働による広報活動等・イベントやキャンペーン実施による強化期間の設定・ごみゼロ推進活動証	・マイバッグ持参率 90%以上(有料化店) ・ごみゼロ推進活動証 書の授与件数 12 団	 ・マイバッグ持参率 91.4% (有料化店) ・ごみゼロ推進活動証書の授与2団体、 	×
	書 ^(※4) について周知 広報	体、1,120人	418 人	
ごみ減量取組団体への 支援	・ゼロ・ウェイスト ^(※5) 円卓会議の開催	・市報におけるごみ減 量情報提供回数4回	・市報におけるごみ減 量情報提供(みなへ	×

^(※ 3) 水俣市では、暮らしの中でのごみを減らすために、「マイマイ運動」の取組を進めています。これは、自分のお箸(マイはし) や水筒(マイ水筒)を持ち歩くことで、割りばしやペットボトルなどのごみを減らそうというものです。

^(※ 4) 水俣市では、水俣市を訪れる学校や団体がマイマイ運動の取組をされたときに「ごみゼロ推進活動証書」を授与しています。こ れは、お箸や水筒を持ち歩くそんなちょっとしたことが、環境にやさしい暮らしについて考えるきっかけになるというものです。

^(** 5) 水俣市では、2009 年 11 月 22 日に、「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行いました。ゼロ・ウェイストとは、資源や エネルギーなどの無駄な消費をなくして、ごみを限りなくゼロに近づけていこうという考え方です。日本では、徳島県勝浦郡上 勝町、福岡県三潴郡大木町、奈良県生駒郡斑鳩町が宣言しており、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないしくみをつくるという目標 を立て、取組を進めています。

	・みなへら通信^(※6)の発行		ら通信発行)0回	
ごみ減量・リサイクル の推進 ※ごみ処理の状況につい て詳細は P. 42~P. 45 に 掲載	・リサイ解 ・リカの開催 ・リカの開催 ・リカの開催 ・リカの開催 ・明会のごみ ・可の変を ・一でででである。 ・一でである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・市民1人1日あたり のごみ排出量 784g/ 人・日 ・ごみ総量 7,267t/年 ・リサイクル率 46.1% 以上 ・可燃ごみへの資源ご み混入率 45%以下 ・生ごみ処理容器普及 啓発活動モニター推 進	 ・市民1人1日あたりのごみ排出量778g/人・日 ・ごみ総量6,943t/年 ・リサイクル率38.7% ・可燃ごみへの資源ごみ混入率調査未実施 ・生ごみ処理容器普及啓発活動190基(H29年度からの累計957基) 	О О Х
リユースの促進	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・公共施設におけるリ ユース促進の拠点数 4か所	・公共施設におけるリ ユース促進の拠点、環 4か所(市庁舎(環 境課もったいなども センター、ふれあい センターリユース コーナー ^(※9) 、市立 図書館	0

(2) 地域丸ごと環境 I S O の推進 (重点)

(※ 6) ゼロ・ウェイスト円卓会議では、「ゼロ・ウェイスト宣言のまち、みなまたから無理なく、楽ちんに、みんなでごみを減らしたい」という思いから、市民目線でごみ減量について紹介する情報紙「みなへら通信」を編集、発行しています。

^(※ 7) 水俣市では、水俣市内の女性活動団体の 16 団体からなる「ごみ減量女性連絡会議」を 1997 年 12 月に発足させ、ごみ減量に必要な仕組みづくりを検討し、ごみになるものを家庭に持ち込まないことや、あるものを永く大事に使い続けたり、環境に配慮した商品の購入をすすめるなどを実践されています。

^(※ 8) 家庭の中に眠っている不用品をゆずりたい、新品でなくてもいいので使いたいものがあるという方のための生活用品のリユース・リサイクルの情報交換の場です。窓口は環境課で、情報は市役所 1 階のもったいないボックスコーナーと市のホームページに掲載しています。

^(※9) 地域の方がどなたでも利用できる「ふれあいセンター」を 2008 年に栄町(水光社本店近く)にオープン。作品展示販売コーナーや 喫茶コーナー、絵本コーナーもあり、家庭で不用になったものを販売できるリユースコーナーも設けています。

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
家庭版環境 I S O ^(※10) の推進	環境関連補助金申請者への案内、登録・円卓会議と連携した普及推進	・家庭版環境ISO登 録世帯数 2,000 世帯	・家庭版環境ISO登録世帯数(延べ) 2,177世帯	0
学校版環境 I S O ^(※11) の推進	・学校版 ISO 制度の周 知広報 ・担当職員研修の開催 ・定期審査、更新審査 の実施	・学校版環境 I S O の 普及率 100%	・学校版環境ISOの 普及率100% (定期 審査不適合校なし)	0
事業所版環境 I SOの 推進	・事業所版 ISO 制度の確立 ・広報や説明会の実施 ・調査と分析フォロー 実施 ・小規模小売店舗への 拡大 ・市民への周知、PR	 事業所版環境 I S O 登録事業所数 60 事業所 ・エコショップ^(※12)認定店舗数 18 店舗 	・事業所版環境 I S O 登録事業所(エネル ギー消費実態調査回 答事業所)数 61 事 業所 ・エコショップ認定店 舗数 11 店舗	Δ
水俣市役所における二 酸化炭素排出量(旧環 境 I S O の推進)	・省エネ・省資源の徹底 ・新設備の随時導入検討(公共事業環境配慮の推進)	・公共施設における二 酸化炭素排出量 5,180.3t-C02 (基準 年 2005 年比削減率 △17.0%)	・公共施設における二 酸化炭素排出量 4,925.1t-C02 (基準 年 2005 年比削減率 △21.1%)	0







2019 年度のまとめ

1人1日あたりのごみ排出量は、近年横ばい状態になっており、ごみの総量としては、多少の増減はあるものの年々減少傾向にあり、ごみ分別やリデュース・リサイクルの啓発の効果が出ていると思われます。課題として、可燃ごみへの資源ごみ混入が多くみられるため、市報等を通じて分別の啓発を行っていく必要があります。

公共施設における二酸化炭素排出量の目標値は達成しました。家庭版・学校版 I S O 等地域丸ごと I S O については、10 年以上続く事業であるため、事業内容の見直しを検討します。

環境とビジネスを結ぶまちづくり

-

^(※10) 市民一人一人が、各家庭で環境にいい暮らしづくりを推進するため、2000年から取り組んでいます。2009年には制度の見直しを行い「みなまたエコダイアリー」を作成。取組内容を登録して行動し、家庭で使った電気、ガスなどのエネルギー、水などの資源を記録して行動を見直すことを繰り返し、省エネ・省資源につなげます。

^(※11) IS014001 環境マネジメントシステムの概念を一部取り入れた水俣市オリジナルの制度です。それぞれの学校で、水俣の海、山、川そして大気を守り、次の世代に伝えていくため、二酸化炭素の削減、資源の有効利用、環境負荷の軽減、環境保全などの行動を宣言し取り組んでいます。2000 年度から市内の全小中学校が取り組んでいるのに加え、2008 年度に熊本県立水俣高校が認証を取得し、市内にあるすべての学校が「環境にいい学校づくり」に取り組んでいます。

^(※12) 省エネ・省資源・リサイクルの推進・環境にいい商品の販売など環境に配慮した店づくりをしている店舗を「エコショップ」として水俣市が認定し応援する制度で1999年から始まりました。認定された店舗は年1回の定期審査、3年に1回の更新審査を受けています。

水俣病の経験を教訓として環境に配慮したまちづくりを進めてきました。水俣が持つ地域資源や特性を十分に活かして、資源循環による環境と経済の両立に基づく水俣らしい、持続可能な産業振興により調和の取れたまちづくりを進めていきます。

キーワード

- ・環境と経済の調和したまちづくり
- ・地域資源を活かした水俣らしい産業づくり
- ・環境ビジネスの活性化及び交流の場づくり

【プログラムと市の取組状況】

(1) 安心安全なものづくり (重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
環境保全農業と地産地 消	・新規作物の導入支援 等 ・既存の特売所の継続 ・JAあしきたの物産 館建設については、 費用対効果等と検討 し、補助金活用を検 討 ・旬の地場産食材の使	・特産品づくりへの取組(みなまたブランドづくり)3品目・直売所(有人、物産館含む)の設置数7箇所	 特産品づくりへの取る 組(みなまたブラントでである)2品目 ・直売所設置数6箇所(東部かつ、1000円のである) ・連売所設置数6箇所(東部から、1000円のである) ・連売所設置数6箇所(東部から、1000円のである) ・は一次のでは、1000円のである ・特定のである ・特定のである ・特定のである ・特定のである ・特定のである ・はいるのである ・特定のである ・はいるのである ・はいるのである ・特定のである ・はいるのである ・特定のである ・特定のである ・特定のである ・はいるのである ・はいるのである ・はいるのである ・はいるのではいる ・はいるのである ・はいるのではいる ・はいるのではいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいるのではいる ・はいるのではいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいる ・はいるのではいるのではいる ・はいるのではいるのではいるのではいるのではいる ・はいるのではいるのではいる ・はいるのではいるのではいるのではいる ・はいるのではいるのではいるのではいるの	0
	用 ・給食だより、市 HP で紹介 ・生産者との交流、体験学習・試食会の開催 ・寄ろ会みなまた(※13) の菜の花事業の活性 化。各地区の会員の	・学校給食への地場産 食材使用品数 40 品 目以上 ・地区寄ろ会活動助成 件数 10 件	・学校給食への地場産 食材使用品数 31 品 目 ・地区寄ろ会活動助成 件数 6 件	
	を記さる。 ・ 制務 ・ 農地バンク推進事業、日本型直接支払制度等を活用し、農地の維持管理を行う。	•休耕地面積 95ha	• 休耕地面積 214. 3ha	×
環境マイスター ^(※14) 制 度の推進	・新たなマイスター人 材の掘り起こし ・マイスター活動の広 報 PR	・環境マイスター認定 者数 41 人	・環境マイスター認定 者数 32 人	\triangle

(2) 資源循環のまちづくり (重点)

^{(※13) 1991} 年、水俣病によって分断された地域コミュニティを再構築するため、当時の 26 の行政区ごとに住民の自治的組織「地区寄ろ会」が発足。その集合体が「寄ろ会みなまた」。「いっちょう寄ろうかい」、「いっちょうやろうかい」という掛け声がそのまま組織名となっています。地域資源の再発見とその活用を図るために、住民自ら寄り合い話し合い、自らの手で環境にいい地域づくりを行うことを目的としています。

^{(※14) 「}マイスター」とはドイツ語で職人の師匠・親方を意味します。水俣市では 1998 年 2 月から環境や健康に配慮した安心安全なものづくりをする職人を「環境マイスター」として認定し、水俣ブランドの確立を図っています。

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
水俣エコタウン ^(※15) の 推進	・環境関連事業への支援 ・企業支援センター等 による支援 ・産業団地まつりの魅力向上と周知	 ・エコタウン企業の資源取扱量前年 (24,078t)以上 ・環境関連事業への支援案件1件 ・産業団地まつり参加者数800名 	 ・エコタウン企業の資源取扱量 19,577 t ・環境関連事業への支援案件 0件 ・産業団地まつり参加者数 1,100名 	× 0
地場企業の活性化支援と環境関連事業の推進	・補助事業の周知 ・企業支援センター等 による支援	·環境技術研究開発助 成事業等申請支援 5 件	·環境技術研究開発助 成事業等申請支援 4件	0

(3) 自然資源の保全と活用(重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
住民が優先的に地域の 自然資源を利用する権 利を確保	・環境首都創造ネット ワーク ^(※16) への参 画・連携 ・環境先進自治体の動 向調査	・住民が優先的に地域 の自然資源を利用す る権利を確保するた めの方策検討	・住民が優先的に地域 の自然資源を利用す る権利を確保するた めの方策検討	0
再生可能エネルギー (※17)の活用促進	・市報、インターネット、イベント等での広報・国・県等の補助事業の情報提供	・太陽光発電システム 設置補助件数(一般 家庭)6年間で延べ 150件 ・太陽熱利用システム 設置補助件数(一般 家庭)6年間で延べ 120件 ・公共施設等への再生 可能エネルギー新規 導入件数延べ19件 (容量延べ10kW)	・太陽光発電システム 設置補助件数(一般 家庭)6年間で延べ 94件 ・太陽熱利用システム 設置補助件数(一分 家庭)6年間で延べ 80件 ・公共施設等への再生 可能エネルギー新規 導入件数延べ22件 (容量延べ517.6kW)	0
バイオマス資源 ^(※18) の 活用	・廃食用油の回収及び バイオディーゼル燃 料 (BDF) 製造を 維持	 ・廃食用油の回収量 3,000ℓ ・バイオディーゼル燃料(BDF)製造量 2,700ℓ ・バイオマス資源活用 	 ・廃食用油の回収量 4,3220 ・バイオディーゼル燃料(BDF)製造量 00 ・バイオマス資源活用 	O ×

_

^{(※15) 2001} 年 2 月、水俣市は環境保全活動を活かした資源循環型社会の構築を目指して「環境モデル都市」(1992 年)にふさわしい産業の創出と育成など、小都市型の展開を特徴とした「水俣エコタウンプラン」を策定し、経済産業省と環境省の承認を受けました。コンセプトは、資源循環型社会、環境共生を軸とする環境モデル都市にふさわしい産業を育成するとともに、全国他地域への普及を図り、全国中小都市のモデルとなる質の高い環境ビジネスの拠点となることです。

^(※16) 環境首都創造ネットワークは、環境首都を目指し、自治体、NGO、研究機関によって 2012 年に発足し、地域から持続可能な社会を実現するための調査・研究、政策立案、実施、全国への普及に協働で取り組んでいます。

^(※17) 再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマスなど、自然の力で定常的(もしくは反復的)に補充されるエネルギー全般をいいます。

^(※18) バイオマス資源とは、家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源をいい、循環型のエネルギーなどに活用されています。生物資源から得られるエネルギーで、薪や炭、動物の糞を燃やすという方法や、植物から燃料用







2019 年度のまとめ

みなまたエコタウンの推進については、みなまた産業団地まつりの開催や、各企業による視察受入等により一定程度の成果を上げており、引き続き、各種取組を支援していくことが必要です。 安心安全なものづくりの一環として、各種団体と連携をしながら、新規事業の導入・定着支援を行ってまいります。

環境にこだわる地域と暮らしづくり

水俣病を経験した水俣市では、その経験を教訓として環境に配慮したまちづくりを進めてきました。これからも、水俣病の犠牲を無駄にしないよう、地域に存在するすべてのものの共生と循環を考え、持続可能なまちづくりを目指します。

キーワード

- ・「循環」と「共生」による元気づくり
- ・心を和ませ、健やかな環境づくり
- ・環境に配慮した暮らしづくり

【プログラムと市の取組状況】

(1) 自然環境(海・山・川・大気)の保全(重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
環境保全活動の実施	・各自治会長への周知・市報、回覧等での呼びかけ・実施箇所の増加検討	・環境月間清掃活動拠 点数 80 箇所 ・海と川のクリーン アップ作戦実施箇所 数 11 箇所・参加者 数 1,000 人 ・地区環境協定(※19)の 締結地区数 8 地区	 環境月間清掃活動拠点数 125 箇所 海と川のクリーンアップ作戦 0 箇所(荒天中止) 地区環境協定の締結地区数 8 地区 	O ×
環境調査の実施	・水質検査・ばい煙測定の継続	・海と川の水質検査実施回数6回 ・ばい煙測定事業所数2事業所	・海と川の水質検査実施回数6回 ・ばい煙測定事業所数2事業所	0

エタノールを作るなどさまざまな利用方法があります。

^(※19) 地区の環境保全を地区住民自身が行っていくため住民でできる最低限度の生活ルールをつくり、守りながら生活していこうとするもので、地区の住民間で締結されます。

豊かな森づくりの推進	・実生の森実行委員会 の開催及び活動支援 ・高性能林業機械を2 ・高性能林業で、間伐をよっ ・適場で、間伐をより 多く行う。 ・適切な資源管理・養殖等の整備 ・県漁連等との連携による販路拡大	 豊かな森 (実生の森 (※20)) づくり活動数 1活動 森林の間伐面積 270ha 海藻収穫量 (海藻の 森づくり (※21)) 45 t 	 ・豊かな森 (実生の森)づくり活動新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ・森林の間伐面積37.47ha ・海藻収穫量(海藻の森づくり)6.3 t 	×
生物多様性の保全	・清掃活動の実施・無田湿原の保全活動・ホタルマップの作成・市報等による周知 PR	生物多様性保全のための活動2回ホタルマップの作成	生物多様性保全のための活動2回ホタルマップの作成	0

(2) 水源のかん養機能の向上(重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
水源の保全・保護・涵 養機能の向上	・「水源の森」の水源 涵養機能を維持する ための森ではりの下列り 動(蔓きり、下刈り等)を住民と連携し 継続的に行う。 ・ホレット配布による 広報 ・水道週間時の啓発	・愛林館における森づくり活動等参加者数 1,680人(累計) ・水源の保全・保護に 関する啓発活動1回	・愛林館における森づくり活動等参加者数 1,573人(累計) ・水源の保全・保護に 関する啓発活動実施	0

(3) 公共用水域の水質保全

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
下水道への接続推進	・水俣市水洗化促進計画に基づく公共下水道接続促進活動・ホームページへの掲載・広報紙への掲載・戸別訪問の実施	·公共下水道接続率 (公共下水道供用開始区域内) 90.47%	・公共下水道接続率 (公共下水道供用開始区域内) 91.96%	0
合併処理浄化槽の設置 推進	・水俣市水洗化促進計画に基づく浄化槽普及促進活動・ホームページへの掲載・広報紙への掲載・戸別訪問の実施	·合併処理浄化槽設置率(公共下水道供用開始区域外38.37%	·合併処理浄化槽設置率(公共下水道供用開始区域外32.00%	0

^(**20)公害防止事業により水俣湾に造成された埋立地(現在の水俣広域公園「エコパーク水俣」)内に、シイ、カシなどのドングリの実を植えた実生の森づくりが市民の手で進められています。

^(※21) 水俣市では、海を浄化し、魚のえさ場や産卵の場所にもなる海藻を増やす「海藻の森づくり」に取り組んでいます。

(4) 花と緑のまちづくり

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
花いっぱい運動	・市内企業、事業所に 対する呼びかけを行 なう	・花の苗配布団体数 78 団体	・花の苗配布団体数 74 団体/個人 9 人	0
湯の児チェリーライン の整備活動	・市報による呼びかけや、市内団体への直接呼びかけ	・湯の児チェリーライ ン清掃参加者数 200 人	・実績なし	-
ポケットパーク、公園 ・中尾山コスモス 催による新聞初 告等を用いての ント周知 ・自治会等を中心 た管理を希望す 体等への呼びが		・中尾山コスモス会主 催によるコスモス祭 り開催数1回・「住民でできる公園 管理」委託箇所数11 箇所	・実績なし ・「住民でできる公園 管理」委託箇所数 11 箇所	- 0
グリーンカーテン ^(※22) の推進	・グリーンカーテン取 組みの設置呼びかけ・取組み状況調査の実 施と公開(年1回)	・公共施設におけるグ リーンカーテン設置 率 52.0%	・公共施設におけるグ リーンカーテン設置 率 30.0%	×

(5) 健やかな住まいと建物づくり

事業	推進手段 2		2019 年度取組状況	成果
環境に配慮した公共施 設の整備	・公共事業環境配慮調整会議の実施・環境配慮チェックシートの作成・環境側面抽出及び環境影響評価書の作成	・水俣市環境 I S O に おける公共事業環境 配慮の実施	・2018 年度をもって水 俣市環境 I S O によ る運用管理を停止	_
地域の伝統と風土に根 ざした市営住宅の整備	・牧ノ内団地の建替	・牧ノ内団地 74 戸建 設	・牧ノ内団地 74 戸建 設	0
環境共生型住宅の普及	・補助制度の周知 ・業者向け説明会の開催 ・補助金利用者アンケートの実施 ・環境共生型住宅の普及推進活動の実施	・エコ住宅建設 17 戸 ・エコ住宅での市産材 利用 207.7 ㎡ ・エコハウス来館者数 1,460 人	・エコ住宅建設 17 戸 ・エコ住宅での市産材 利用 225.4 ㎡ ・エコハウス来館者数 1,921 人	0

(6) 人と環境にやさしい交通のまちづくり

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
自転車のまちづくり	・HPや市報等を活用 し、利用促進を図る ・市報等への掲載	・自転車市民共同利用 システム会員登録数 1,100人	・自転車市民共同利用 システム会員登録数 1,151人	0

(※22) 室内温度の上昇を抑えるために、窓際にツル性の植物(あさがお、ゴーヤなど)を植え、植物のカーテンをつくることです。

コミュニティバスと肥 薩おれんじ鉄道の利用 促進	・運行内容の見直し 等、利便性の向上を 図るとともに、時刻 表の作成やHP、市 報等を活用し、利用 促進を図る ・関係機関と連携し、 利用促進を図る	・コミュニティバス年 間利用者数 89,864 人 ・肥薩おれんじ鉄道の 市内における年間利 用者数 162,967 人	・コミュニティバス年 間利用者数 101,768 人 ・肥薩おれんじ鉄道の 市内における年間利 用者数 174,183人	0
エコカーの普及(インフラ整備・低公害車導入)	・更新又は新たに導入する車両(特殊車両を除く)について、より環境負荷の少ない自動車の選定に努める。 ・公用車として利用し、PR。 ・イベント等による普及啓発	・市役所における低公 害車導入数(ハイブ リッド自動車・電気 自動車・低排出ガス 車・燃費基準達成自 動車)3台 ・電気自動車走行距離 数5,500km	・市役所における低公 害車導入数(ハイブ リッド自動車・電気 自動車・低排出ガス 車・燃費基準達成自 動車)1台 ・電気自動車走行距離 数1,545km	×







2019 年度のまとめ

清掃活動や環境保全活動など、市民の理解と努力により継続・維持されています。 森林については、主伐期を迎えており、間伐面積が減少している状況です。また、海藻収穫量については、磯焼けを防ぐこと及び魚のえさ場や産卵場所の確保のために海藻を増やしたため、減少していると考えられます。今後は、漁協、漁業者と連携しながら、藻場の再生に支援を行う。

感性や五感を活かした環境学習

水俣は、海、山、川の豊かな自然に囲まれています。そして、そこに根ざした地域の文化や食、生活の知恵などさまざまな地域資源もあります。このような水俣の環境を水俣に住む私たちが五感を使って理解し興味を持つことで、環境に配慮した行動が当たり前になっていくことを目指します。

キーワード

- ・学び(実践)の場づくり
- ・学習(実践)の機会づくり
- ・エコ路人の育成による人づくり

(1) 公害・環境学習の拠点づくり (重点)

/ 日日 水池 日 - Je/m - イ / (主/m)						
事業 推進手段		2019 年度の目標	2019年度取組状況	成果		
水俣病の教訓発信	・水俣病関係資料の収 集、保存	·水俣病資料館入館者 数 54,000 人	·水俣病資料館入館者 数 38,533 人	\triangle		
	・常設展示の充実	・語り部の講話の聴講	・語り部の講話の聴講	Δ		

	・語り部講話の実施 ・各種企画展、サテラ イト展の開催	者数 30,000 人	者数 23,590 人	
水俣病と環境を学ぶ場の提供	・定期的な意見交換の 開催・連携的イベント、総 合的イベントの開催	・水俣病資料館、熊本 県環境センター、国 立水俣病情報セン ター3館の連携	・見学、聴講等の調整 を行い、3 館連携し て、環境・公害学習 の推進を図った。	0
集中講義等研修活動の 受入	・環境首都創造事業等 補助金の活用及び関 係機関との連携、全 国大学への営業活動	・集中講義等研修活動 の受入1件	・集中講義等研修活動 受入12件	0

(2) 公害・環境学習プログラムの充実(重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
村丸ごと生活博物館 ^(※23)	・市広報紙・HPでの 周知・物産展等への出展を 通じてのPR等、も のづくり推進	・村丸ごと生活博物館 指定地区数 4 地区 ・村丸ごと生活博物館 来訪件数 40 件	・村丸ごと生活博物館 指定地区4地区(頭 石、久木野、大川、 越小場) ・村丸ごと生活博物館 来訪件数3件	О *
環境モデル都市市民講 座の実施	・講座プログラムの充実・受講者アンケート実施・市報等での呼びかけ	・環境モデル都市市民 講座開催数6回 ・環境モデル都市市民 講座参加者数60人	・市民公開講座開催数 5回 ・市民公開講座参加者 数 412 人	0
視察研修の実施・受入れ	・積極的な視察研修の 受入れ ・環境モデル都市実践 事例集の紹介(販売 冊数)	・視察研修の実施受入 れ団体数(環境課対 応分)52団体 ・視察研修の実施受入 れ人数(環境課対応 分)720人	・視察研修の実施受入 れ団体数(環境課対 応分)11 団体 ・視察研修の実施受入 れ人数(環境課対応 分)167 人	×
エコマップづくり	・配布・活用 ・内容のリニューア ル、再印刷	・配布・活用・配布・活用		0
環境学習資料の作成	・定期的な更新 ・公表(水俣市ホーム ページ等)	・環境白書の作成発行 1回	・環境白書の作成発行 1回	0







^(※23) 生活文化、自然、産業などを守り、伝え、育てることに意欲のある地区を水俣市が指定します。目に見える建物や田畑、目に見 えない知恵や言い伝え、そこに住む人々、村のすべてを博物館に見立てた「屋根のない生活の博物館」です。

2019 年度のまとめ

水俣病資料館においては、伝え手制度の施行による語り部講話の充実、関係資料の収集、整理とそれに基づく企画展・サテライト展の開催により、来館者数の復調が見られました。また、水俣環境アカデミアにおいては、大学や研究機関との連携、研修誘致等を通して多くの方が訪れています。

市民協働による環境まちづくり

環境のまちづくりを市民協働で推進していくために、テーマに応じた部会「円卓会議」を設立し、市民協働による環境モデル都市づくりを目指します。「円卓会議」という名称には、市民、事業者、行政が同じ一つのテーブルを囲んで話し合い・実行していくという意味が込められています。

(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進(重点)

事業	推進手段	2019 年度の目標	2019 年度取組状況	成果
円卓会議等による市民 協働の推進	・円卓会議の開催 ・環境まちづくり課題 の検討	・環境モデル都市推進 委員会の開催回数 6 回	ゼロ・ウェイスト円 卓会議の開催回数 2 回	×
市民協働による普及啓 発活動の実施	・実行委員会の開催 ・フェスタ内容の充実 ・各地域を巡る開催	・環境モデル都市フェ スタを2年に1回 ペースで開催	・産業団地まつりへの参加なし	×

2019 年度のまとめ

ゼロ・ウェイスト円卓会議では、昨年度新たに増えた紙パックの分別状況やその他ごみ分別の取組状況、キエーロの設置状況などについて、話し合いが行われました。

第3部

水俣の環境

自然を大切に

自然は私たち人間のものではなく、多くの生き物も共に棲む生命のより所です。水 俣には、海や山、川があり、水俣を流れる川の流域を生命基盤としています。

1 海の保全・再生 水俣の海、海べり

海べりが海水を浄化すると共に小魚の群れ育つ場であることから、自然の渚の保全 再生が基本となりますが、改修する時には自然に配慮し、その影響を最小限にしてい くことがまず求められます。また、改修した所でもできるだけ生態系を回復すること、 また開発の際に環境に配慮し環境負荷を極小化することが求められていますが、その ためにも環境アセスメントの実施は不可欠です。

海べりの開発状況

茂道漁港や丸島漁港で一部埋立等整備が行われており、また、月浦地区(坪谷)での埋立及び湯の児温泉街前海岸で高潮対策による整備が進められました。

光の届く浅い海の保全状況

小魚の群れ育つ浅い海を保全もしくは再生することを目的に、当面、現存する浅 い海を残していくことを目標としています。

埋立地などの人工護岸の多自然化状況

人工護岸を多自然化することを目的に、当面、現存する石積み護岸など、人の手が加わりながらも生物が生息できる護岸を残すことが目標となります。

海藻の森づくり

環境の変化によって減少した薬場を再生することにより、水質の浄化と豊かな漁場づくりを目指しています。

2 山(森)の保全・再生

(1) 水俣の山(森)の状況

水俣市の面積 16,329ha のうち、2019 年 4 月現在の林野面積は 12,129ha (74%) です。

【単位: ha】

年	総面積	総林野	人工・天然の区分		所有者区分		
4	祁山惧	面積	人工林	天然林	国有林	公有林	私有林
2017	16, 329	12, 144	8, 990	1, 138	1, 755	702 (416)	9, 686
2018	16, 329	12, 133	8, 890	1, 229	1, 755	702 (416)	9, 676
2019	16, 329	12, 129	8, 890	1, 226	1, 755	702 (416)	9, 671

() 内は市有林 資料:熊本県林業統計要覧(熊本県農林水産部)

(2) 対策

森林の 79.7%を占める私有林のうち、スギ・ヒノキなどの人工林が 73.2%以上を占め、その人工林の大半が 40 年生以上の伐採対象となる森林部分です。これらの森林では間伐等を行うことにより、環境負荷が小さく、再生産可能な資源である木材の生産という目的以外にも、下層植生が繁茂し、公益的機能が十分に発揮できるという効果があります。森林のもつ公益的機能とは、土壌流出、山腹崩壊、水質汚濁等の防止、水源かん養、二酸化炭素固定、生物多様性、景観等です。

また、炭焼きやレクリエーション等により、里山の機能を見直し、保全していきます。

1) 森林の整備

木材生産以外に、土壌流出防止、水源かん養のためにも、人工林では間伐等の森林整備を行うことが不可欠です。民有林は、森林整備において経済性が大きく関係するため、助成制度を利用した間伐や植栽、道路網の整備を推進していきます。また、若い樹木を成長させることで、二酸化炭素固定効果も期待できます。

【人工林の除間伐面積】

年 度	2017	2018	2019
面積(ha)	114	75	74

2) 森林の保全・再生

林道路網からの距離・地形等勘案して、複層林、混交林、広葉樹林等、その土地に適した樹種、施業方法で森林をつくっています。植栽・施業困難地は、経済性・生物多様性の面から天然林として残すことが望ましいと考えられています。

市有林でも公益的機能にも充分配慮して管理しています。

公益上重要な機能を持つ森林は、保安林制度を活用し、その機能が充分発揮されるよう誘導しています。

【保安林の指定状況】

(P T						L 1 1——			
		水源かん 養保安林	土砂流出防 備保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	魚つき 保安林	保 健 保安林	合 計
	国有林	1, 112	482	43	5		17 (43)	3 (37)	1, 662 (80)
	民有林	470	176			10	4	(24)	660 (24)

※()は同一箇所で2種類以上の保安林種に指定されている兼種指定数

【単位:ha】

3)漁民の森へと

漁民は流域の自然環境に大きな恩恵を受けています。豊かな海は森が育てています。このことから、豊かな水を供給する森林を守り育て、豊かな海づくりにつなげるため、漁業者が中心となった森づくりが行われるようになりました。

【漁民の森づくり】

事業主体:水俣市漁業協同組合

事業年度: 2002年度~2005年度、2013年度

植栽場所:水俣市久木野字金迫(4ha)

- 【2002】植栽面積: 1ha、山桜 500 本、ケヤキ 250 本、クヌギ 500 本、イチイガシ 500 本、モミジ 150 本、イチョウ 100 本(合計 2,000 本)
- 【2003】植栽面積: 1ha、ケヤキ 500 本、クヌギ 500 本、イチイガシ 500 本、モミジ 200 本、イチョウ 100 本 (合計 1,800 本)
- 【2004】植栽面積: 1ha、クヌギ 500 本、イチイガシ 500 本、モミジ 100 本、イチョウ 200 本、ヒノキ 200 本、緑の少年団記念樹 100 本(合計 1,600 本)
- 【2005】植栽面積: 1ha、ケヤキ 100 本、クヌギ 300 本、イチイガシ 300 本、モミジ 100 本、イチョウ 400 本(合計 1,200 本)

【2013】植栽面積: 0.1ha、イチイガシ80本、ヤマモモ20本(合計100本)

3 川の保全・再生

(1) 対策

1) 自然な川べりの保全と再生

目的:自然な川べりの保全と再生

目標:昔の自然に近い形態の護岸を保全再生

実施:特になし。ただし、寄ろ会みなまたで調べた「水の経絡図」を活用し、地域 懇談会などで話し合われたことをもとに調査。

2) 伝統的な石積み護岸の保全と再生

目的:伝統的な石積み護岸の保全と再生

目標:現存する石積み護岸などの保全

実施: 石積みの保全については、これまでの河川改修などでなくなる傾向にあり

ましたが、近年はコンクリートで河岸や川床を固めたりするのではなく、 現地にある石を利用したり、生物の生育に配慮した製品を使用する工法が

主流になっており、石積みの護岸も増えつつあります。

3) 自然な川相の保全と再生

目的:自然な川相の保全と再生

目標:自然な川相の保全・再生。魚道づくり。

現状:23 箇所の井堰全てに魚道があります。ただし、アユ、ウナギ、カニ、ヨシ

ノボリなどが遡上しにくいので、構造的に改良した方がいいものがありま

す。

自然と共に

人は人だけでない多くの生命の存立基盤である自然環境に手を加え、半自然にしながら生きてきました。その手の加え方は、10数年ごとに伐採し、炭などにしていく雑木林のように使いながら、使い尽くさない循環を基調とするものでした。言葉を変えて言うなら、改変された半自然と共に生き続けることが可能な暮らし方でした。

暮らしの中に伝えられてきた循環と共生のあり方を再び把握し直し、環境に負荷の 少ない暮らし方を促していくことが求められています。

1 環境に負荷の少ない暮らし方の促進

(1) 水環境 水俣の水めぐり

水俣市は、豊富な水資源により、安定した市民生活を営んでいます。しかしながら、1994年度から1995年度にかけての少雨による異常渇水が発生し、山間部を中心に生活用水の補給がなされました。

水俣の水めぐりをよくしていく行動は、森から始まり、生活の中で使う水をきれいにして流し、また川を保全していくことから始まります。

◆水のゆくえ 水の経絡図の作成

【調べた内容】自然林、雑木林、水路、川、農業用水路、井堰、自家水源、簡易水道、 上水道の水源、配水池、管路、湧き水、洗い場、排水先、田、畑、 自然神(山の神、水神、田の神、荒神)

【期間】1992~1993年

【主体】「寄ろ会みなまた」各地区(26 地区)ごとに市と協働で実施

1) 水利用の状況

飲み水は以前、谷の表流水や湧き水、井戸で汲み上げた地下水などを利用した 自家水道でしたが、都市化の進展、衛生観念の普及、人工林の拡大で、市街地だ けでなく、水俣の海べりは上水道になっています。農山村地域でも一部上水道が 整備され、他簡易水道施設等の整備が進みました。

2) 上水道

上水道は、1937年の給水開始以来、常に清浄・豊富で、安全な水を安く供給しています。2012年3月31日に水道事業変更申請(第6次拡張事業)が認可され、現在の計画給水人口は24,100人、一日最大給水量8,342トンとなっています。

3) 簡易水道等

簡易水道は2ヵ所、専用水道1ヵ所、飲料水供給施設は52ヵ所あります。1950

年代から 1960 年代に設置された小規模で老朽化した施設が多く、使用量の増加に 対応できず、改修が必要となっています。また、少子高齢化の進行により、維持管 理が困難となっている施設もあります。

4) 水俣市簡易水道事業等統合計画

特に、東部地区や久木野地区においては、経営や水質面で大きな問題を抱えている簡易水道等が存在し、地元住民から早急な施設整備及び経営の市への移管の要望が寄せられていました。

そこで、本市では 2009 年 7 月に「水俣市簡易水道事業等統合計画」を策定し、 東部地区の 3 簡易水道 (渡野、深川、釣橋) 及び 6 飲料水供給施設 (中鶴、深川下 向、松山、今俵、ひご山、市渡瀬 8 組) と久木野地区の 2 簡易水道 (鶴、有木・田 頭) を 2016 年度末までに上水道に統合し、併せて必要な施設整備を行うこととし ました。

この計画に基づき、2010年度から基本計画、資産調査、水道事業変更認可申請、 国庫補助金要望等を行いました。次いで、2011年10月1日には5簡易水道(渡野、 深川、釣橋、鶴、有木・田頭)について経営を組合から水俣市水道局に移管し、水 道料金も上水道と統一しました。さらに、2012年3月31日付けで5簡易水道は上 水道に統合され、2016年度末には主要な施設整備が完了しました。



ひご山配水池(水俣市市渡瀬 2015年度完成)

簡易水道施設(計画給水人口が101人以上5,000人以下)

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源水	貯水容量 (m³/日)	給水量 (m³/日)
1	15	湯出総合	1971/12	71	158	湧水	40	55
2	15	湯出流合	1958/05	54	80	湧水	54	27
		計		125	238			

専用水道施設(1日最大給水量が20m3を超える)

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源水	貯水容量 (㎡/日)	給水量 (㎡/日)
1	16	野川	2001/11	35	65	深井戸	10	24

飲料水供給施設(給水人口が100人以下かつ1日最大給水量が20㎡以下)

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源水	貯水容量 (㎡/日)	給水量 (m³/日)
1	6	松尾平	2001/01	13	25	深井戸	10	6
2	6	大窪	1983/04	26	65	深井戸	10	19
3	6	鶴団地	1985/10	19	48	深井戸	19	16
4	6	中尾山	1997/09	10	19	深井戸	20	19
5	8	風穴	1963/09	9	21	湧水	12	8
6	8	小野川内	1958/07	9	22	湧水	20	10
7	8	石神	1961/09	3	8	湧水	10	10
8	9	深川長谷	2009/03	4	6	深井戸	-	_
9	10	集	1957/02	14	39	深井戸	30	15
10	10	丸石	1958/08	6	8	湧水	10	5
11	10	新屋敷	1958/08	18	67	深井戸	20	15
12	10	宝川内川原	2003/12	4	10	深井戸	13	5
13	10	中屋敷上	1957/11	13	18	湧水	9	19
14	11	中屋敷下	1956/09	6	8	湧水	10	5
15	11	羽迫上	1962/01	7	19	湧水	15	12
16	11	羽迫下	1960/02	12	24	深井戸	10	10
17	11	市渡瀬	1962/06	5	14	湧水	7	3
18	11	市渡瀬日当	2007/06	7	19	深井戸	10	4
19	11	元村	1962/11	19	49	浅井戸	20	17
20	11	馬淵	1962/11	5	11	深井戸	-	5
21	11	仁王木	1957/12	15	42	深井戸	10	13
22	12	石坂川・構	1958/12	16	33	深井戸	40	16
23	13	井良迫	1928/04	8	21	湧水	30	10
24	14	薄原	1958/08	23	56	湧水	40	19

25	14	薄原丸尾	1957/03	13	32	湧水	25	17
26	14	桜野	1999/07	29	64	深井戸	24	16
27	15	湯出新屋敷	1955/04	11	27	深井戸	12. 5	8
28	15	下村	1952/05	10	17	湧 水	14	13
29	15	芦刈	1958/02	8	19	湧 水	6	9
30	15	桜野上場	1972/12	7	25	深井戸	8	7
31	15	頭石中村	1959/09	11	25	湧水	10	10
32	15	頭石手小田	1958/09	12	30	湧水	15	15
33	15	頭石上	1960/10	2	4	湧水	10	3
34	15	招川内	1961/11	8	29	湧 水	11	5
35	16	長崎	1961/10	23	50	深井戸	40	19
36	16	茂川	1963/03	11	34	湧水	20	19
37	22	外平				上水道		
38	23	暖谷	1960/12	4	9	湧水	5	2
39	23	寒川	1958/11	16	34	湧水	20	19
40	24	中小場	1958/12	16	35	湧水	30	19
41	25	大川	1958/10	20	45	湧水	25	19
42	25	大川日添	1958/10	5	6	湧水	20	6
43	25	大川井手山	2007/08	4	10	深井戸	1	3
44	25	寺床	1960/03	26	38	湧水	18	11
45	26	日当野	1960/03	28	45	湧水	40	19
46	26	一本木	1960/01	4	5	湧水	4	10
47	26	本井木中尾	1960/03	4	6	深井戸	5	3
48	26	本井木	1962/02	20	39	浅井戸	20	15
49	26	中須	1960/03	4	8	湧水	4	4
50	26	岩井口上	1960/03	3	8	湧水	20	3
51	26	岩井口日当	1952/03	11	16	湧水	9	9
52	26	無田	1961/03	8	14	湧水	6	7
		計		589	1, 326			

※空き家で水道のみ引いている家があるため、給水戸数が給水人口を上回る場合がある

(2) 水をきれいに

水俣川の水質は、生活環境の保全に関する環境基準では A 類型、AA 類型といわれ、きれいな状態です。しかし、川に入ってみると、ごみの散乱、コンクリート護岸の増大による川の浄化力の低下、家庭排水のほか田畑に散布される農薬や化学肥料等の河川流入などでの水質汚染があり、回復してきたとはいえ、ダクマ(テナガエビ)やホタルなど水棲生物は昔ほど生息していません。

1) 公共下水道

水俣市の公共下水道は、1975 年度から整備をはじめ、1992 年 3 月から市街地の一部を供用開始しました。汚水の処理については、現在、計画区域 361ha のうち 357ha の整備が完了しており、今後も生活環境の保全のため、事業を進めていきます。

公共下水道の計画及び整備状況

2020年3月末現在

区分	項目	全体計画 ~2035 年度	事業計画認可 ~2023 年度	整備状況 2018 年度末	整備状況 2019 年度末
処理区域面	i積	361ha	361ha 361ha		同左
処理人口		9,900 人	12,100 人	12,860 人	12,667 人
終末処理場	終末処理場処理能力		6,700 m³/日	8,400 m³/日	同左
ポンプ場	汚 水	2	2	2	同左
かく ノ 場	雨水	5	5	5	同左
下水道普及	李	_	_	52.5%	52.7%
水洗化人口		_	_	11,656 人	11,648 人
水洗化率		_	_	90.6%	92.0%
行政人口	行政人口		_	24, 493 人	24,033 人

2) 合併処理浄化槽

生活雑排水による生活環境の悪化や、河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域外において、合併処理浄化槽を設置する市民に対して、補助金を交付する補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を 1989 年度から開始し、合併処理浄化槽の普及に取り組んできました。

この制度により、2019 年度まで 1,900 基が設置されており、今後も継続して普及促進を図ることにしています。

合併処理浄化槽設置数

	化價改直級					
人槽 年度	5	6 ~ 7	8~10	11~20	年 計	事業費 (千円)
						(111)
1989 ~1991	6	8	0	0	14	5, 425
1992	2	5	0	0	7	2,850
1993	1	12	0	0	13	5, 700
1994	1	12	0	0	13	5, 700
1995	0	27	0	0	27	12, 150
1996	6	30	27	0	63	37, 992
1997	7	42	48	0	97	61, 161
1998	39	71	20	0	130	53, 367
1999	48	43	12	1	104	41, 874
2000	61	56	5	4	126	71, 840
2001	58	48	4	0	110	60, 750
2002	65	46	5	3	119	66, 840
2003	68	47	2	2	119	65, 750
2004	32	42	1	1	76	43, 020
2005	53	45	1	0	99	37, 896
2006	32	22	3	1	58	22, 827
2007	27	24	1	0	52	19, 988
2008	27	29	2	0	58	22, 426
2009	35	26	2	3	66	26, 837
2010	28	32	2	1	63	24, 939
2011	46	21	4	0	71	37, 878
2012	46	23	0	0	69	37, 587
2013	53	17	2	0	72	36, 270
2014	45	17	1	0	63	32, 606
2015	39	14	0	0	53	26, 134
2016	42	7	3	0	52	25, 776
2017	26	4	1	0	31	14, 226
2018	32	4	1	0	37	16, 048
2019	28	7	3	0	38	19, 321
計					1, 900	

浄化槽で発生する汚泥は一般廃棄物として処理計画に基づき、衛生的かつ適正に処理することと定められています。水俣市では、し尿・浄化槽汚泥はそれまで海洋投入で処分を行っていましたが、2001年10月からアール・ビー・エス肥料工場が稼動し、し尿・浄化槽汚泥は全てここで処理・製品化され、各方面に出荷されています。

2 資源の循環

水俣市は1993年から、燃やすもの・資源・粗大・埋立・有害ごみの5種類20分別の収集を始めました。

それまで燃やすもの、不燃ごみとして焼却や埋立処分されていた紙・布、アルミ・スチール 缶、びん類が資源として回収されるようになり、埋立量も約3分の1に減少しました。びん類が資源として回収されるようになり、埋立量も約3分の1に減少しました。

資源の回収については、1998年4月にはペットボトル、2000年4月からは廃プラスチック類等、2002年12月からは生ごみ、2005年4月からは電気コード類の収集を開始し2009年4月からは、食用油の収集を開始しました。収集された食用油は、燃料 (BDF) やせっけんなどの原料として利用されます。その他品目統合を図りながら、現在22分別を実施しています。

また、2002年12月からは、可燃ごみの処理を水俣芦北広域行政事務組合に移行。同組合の溶融 炉から搬出される溶融スラグは、道路の路盤材としてリサイクルされています。溶融炉で処理することにより、埋立量もさらに減少しました。生ごみの分別収集は、リサイクル率の向上とごみ 総量の抑制に効果がありましたが、今後もごみ減量やリサイクルに向けた取り組みを向上させていく必要があります。

(単位・+)

(1) ごみ処理の状況

1)ごみ排出量の推移

	1 重 7 7 1 圧 1/3	<u> </u>		(+	<u> </u>
年度	2015	2016	2017	2018	2019
種類	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)
可燃	4, 728	4, 435	3, 899	3, 914	3, 967
※1 粗大不燃	574	608	416	632	516
資 源	1, 562	1, 436	1, 406	1, 304	1, 295
生ごみ	987	954	1, 168	1, 245	1, 165
計	7, 851	7, 433	6, 889	7, 095	6, 943
※2 資源化量	2, 904	2,668	2,869	2, 795	2,685
リサイクル率	37.0%	35.9%	41.6%	39.4%	38.7%

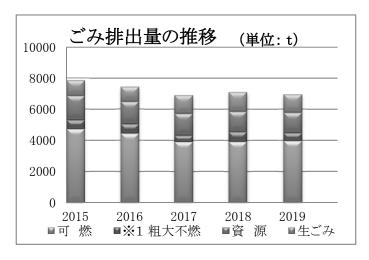
※1 火災等による直接埋立は粗大不燃に含まれる

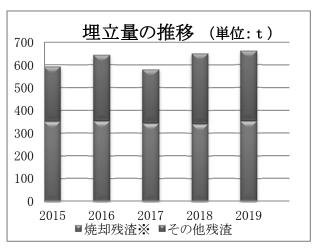
※2 H21年度よりリサイクル率は資源物出荷量に応じて算出

2) 埋立量の推移 (単位: t)

<u> </u>	2 1 IF (15)			(+	<u> </u>
年度	2015	2016	2017	2018	2019
種類	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)
焼却残渣※	351	353	343	340	353
焼却残渣水俣市分	221	222	216	209	232
その他残渣	241	290	236	310	308
計	592	643	579	650	661
計(水俣市分)	462	512	452	519	540

※焼却残渣には津奈木町・芦北町・水俣市公共下水道汚泥分が含まれる。





3) 2019年度のごみ処理の状況

① ごみ処理量

種類	年間(t)	一日平均 (kg)	一戸平均(kg)	一人平均 (kg)
可燃	3, 967	10, 868	339	163
生ごみ	1, 165	3, 192	100	48
粗大・不燃	438	1, 200	37	18
資 源	1, 295	3, 548	111	53
計	6, 865	18, 808	587	282

(2019年10月1日現在)

人口	24,369 人
世帯数	11,702 世帯
(2019年稼働日数)	
可燃・生ごみ収集	207 日
粗大・資源収集	204 日
センター稼動	250 日
焼却処理	316 日

[※]生ごみの分別収集は中山間地域を除く市街地域のみで行っているが、 ここでは市全体の人口、世帯数で算出。一日平均は365日で算出。

(ア) 家庭系の内訳

種類	年間(t)	一日平均(kg)	一戸平均(kg)	一人平均(kg)			
可 燃	3, 019	8, 271	258	124			
生ごみ	715	1, 959	61	29			
粗大・不燃	388	1, 063	33	16			
資源	1, 203	3, 296	103	49			
計	5, 325	14, 589	455	218			

※一日平均は、365日で算出

(イ) 事業系の内訳

種類	年間(t)	一日平均 (kg)
可燃	948	2, 597
生ごみ	450	1, 233
粗大・不燃	50	137
資源	92	252
計	1,540	4, 219

※一日平均は、365日で算出

中間処理の状況

種 類	年間(t)	一日平均(kg)
焼却処理	86	236
破砕処理	122	334
資源化量	2, 682	7, 348
計	2, 890	7, 918

※一日平均は、365日で算出

- ※焼却処理量は粗大ごみ破砕によって発生した可燃物分が含まれ る。
- 。 ※焼却処理量は過年度の粗大可燃分が含まれる。 ※資源化量は粗大ごみ破砕によって発生した金属分が含まれる。
- ※資源化量は本年度出荷量に応じて算出するため、過年度分が含
- まれ、翌年度繰越分は含まれない。

最終処分の状況 (3)

種類	年間(t)	1目平均 (Kg)
埋立処理	661	1, 811
残灰※	353	967
うち水俣市	353	967
カレット	229	627
瓦礫	78	214

- ※一日平均は、年日数365日で算出
- ※焼却残渣には津奈木町・芦北町・水俣市公共 下水道汚泥分が含まれる。

④ ごみ処理費用

単位:円

費用計 (人件費含む)	1 t あたり	一日あたり	一世帯あたり	一人あたり
623, 344, 240	90, 800	1, 707, 792	53, 268	25, 579

[※]一日あたりは、365日で算出

4) ごみ分別の変遷

~平成5年	Ē	7	Z成5年8月		平	成10年4月		平	成12年4月		平月	戊14年12月		平月	戊15年4月	1	平	成18年4月	
2分別+粗力	ζ.		20分別			21分別			23分別			24分別			21分別			22分別	
		びん	類(6分別)		びん	類(6分別)		びん	類(6分別)		びん	類(6分別)		びん类	頁(6分別)		びん	類(6分別)	
			生きびん			生きびん			生きびん			生きびん			生きびん			生きびん	l
			透明びん			透明びん			透明びん			透明びん			透明びん			透明びん	
			水色	\rightarrow		水色	\rightarrow		水色	\rightarrow		水色	\rightarrow		水色	\rightarrow		水色	\rightarrow
			茶色			茶色			茶色			茶色			茶色			茶色	
			緑色			緑色			緑色			緑色			緑色			緑色	
			黒色			黒色			黒色			黒色			黒色			黒色	
不		空き	缶(2分別)		空き	缶(2分別)		空き	缶(2分別)		空き	缶(2分別)		空き台	日(2分別)		空き	缶(2分別)	
燃	\rightarrow		スチール	\rightarrow		スチール	\rightarrow		スチール	\rightarrow		スチール	\rightarrow		スチール	\rightarrow		スチール	\rightarrow
物			アルミ			アルミ			アルミ			アルミ			アルミ			アルミ	
			・釜類	\rightarrow		・釜類			・釜類	\rightarrow		釜類	\rightarrow	.0.		ı		・釜類	\rightarrow
			・埋立	\rightarrow		・埋立	\rightarrow		・埋立	\rightarrow		埋立	\rightarrow	破砕・	・埋立	\rightarrow	破砕	・埋立	\rightarrow
			のふた	\rightarrow		のふた	\rightarrow		のふた	\rightarrow		のふた	\rightarrow			\rightarrow			\rightarrow
		板ガ		\rightarrow	板ガ		\rightarrow	板ガ		\rightarrow	板ガ		\rightarrow			\rightarrow	L		\rightarrow
		有害	(2分別)		有害	(2分別)		有害	(2分別)		有害	(2分別)		l E	2分別)		有害	(2分別)	l
			電池類	\rightarrow		電池類	\rightarrow		電池類	\rightarrow		電池類	\rightarrow	l -	電池類	\rightarrow		電池類	→
	4	dust store	蛍光管・電球類		Lore store	蛍光管・電球類		tor store	蛍光管・電球類		for store	蛍光管・電球類		\vdash	蛍光管・電球類		Last Merc	蛍光管・電球類	ļ
			(3分別)			(3分別)		紙類	(4分別)		紙類	(4分別)		Г	3分別)		紙類	(3分別)	l
可			新聞・チラシ ダンボール			新聞・チラシダンボール			新聞・チラシ ダンボール			新聞・チラシ ダンボール		l	新聞・チラシ			新聞・チラシダンボール	l
燃	\rightarrow		-	<i>→</i>			<i>→</i>		,	→			<i>→</i>	l	ダンボール				
物			雑誌			雑誌			雑誌 その他紙類			雑誌 その他紙類			雑誌・その 他紙類			雑誌・その 他紙類	
			布類	→		布類	\rightarrow		布類			右類			布類	 →		布類	
粗大	- →	*	大・埋立	_	¥	大・埋立	<i>→</i>	*	大・埋立	_	¥FI	大・埋立	_	*H ·	大・埋立	→	*	117類	
但人		- '-	すもの	<i>→</i>		すもの			すもの	<i>→</i>		すもの		燃やす			- '-	すもの	
		KA \	9 500			トボトル			トボトル			トボトル	<i>→</i>		トボトル	ı		トボトル	_ →
					/	1 4:17.			ラスチック類	\rightarrow		ラスチック類	→		スチック類			装プラスチック	
								,,,,,			生ご		→	生ごみ			生ご		→
												. /	l		/	ı		コード類	→
																			4

				,								
平成22年4月		平成23年4月		平成25年4月		平成28年4月		平成29年4月		平成30年4月		平成31年4月
23分別		24分別		24分別		21分別		20分別		20分別		22分別
びん類(6分別)		びん類(6分別)		びん類(6分別)		びん類(4分別)	\rightarrow	びん類(4分別)	→	びん類(4分別)	\rightarrow	びん類(4分別)
生きびん		生きびん		生きびん		生きびん		生きびん		生きびん		生きびん
透明びん		透明びん		透明びん	\rightarrow	透明びん		透明びん		透明びん		透明びん
水色	\rightarrow	水色	→	水色		茶色		茶色		茶色		茶色
茶色		茶色		茶色		その他の色		その他の色		その他の色		その他の色
緑色		緑色		緑色		空き缶(2分別)		空き缶(2分別)		空き缶(2分別)		空き缶(2分別)
黒色		黒色		黒色		スチール		スチール		スチール		スチール
空き缶(2分別)		空き缶(2分別)	1	空き缶(2分別)	\rightarrow	アルミ	\rightarrow	アルミ	\rightarrow	アルミ	\rightarrow	アルミ
スチール	\rightarrow	スチール	\rightarrow	スチール		破砕・埋立及び		破砕・埋立及び		破砕・埋立及び		破砕・埋立及び
アルミ		アルミ		アルミ		粗大		粗大		粗大		粗大
なべ・釜類	\rightarrow	なべ・釜類	\rightarrow	なべ・釜類	\rightarrow		\rightarrow		\rightarrow		\rightarrow	
破砕・埋立	\rightarrow	破砕・埋立	→	破砕・埋立		有害(2分別)		有害(2分別)		有害(2分別)		有害(2分別)
	\rightarrow					電池類	\rightarrow	電池類	\rightarrow	電池類	\rightarrow	電池類
	\rightarrow					蛍光管・電球類		蛍光管・電球類		蛍光管・電球類		蛍光管・電球類
有害(2分別)		有害(2分別)	1	有害(2分別)	→	紙類(3分別)		紙類(3分別)		紙類(3分別)		紙類(5分別)
電池類	\rightarrow	電池類	\rightarrow	電池類		新聞・チラシ		新聞・チラシ		新聞・チラシ		新聞・チラシ
蛍光管・電球類		蛍光管・電球類		蛍光管・電球類		ダンボール	\rightarrow	ダンボール	\rightarrow	ダンボール	\rightarrow	ダンボール
紙類(3分別)		紙類(3分別)		紙類(3分別)		雑誌・その		雑誌・その		雑誌・その		雑誌・その
新聞・チラシ		新聞・チラシ		新聞・チラシ	→	他紙類		他紙類		他紙類		他紙類
ダンボール	\rightarrow	ダンボール	\rightarrow	ダンボール		布類	\rightarrow	布類	\rightarrow	布類	\rightarrow	飲料等パック(白)
雑誌・その		雑誌・その		雑誌・その		燃やすもの	\rightarrow	燃やすもの	\rightarrow	燃やすもの	\rightarrow	飲料等パック(銀)
他紙類		他紙類		他紙類		ペットボトルのふた	\rightarrow	ペットボトル	\rightarrow	ペットボトル	\rightarrow	布類
布類	\rightarrow	布類	\rightarrow	布類	\rightarrow	ペットボトル	\rightarrow	容器包装プラスチック	\rightarrow	容器包装プラスチック	\rightarrow	燃やすもの
粗大・埋立	\rightarrow	粗大・埋立	\rightarrow	粗大・埋立	\rightarrow	容器包装プラスチック	\rightarrow	生ごみ	\rightarrow	生ごみ	\rightarrow	ペットボトル
燃やすもの	\rightarrow	燃やすもの	\rightarrow	燃やすもの	\rightarrow	生ごみ	\rightarrow	電気コード類	\rightarrow	電気コード類	\rightarrow	容器包装プラスチック
ペットボトル	\rightarrow	ペットボトル	\rightarrow	ペットボトル	\rightarrow	電気コード類	\rightarrow	食用油	\rightarrow	食用油	\rightarrow	生ごみ
容器包装プラスチック	\rightarrow	容器包装プラスチック	→	容器包装プラスチック	\rightarrow	食用油	→	小型家電	\rightarrow	小型家電	\rightarrow	電気コード類
生ごみ	\rightarrow	生ごみ	\rightarrow	生ごみ	\rightarrow	小型家電			•		-	食用油
電気コード類	\rightarrow	電気コード類	\rightarrow	電気コード類			_					小型家電
食用油	\rightarrow	食用油	\rightarrow	食用油								
	•	小型家電	\rightarrow	小型家電								
		•	•		1							

(2) 対策

1) ごみの減量とリサイクルの促進

ごみの減量とリサイクルを促していくためには、次の4段階で実施する 必要があります。

- A なるべくごみを出さないようにすること (例:無駄なものを買わない)
- B 家庭で処理できるものは、処理すること(例:生ごみを生ごみ処理容器キエーロや家庭コンポスト等でリサイクルする)
- C できるだけ長く、大切に使い続けること
- D 捨てる時は、分別して捨てること

また、ごみを減らす(Refuse: リフューズ)ことに関しては、買い物袋の利用、過剰包装を少なくするなど、主にごみ減量女性連絡会議を中心とする活動が進んでいます。また、生ごみは家庭で処理できる唯一のごみと考えられますので、生ごみ処理容器キエーロの普及を進めています。資源ごみとして出していただいたものについては、市が処理もしくはリサイクルして、その収益金を各地域の実績に応じてリサイクル助成金という形で配分をしています。

① 生ごみの堆肥化・減量化の推進

全市的な生ごみの減量化・堆肥化

また、2017年度から家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業を実施し、生ごみの自家処理の推進をしています。

なお、2019年度以降も「キエーロ」の無償貸与を継続して行う予定です。

② 資源化の徹底

目標:資源化率46.1%(総量比)以上を維持する

実施:2019年度の資源化率 38.7%

③ 生ごみ分別困窮者に対する対策

2006 年 6 月から、生ごみの分別が困難と認められた障がい者や高齢者の方に「生ごみ・可燃ごみ分別ご免除シール」を配布する制度を実施しています。

④ ごみ減量女性連絡会議の活動

増え続けるごみをまず家庭から減らしていこうと、1997年12月9日に市内の女性16団体が集まり、「ごみ減量女性連絡会議」を発足させました。1998年9月18日には、市内の大型小売4店舗と食品トレイの65品目について「食品トレイの廃止申し合わせ書」の締結を行い、さらには「お買い物

袋(マイバッグ)」の全戸無料配布を行いました。また、環境にいい店づくりをしている店舗をエコショップとして認定するための活動も行っています。

3 環境にやさしい暮らし方 (ライフスタイル) の創造

6月の環境月間を中心に、住んでいる地区や学校、道路沿い、公園などの公共施設など、各地区や職場で、美化清掃などを展開しました。

行 事 名	内 容	実施主体参加者数	場所
花いっぱい運動	花の苗 4 種類 5,380 本を市民に無料配布。	水俣市	水俣広域公園エコパーク
	H2 1110	個人:9人	
		団体: 74 団体	
環境美化運動	地区の排水路、居住地周辺の清掃・	市民	各地区
	除草作業	約 3,000 人	

2019 年度 環境月間における主な行事

4 心を癒す住まい町並みづくり

村の佇まいは美観ではなく、生存景観です。水場のある山の麓に住まいを求め、 家まわりには食べ物などを得る有用木があり、さらにそのまわりに水田や畑があり ます。また裏手には雑木山などがあります。

都市部における町並みは、生存する場であると共に、水路の水べり、緑と共に歴史 的伝統的な建物が存在し、潤いをもたらしてくれます。

(1) 都市・農村景観の保持と形成

1) 都市景観

水俣市では、市内の良好な都市景観の形成を図るため、花苗の無料配布等の実施による「花と緑のまちづくり」を進め、又景観形成地域が指定されていることにより、良好な景観創出がなされてきました。

これからも、景観に対する市民意識の高揚を図り、市民と行政の協働による都市景観の形成を推進します。

2) 農村景観の保全

農村・漁村などの集落景観は、住む人とその生業、それに風土がつくりあげてきたもので、暮らしそのものが景観といえます。農村景観の保全には、暮らしていけることを前提に、農村の風土と暮らしの醸し出す優れた景観の保全にあたっています。

石飛や桜野上場などの茶畑、湯出・久木野地区の棚田、冬場に大根を干し上げる櫨の木のある風景など水俣の特徴あるいは景観要素、葛渡・久木野・湯出・深川などの日当あるいは日添え山つきの村の佇まいの景観保全に努めています。

- ・第1回熊本県農村景観コンクール 農村景観努力賞 薄原地区 (1990年度)
- ・第4回熊本県農村景観コンクール 農村景観特別賞 石飛地区 (1993年度)
- ・第9回国土庁全国アメニティコンクール 国土庁長官表彰「最優秀賞」 石飛地区(1994年度)

3) 村丸ごと生活博物館

人と地域と経済が元気な村づくりに向けて、豊かな村づくり、農山村の風格のある佇まいづくりに取り組む意欲のある地区を「村丸ごと生活博物館」として水俣市が指定するものです。

各地区で暮らしを案内・調査する「生活学芸員」、漬物づくりや石積みなど生活技術の熟練者としての「生活職人」については、水俣市が認定した指定地区の住民が担っています。

- ・「村丸ごと生活博物館」頭石地区を指定。 (2002 年 8 月 5 日)
- 「村丸ごと生活博物館」久木野地区を指定。
- 「村丸ごと生活博物館」大川地区を指定。 (2005年2月24日)
- ・頭石地区が「第44回豊かなむらづくり全国表彰」農林水産大臣賞を受賞 (2005年10月17日)
- ・「村丸ごと生活博物館」越小場地区を指定。 (2007年3月1日)
- ・頭石地区が「平成20年度立ち上がる農山漁村」(農林水産省)として選定される (2009年3月3日)
- ・水俣市の「元気な村づくり」が「平成 21 年度過疎地域自立活性化優良事例」と して総務大臣賞を受賞(2009 年 7 月 7 日)
- ・「村丸ごと生活博物館」大川地区が、「平成 22 年度熊本県農業コンクール食と農 部門」で優良賞を受賞(2011年2月3日)
- ・越小場地区が「第50回豊かなまちづくり全国表彰」農林水産大臣賞を受賞(2011年10月26日)

(2) 健やかで地球環境に配慮した住まい建物づくり

定住化を図るためには、安価で良質な宅地の供給が求められていますが、一方で 自然環境と共生し、健康で快適な住まいづくり・建物づくりが必要となっています。

これまで、水俣の伝統と風土に根ざした住まいづくり「水俣市地域住宅計画」を展開してきましたが、その取組を継続しつつ、1996 年度に策定した「水俣市環境共生住宅建設基本計画」に基づき、自然環境と共生する健康で快適な住まいづくりを推進しています。

また、2010年には月浦台地福祉ニュータウン地区に水俣エコハウスを建設し、モデルハウスとして公開しています。この水俣エコハウスは温室効果ガス削減を目標とした住まいづくりを目指しており、昔から受け継がれた伝統構法で地元の職人による地場の材料を使った家づくり、なるべく環境に負荷をかけない暮らし方の普及啓発を推進していきます。

(3) 歴史文化遺産の継承

地域の持っている伝統文化の厚み、そして風土が培地となり、交流の中から新たな文 化が生まれていきます。伝統文化の厚みと奥行きは地域の風格を構成しています。

水俣の新たな文化創造のため、水俣の歴史文化遺産を継承していきます。

1) 文化財の保護

文化財は、歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して継承されてきた もので、地域の文化や歴史を理解するために欠くことのできないものであり、また、 将来の地域文化の向上発展にとって基礎となるものです。

水俣市では、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、水俣市文化財保護条例等に基づき、指定文化財をはじめとする文化財の調査・保護に努めています。

●文化財指定状況(2020年3月現在) ※詳細は「指定文化財一覧」に掲載

		国指定	県指定	市指定	計
有	建造物			1	1
形文	絵画			1	1
化	書跡			5	5
財	典籍				
	古文書			0	0
	彫刻			7	7
	工芸			1	1
	考古				
	歴史資料				
	小 計			15	15
無形	文化財				
民	有形民俗文化財				
俗文	無形民俗文化財			8	8
化財	小 計			8	8
記	史跡		2	3	5
念物	名勝				
120	天然記念物		1	4	5
	小 計		3	7	10
伝統	的建造物群				
保存	技術				
	合 計		3	30	33
重要	美術品				
選択	無形文化財				
選択	無形民俗文化財				
登録	文化財	1			1
環境	保全地区				
	合 計	1			1

●周知の埋蔵文化財包蔵地箇所数(2020年3月現在)

箇所数	根拠資料
90 件	熊本県遺跡地図〔2005年〕

●文化財保護施策の内容と 2019 年度実績

区分	内 容	実 績
文化財の管理	指定文化財の管理・修理・	水俣市立蘇峰記念館管理運営
	現状変更制限、補助金交付等	徳富蘇峰・蘆花生家管理運営
	4	県・市指定史跡等草刈
		無田湿原保全作業 (夏草刈等)
		無形民俗文化財保存団体支援
文化財の調査	指定文化財、指定候補物 件、埋蔵文化財包蔵地等の 調査	その他埋蔵文化財調査
文化財の活用	文化財の保存・活用のため の施設等の設置、管理 文化財の学習活動、資料提 供	

2) 文化人の顕彰

水俣が生んだ文化の理解と継承のため、徳富兄弟などの水俣出身の文化人を顕彰します。

○蘇峰・蘆花施設の公開及び活用

徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料を収集し、その業績をしのび、広く市民の 観覧に供するとともに、本市の文化交流の場として、地域文化の向上に資する ため、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家を設置しています。

区 分	内 容	2019 年度事業実績
水俣市立蘇峰記念館	蘇峰、蘆花に関する資料の収 集・展示	入館者数 661人
徳富蘇峰・蘆花生家	蘇峰、蘆花に関する資料の収集・展示及び兄弟が幼少時代 を過ごした史跡としての保存 活用	入館者数 2,896 人
蘇峰・蘆花の顕彰	蘇峰・蘆花を顕彰する事業	·徳冨蘆花講演会 参加者 約 50 人

指定文化財一覧

<u>水</u> (吳市	ĭ指	定文化財	(30件)	(2020	0年3月末現在)
指第	定番	:号	指定区分	名称	指定年月日	所在地
第	1	号	史跡	水俣城趾	1965 年 6 月 10 日	古城
第	2	号	史跡	南福寺貝塚	1972年10月24日	南福寺
第	3	号	史跡	石飛遺跡	1972年10月24日	石坂川
第	5	号	有形文化財	薩摩部屋	1972年10月24日	浜町源光寺
第	6	号	有形文化財	西念寺寺号許可書	1972年10月24日	平町西念寺
第	7	号	有形文化財	後奈良院宸筆百人一首	1972年10月24日	浜町源光寺
第	8	号	有形文化財	親鸞聖人直筆	1972年10月24日	浜町源光寺
第	9	号	有形文化財	加藤清正公木像	1972年10月24日	陣内加藤神社
第	10	号	有形文化財	加藤清正公霊牌	1972年10月24日	陣内加藤神社
第	11	号	有形文化財	豊太閤紋入鏡	1972年10月24日	陣内加藤神社
第	12	号	無形民俗文化財	久木野棒おどり	1972年10月24日	久木野寒川地区
第	13	号	無形民俗文化財	久木野俵おどり	1972年10月24日	久木野
第	14	号	無形民俗文化財	湯出棒おどり	1972年10月24日	湯出
第	15	号	無形民俗文化財	頭石臼太鼓おどり	1972年10月24日	湯出頭石地区
第	16	号	無形民俗文化財	袋棒おどり	1972年10月24日	袋
第	17	号	天然記念物	無田湿原 (保護地区)	1973 年 6 月 24 日	越小場無田
第	18	号	無形民俗文化財	宝川内臼太鼓おどり	1978年2月25日	宝川内
第	19	号	有形文化財	仏涅槃図	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第	20	号	有形文化財	誕生釈迦仏	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第	21	号	有形文化財	釈迦如来坐像	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第	22	号	有形文化財	西念寺開山当時の古文書	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第	23	号	天然記念物	キイセンニンソウ	1982 年 2 月 23 日	袋
第	24	号	有形文化財	木造菩薩形立像	1985 年 1 月 25 日	平町西念寺
第	25	号	有形文化財	木造菩薩形立像	1985 年 1 月 25 日	平町西念寺
第	26	号	有形文化財	木造十一面観音菩薩立像	1985年1月25日	中小場観音堂
第	27	号	有形文化財	木造聖観音菩薩立像	1985 年 1 月 25 日	中小場観音堂
第	28	号	無形民俗文化財	招川内古代虚無僧踊り	1994年3月25日	招川内
第	29	号	無形民俗文化財	宝川内志賀段七踊り	1994年3月25日	宝川内
第	30	号	天然記念物	茂川のヤマナシ	2008年4月18日	茂川
第	31	号	天然記念物	荒神神社のムクノキ	2017年3月24日	大園荒神神社

県指定文化財 (3件)

7TV1F/C/V	10/14	(911)	
第388号	史跡	陣内官軍墓地	1977 年 10 月 11 日 古城
第464号	天然記念物	薄原神社のナギ	1978 年 2 月 2 日 薄原
第86号	史跡	徳富蘇峰・蘆花生家	1997 年 10 月 20 日 浜町

国登録文化財	(1)	件	=))
--------	-----	---	----	---

43-0005 建築物	水俣市立蘇峰記念館	1997 年 11 月 5 日 陣内

生命の尊重

水俣における大気、水、土壌等の環境悪化を防止するため、これまで法規制や監視、企業との公害防止協定等の規制、誘導等を実施してきました。近年、産業廃棄物の処理、自動車の増加に伴う排気ガスによる大気環境の汚染、生活雑排水による水環境への環境負荷の増大などで、都市型、生活型の公害の増大が懸念されます。

1 環境汚染の防止

環境悪化を防止するため、公害関係法令等に基づく工場・事業場への規制・指導を継続するとともに、公害防止協定の見直し等による工場・事業場への指導等の充実、家庭雑排水の浄化などの規制対象外の発生源や事業活動に対する誘導、大気汚染防止のための自動車使用の低減、自転車の利用、低公害車の導入などを促します。

また、産業廃棄物を適正に処理し、化学物質を安全に管理していきます。

① 大気汚染防止

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・公害防止協定に基づく発生源の監視の継続
- ・自動車使用の低減、低公害車の積極的な導入、自転車の利用促進を誘導・啓発

② 水質汚濁防止

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・公害防止協定に基づく発生源の監視の継続
- ・合併処理浄化槽の設置等で、家庭雑排水による環境負荷の低減
- 有機塩素化合物による環境汚染を未然に防止するため、地下水調査の継続
- ・環境測定の継続により水質の監視
- ・畜産排水浄化の指導と監視

③ 騒音、振動の防止

- ・関係法令等による規制等の継続
- 道路交通騒音測定に基づき道路改良等の要請
- ・楽器等による近隣騒音防止についての指導・啓発の実施
- ·新幹線騒音·振動測定

④ 悪臭の防止

・畜産業、廃品回収業等の発生源に対する悪臭防止対策の指導・啓発の推進

⑤ 土壌汚染の防止

・化学物質の安全な取り扱い、産業廃棄物の適切な保管、処理の指導・啓発

- ⑥ 下水道の管理
 - 関係法令等による規制等の継続
 - ・公共下水道の整備
 - ・公共下水道区域内の指導と管理
- ⑦ 廃棄物最終処分場の管理
 - 一般廃棄物処理施設の維持管理
 - 一般廃棄物最終処分場の維持管理
- ⑧ 化学物質の安全管理
 - ・建設、解体現場におけるアスベスト対策の徹底について指導・啓発
 - ・工場等の化学物質の使用抑制、自己責任による自主管理の徹底などの呼びかけ、 安全管理の誘導
 - ・化学物質についての情報の提供
 - ・日常生活における各種の化学物質の適切な取り扱い情報を提供し啓発
 - ・農地、ゴルフ場、山地での農薬使用による環境汚染の防止のため、適切な使用 について指導・啓発
- (1) 大気汚染の防止 (熊本県「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書」を引用) 1) 概要

環境基本法では、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素などについて環境基準が定められています。

熊本県は、大気汚染防止法、熊本県公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設等について適切な届出を行わせるとともに、これらの施設から排出されるばい煙等や、自動車排出ガス等について規制を実施するなど、大気汚染の防止を図っています。

本市は、県と緊密な連絡を取りながら、大気環境を常時監視し、環境保全協定に基づいた立入調査を実施するなど環境保全に努めています。

表 1 大気汚染に係る環境基準

物	二酸化硫黄	浮遊粒子状物	光化学オキシ	二酸化窒素	一酸化炭素
質		質	ダント		
	0.04ppm	0.10 mg/ m^3		0.04ppm	10ppm
			0.06ppm	\sim	
	0.1ppm	0.20 mg/ m^3		0.06ppm	20ppm
環境上	1 時間値の 1	1 時間値の 1	1 時間値が	1 時間値の 1	1 時間値の 1
上	日平均値が	日平均値が	0.06ppm 以下	日平均値が	日平均値が
\mathcal{O}	0.04ppm 以下 であり、かつ	0.10mg/ m ³ 以 下であり、か	であること。	0.04ppm から 0.06ppm まで	10ppm 以下で あり、かつ 1
条件	1 時間値が	つ1時間値が		のゾーン内又	時間値の8時
	0.1ppm以下で	0.20mg/ m ³ 以		はそれ以下で	間平均値が
	あること。	下であるこ		あること。	20ppm 以下で
		と。			あること。

1 短期的評価

連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。

2 長期的評価

いて

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%内の範囲内にあるものを除外した値が環境基準を維持し、かつ1日平均値が環境基準を維持しなかった日が2日以上連続しなかった場合は、環境基準が達成されたと評価する。

イ 二酸化窒素の場合

年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm以下に維持された場合は、環境基準が達成されたと評価する。

2) 大気環境の現況

2019 年度は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、窒素酸化物について熊本県が設置している測定局(水俣保健所)で大気質の常時監視測定を実施しましたが、2018 年度と比較して光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数の増加傾向がみられました。

表 2 一般環境自動測定一覧表

項目		ガス状物質				粒子状物質		
測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学 オキシ ダント	炭化水素	浮 遊 粒子状 物 質	浮 遊 粉じん	風原風	句 恵
水俣保健所	•	•	•		•		•	

注) ●印は県が実施したもの。

- 3) 大気質 環境基準の達成状況
- ① 二酸化硫黄

【評価方法(長期的評価)】

- ●年間にわたる日平均値の2%除外値が、0.04ppmであること
- ●日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと 【評価方法(短期的評価)】
- ●連続して又は随時行った測定について1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の平均値が0.04ppm以下であること。

表3 一酸化硫黄年間值測定結果

衣										
				長期的評価			短期的評価			
測定局	年度	年平 均値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04pp mを超えた日が2日 以上連続したことの 有無	長期的評価 の達成状況	1時間値の 最大値	日平均値の 最大値	短期的評価 の達成状況		
		(ppm)	(ppm)	(有×・無○)		(ppm)	(ppm)			
水	2015	0.001	0.004	\circ	達成	0.043	0.005	達成		
俣	2016	0.001	0.003	0	達成	0.021	0.004	達成		
保	2017	0.001	0.004	\circ	達成	0.045	0.006	達成		
健	2018	0.002	0.005	\circ	達成	0.037	0.006	達成		
所	2019	0.002	0.005	O	達成	0.040	0.009	達成		

② 浮遊粒子状物質

【評価方法(長期的評価)】

- ●年間にわたる日平均値の2%除外値が、0.1mg/m³以下であること
- ●日平均値が0.1mg/㎡を超える日が2日以上連続しないこと 【評価方法(短期的評価)】
- ●連続して又は随時行った測定について、1時間値が0.2mg/m³以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1mg/m³以下であること

表 4 浮遊粒子状物質年間値測定結果

NH.I	-		長期的評価			短期的評価			
測	年	年平	日平均値の	日平均値が0.1mg/m³	長期的評価	1時間値の	日平均値の	短期的評価	
定局	度	均值	2%除外值	を超える日が2日以 上連続した日の有無	の達成状況	最高値	最大値	の達成状況	
/FJ	反	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)		(ppm)	(ppm)		
水	2015	0.023	0.044	0	達成	0.096	0.054	達成	
俣	2016	0.023	0.052	0	達成	0. 107	0.067	達成	
保	2017	0.022	0.053	0	達成	0.099	0.066	達成	
健	2018	0.022	0.056	\circ	達成	0. 121	0.076	達成	
所	2019	0.020	0.038	\circ	達成	0.086	0.054	達成	

③ 光化学オキシダント

【評価方法】

●昼間(5時~20時)の1時間値が0.06ppmであること

表 5 光化学オキシダント年間測定結果

測定局	年度	昼間の1時 間値の年平 均値	昼間の1時 間値の最高 値	環境基準の達 成状況	0.06ppmを	時間値が 超えた日数 時間数
/HJ	X	(ppm)	(ppm)		(目)	(時間)
水	2015	0.036	0.085	未達成	72	313
俣	2016	0.038	0.102	未達成	71	313
保	2017	0.039	0.110	非達成	87	503
健	2018	0.037	0.099	非達成	81	390
所	2019	0.036	0. 100	非達成	72	417

④ 窒素酸化物(二酸化窒素)

【評価方法】

●年間にわたる日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

表 6 窒素酸化物(二酸化窒素)年間値測定結果

1	生 主		以101年2177 1 1	
測 年 定 房		年平 均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達成状況
水	2015	0.003	0.006	達成
俣	2016	0.003	0.007	達成
保	2017	0.003	0.006	達成
健	2018	0.003	0.006	達成
所	2019	0.004	0.006	達成

⑤ 微小粒子状物質(PM2.5)

【評価方法】

以下の長期基準、短期基準の両方を達成し環境基準達成

- ●長期基準 1日平均値が15 µ g/m³以下であること
- ●短期基準 年間にわたる日平均値の98%値が35 µg/m³以下であること

表7 微小粒子状物質(PM2.5)年間測定結果表(単位: μg/m³)

11		型」が物具	(1 M2.0)	$M \sim M \sim M \sim M$	$\mu g/1$	11 /	
測定局	年度	1年平均値	1日平均値 の98%値	1日平均値 の最高値	長期基準	短期基準	環境基準の 評価
	2015	13. 4	28. 7	34. 5	達成	達成	達成
水俣	2016	12.8	28. 1	36. 3	達成	達成	達成
保健	2017	11. 6	26.8	40. 3	達成	達成	達成
) () () () () () () () () () (2018	14. 4	33.0	45. 2	達成	達成	達成
	2019	13. 6	32. 1	47. 2	達成	達成	達成

⑥ ダイオキシン類等

1997 年 4 月に施行された改正大気汚染防止法において、長期的に曝露されたとき、健康に影響を及ぼす恐れがあるとされる有害大気汚染物質の中から、健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質として、ダイオキシン類、ベンゼン等の 22 物質が指定されました。

また同時に、人の健康被害を防止するため、その排出または飛散を早急に抑制しなければならないものとしての指定物質に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが指定され、平成13年4月にジクロロメタンが加えられ、現在はこれら4物質に環境基準が設定されています。(ダイオキシン類については、2000年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法で規制されています。)

4) 立入調査等

公害防止協定を締結している 1 事業所について、2019 年度もばい煙濃度の立入調査を実施しました。結果は表 8 のとおりで、法、協定基準違反はありませんでした。

表 8 事業所施設立入調査結果

ばい煙発生施設		測定年月日	測定項目	法•協定基準	測定値
新栄合板工業㈱	3 号ボイラー	2019. 11. 5	ばいじん	0.30g/N m ³	0.0535 g/N m³

(2) 水質汚濁防止

1) 概要

私たちの周りに存在する「水」は、私たちの生活に絶大な影響を及ぼします。

そこで、私たち周辺の水環境が良好か、そうでないのかを判断する基準として水質 基準があります。

水質基準には大きく2種類あります。それが、「環境基準」と「排水基準」です。 まず「環境基準」ですが、これは海域、河川、湖沼等の公共用水域の水質基準です。 各事業場や各家庭から排出された水は、その殆どが公共用水域に流入します。公共用 水域は元々自然水が存在しますので、これが人為的に変化した排水と混じり合った結 果が環境基準です。根拠法令は「環境基本法」です。

次に「排水基準」ですが、これは各事業場や各家庭から排出される水の水質において 守るべき基準です。根拠法令は主に水質汚濁防止法であり、排水主体の種類によって 下水道法、廃棄物処理法、浄化槽法等に定められています。

2) 環境基準 (環境基本法第 16 条第 1 項)

環境基準にも2種類あります。

「生活環境の保全に関する環境基準」と「人の健康の保護に関する環境基準」です。 「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域の水としての清冽さを示した基 準です。

「人の健康の保護に関する環境基準」は別名「健康項目」と呼ばれ、カドミウム、シアンなどの人体に対して有害な成分で、その基準は全ての公共用水域に適用され、かつ直ちに達成されるように努めるものとされています。

① 生活環境の保全に関する環境基準

その公共用水域の水としての清冽さを示した基準です。その基準は清冽さの順から、AA, A, B, C, D, Eの6段階の類型により判定されます。この水域の類型は熊本県により指定されます。水俣市の環境基準類型は以下のとおりです。

類型	AA	A	В
河川	水俣川(桜野橋より	水俣川(桜野橋より	_
(測定地点)	上流)	下流)	
	(測定地点:桜野橋)	(測定地点:鶴田橋)	
海域	_	八代海(梅戸港内以	八代海(梅戸港内)
		外)	

水俣市における海域については、すべて水域類型Iに分類されます。

測定項目は、河川、湖沼、海域によって異なります。 測定項目及び基準値は以下とおりです。

(水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年号外環境庁告示第59号)別表第2)

1 河川(湖沼を除く)

項		基				 値	
類型	利用目的 の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)			該当水域
AA	水道1級自 然環境保全 及びA以下 の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/0 以下	25mg/0 以下	7.5mg/0 以上	50 MPN/100m0 以下	
A	水道2級水 産1級水浴 及びB以下 の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/0 以下	7.5mg/0 以上	1,000 MPN/100ml 以下	
В	水道3級水 産2級及び C以下の欄 に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/0 以下	5.0mg/0 以上	5,000 MPN/100ml 以下	昭 46 環 告 59 の 第 1 の 2 の 2 (2) により、
С	水産3級工 業用水1級 及びD以下 の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/0 以下	5.0mg/0 以上	_	水域類型 ごとに指 定する水 域
D	工業用水 2 級農業用水 及びEの欄 に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/0 以下	2.0mg/l 以上	_	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/0 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2.0mg/0 以上	_	

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上 とする。 (湖沼もこれに準ずる)
- 3 水道1級~3級と言う記載は、水道水として使用する場合の処理のランクを示す。 水が清冽なほど処理のランクは低くなる。
- 4 水産1級~3級と言う記載は、生息する魚類の種類のこと。魚も清流を好むものから

濁った水を好む魚もおり、その生息分布から判断される。

5 工業用水1級~3級と言う記載は、必要な水処理工程の複雑さのランク。水質汚濁のレベルにより水処理工程は多くなる。

2 海域

T

項目	71 III II 14	基		準		値	
類型	利用目的 の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)		溶 存 酸 素 量 (D0)		n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)	該当水域
A	水産1級水 浴及びB以 下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/0 以下	7.5mg/0 以下	1,000 MPN/100m0 以下	検出され ないこと	水域類型
В	水産2級工 業用水及び Cの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5.0mg/l 以下	I	検出され ないこと	ごとに指 定する水 域
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2.0mg/l 以下	_	_	

1

項目		基	進値
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐
т .	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲 げるもの(水産2種及び3種を除	0.2mg/L以下	0.00=- /1.01=
I	く (小座と恒及い3 恒を)	0.2111g/LJX	0.02mg/L以下
П	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
11	(水産2種及び3種を除く)	0. 3 lig/ L //	0.03mg/ LX
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種	(- N -	(-))
IV	工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

3 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万㎡以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人口湖)

項目		基		準		値	
類型	利用目的 の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (D0)	大 腸 菌群 数	該当水域
AA	水道1級水 産1級自然 環境保全及	6.5以上 8.5以下	1mg/0 以下	1mg/Q 以下	7.5mg/Q 以上	50 MPN/100ml 以下	別に、環 境大臣又 は都道府

	びA以下の 欄に掲げる もの						県知事が 水域類型 ごとに指
A	水道2、3 級水産2級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/0 以上	1,000 MPN/100m0 以下	定する水域
В	水産3級工 業用水1級 農業用水及 びC以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/0 以下	5.0mg/0 以上	_	
С	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2.0mg/l 以上	_	

② 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康に悪影響を及ぼす有害物質の水中濃度について、維持されることが望ましい基準として設定されています。その性質上、水域の条件の如何を問わず全公共用水域につき一律に基準が設定されています。その基準は以下のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年号外環境庁告示第 59 号)別表第 1) (地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年環境庁告示第 10 号)別表)

項目	基準値(河川・海域)	基準値(地下水)
カドミウム	0.003mg/Q以下	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/Q以下	0.01mg/Q以下
六価クロム	0.05mg/Q以下	0.05mg/Q以下
砒素	0.01mg/0以下	0.01mg/Q以下

項目	基準値(河川・海域)	基準値(地下水)
総水銀	0.0005mg/l以下	0.0005mg/Q以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/Q以下	0.02mg/Q以下
四塩化炭素	0.002mg/0以下	0.002mg/l以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/&以下	0.004mg/Q以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1mg/Q以下	0.1mg/0以下
シス-1.2 ジクロロエチレン	0.04mg/Q以下	0.04mg/Q以下
1.1.1-トリクロロエタン	1mg/0以下	1mg/0 以下
1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/Q以下	0.01mg/Q以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/Q以下	0.01mg/0以下
1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/Q以下	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/Q以下	0.02mg/0以下
ベンゼン	0.01mg/Q以下	0.01mg/Q以下
セレン	0.01mg/Q以下	0.01mg/Q以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/0以下	10mg/0以下
ふつ素	0.8mg/0以下	0.8mg/Q 以下

ほう素	1mg/0以下	1mg/0以下
1.4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	0.05mg/l 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に揚げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜鉛酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものの和と規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

3) 排水基準(水質汚濁防止法第3条第1項)

排水基準は法に定められた特定施設を持つ事業場が公共用水域に排水する場合に遵守する規準です。特定事業場を指定する法律はいくつかありますが、ここでは、水質 汚濁防止法を基準として紹介します。また一部の業種について(生活環境項目については、排水量に応じて)、熊本県より県下全域有害物質の上乗せ基準があります。

各家庭からの生活排水については法による規制はありませんが、公共用水域の水質は、その地域の公共下水道及び合併浄化槽の普及率に大きく影響を受けます。

なお、環境基準と同じく排水基準も「生活環境項目に係る排水基準」と「人の健康の保護に係る有害物質の排水基準」の2つに分けられます。

① -1 生活環境項目に係る排水基準(排水基準を定める省令、別表第2)

生活環境項目に係る排水基準

石 口	最大	日間平均	/ 世·戈 ·
項目	(許容限度)	(許容限度)	備考
pH (水素イオン濃度)	5.8以上		3, 4
但し、海域以外の公共用水域に排出される	8.6以下		J, 4
pH (水素イオン濃度)	5.0以上	_	3, 4
但し、海域に排出されるもの	9.0以下		0, 4
BOD (生物化学的酸素要求量) mg/Q	160	120	5

項目	最大 (許容限度)	日間平均(許容限度)	備考
COD (化学的酸素要求量) mg/l	160	120	5
SS(浮遊物質量)mg/Q	200	150	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 mg/Q (鉱油類含有量)	5	_	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 mg/Q (動植物油脂類含有量)	30	_	
フェノール類含有量 mg/0	5	_	
銅含有量 mg/Q	3	_	4
亜鉛含有量 mg/Q	2	_	4、8
溶解性鉄含有量 mg/Q	10	_	3, 4
溶解性マンガン含有量 mg/0	10	_	4
クロム含有量 mg/Q	2	_	4
大腸菌群数 個/c m³	_	3, 000	
窒素含有量 mg/Q	120	60	6, 8
りん含有量 mg/Q	16	8	7、8

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50 m³以上である 工場又は事業場に係る排出水について適用します。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する工業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しません。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧き出してい

る温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。

- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に 排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域 及び湖沼に排出される排出水に限って適用します。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖を もたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの 著しい増殖をもたらすおそれのある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらを流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
- 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖を もたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの 著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
- 8 業種によって暫定排水基準があります。
- ① -2 熊本県の上乗せ条例

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例)

ア 一日当たりの平均的な排出水の量が 20 m³以上 50 m³未満の特定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準

(熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第10の2)

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	200(日間平均 120)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000

イ 一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m以上 1,000 m 未満の特定事業場に係る上乗せ 排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例 別表第4)

(単位:mg/Q)

工場又は事業	場	業種	等		項目及び許額	
					BOD 及び	SS
			COD			
既設の工場	下水道処理	全業	種(し尿処	理施設を除	25 (20)	40 (30)
又は事業場	区域に所在	<。)			
	するもの	し尿	処理施設		20	70
	その他の区	豚房	施設、牛房加	施設又は馬房	70 (50)	90 (70)
	域に所在す	施設	をもつもの			
	るもの	食	畜産食糧	乳製品製造	30 (20)	60 (50)
		料	品製造業	業		
		品		その他のも	40 (30)	60 (50)
		製		の		
		造	水産食料品	1製造業、野	40 (30)	60 (50)
		業	菜・果実色	f詰製造業、		
			みそ及びし)よう油製造		
			業、めん類	製造業		
			飲料製造	酒類製造業	40 (30)	60 (50)
			業	その他飲料	30 (20)	60 (50)
				製造業		
			その他のも	の (弁当製造	40 (30)	40 (30)
			業を除く。)		
		繊維工業		40 (30)	40 (30)	
		一般製材業、木材チップ製造		90 (70)	60 (50)	
		業、合板製造業及びパーティ				
		クル	ボード製造業	É		
		パル	プ、紙又は紅	低加工品の製	60 (45)	80 (60)

接来のうちパルプ製造施設を 持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業にかかる採取場、砂利採取場 脈館業 60 (50) 70 (50) 共同調理場、弁当仕立屋、弁 60 (50) 70 (50) 共同調理場、弁当仕立屋、弁 60 (50) 70 (50) と 音場 40 (30) 60 (40) 下水道終末処理施設 20 70 し尿処理施設 25 (20) 40 (30) そ 2 (0) 40 (30) を 2 (0) 50 (40)						
編業原料精製業、採石業にか						
かる採取場、砂利採取場			窯業	・土石製品製造業	25 (20)	100 (80)
除館業			窯業	原料精製業、採石業にか	_	150 (100)
共同調理場、弁当仕立屋、弁 当製造業又は飲食店に係る特 定施設を有するもの と畜場 40 (30) 60 (40) 下水道終末処理施設 20 70 し尿処理施設 30 70 その他のもの 25 (20) 40 (30) その他のもの 25 (20) 40 (30) く。) し尿処理施設 20 70 服房施設、牛房施設又は馬房 30 (25) 80 (60) 施設をもつもの 食 畜産食料品製造業、水 料 産食料品製造業、外 子及びしょう油製造 業、動植物油脂製造 業、動植物油脂製造 業、の他のもの(弁当製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 業への他のもの(弁当製造 25 (20) 50 (40) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 業へがルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちバルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 70 (50) 造業のうちバルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 70 (50) 空業のうちバルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 烹業原料精製業、採石業に係 る採取場、砂利採取場 旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁 当製造業又は飲食店に係る特			かる	採取場、砂利採取場		
当製造業又は飲食店に係る特 上部設を有するもの 上部設を有するもの 上部設を有するもの 上部設を有するもの 上部設を 上球処理施設 20			旅館	業	60 (50)	70 (50)
定施設を有するもの と			共同	調理場、弁当仕立屋、弁	60 (50)	70 (50)
と畜場			当製	造業又は飲食店に係る特		
下水道終末処理施設 20 70			定施	設を有するもの		
し尿処理施設 25 (20) 40 (30) 不の他のもの 25 (20) 40 (30) 不道処理 全業種(し尿処理施設を除 25 (20) 40 (30) 区域に所在 するもの 1			と畜	場	40 (30)	60 (40)
その他のもの 25 (20) 40 (30) (30) (30) (40) (30) (40) (30) (40) (30) (40) (30) (40) (30) (40) (30) (40) (30) (40) (30) (40)			下水	道終末処理施設	20	70
新設の工場 又は事業場 区域に所在 するもの 全業種(し尿処理施設を除 25 (20) 40 (30) 40			し尿	処理施設	30	70
区域に所在 するもの			その	他のもの	25 (20)	40 (30)
し尿処理施設 20 70 100 1	新設の工場	下水道処理	全業	種(し尿処理施設を除	25 (20)	40 (30)
下房施設、牛房施設又は馬房 30 (25) 80 (60) 施設をもつもの 食 畜産食料品製造業、水 25 (20) 50 (40) 華食料品製造業、野品 菜・果実缶詰製造業、製 みそ及びしょう油製造 業、動植物油脂製造業 その他のもの(弁当製造業 その他のもの(弁当製造業) 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 70 (50) 25 (20) 100 (80) 25 (20) 100 (80) 100	又は事業場	区域に所在	<.)		
施設をもつもの 食		するもの	し尿	処理施設	20	70
食 畜産食料品製造業、水 25 (20) 50 (40) 産食料品製造業、野			豚房	施設、牛房施設又は馬房	30 (25)	80 (60)
料 産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、製 みそ及びしよう油製造業、動植物油脂製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業 その他のもの(弁当製造業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係 - 100 (80) 系採取場、砂利採取場 旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁当側造業又は飲食店に係る特			施設	をもつもの		
品 菜・果実缶詰製造業、 みそ及びしょう油製造 業、動植物油脂製造 業、動植物油脂製造 業、飲料製造業 その他のもの(弁当製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 第、合板製造業及びパーティクルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係 ろ採取場、砂利採取場 旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特			食	畜産食料品製造業、水	25 (20)	50 (40)
製 みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、動植物油脂製造業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 70 (50) 窯業原料精製業、採石業に係 100 (80) 系業 ※ 共石製品製造業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁 30 (25) 60 (40) 当製造業又は飲食店に係る特			料	産食料品製造業、野		
造 業、動植物油脂製造業 次の他のもの(弁当製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 表、合板製造業及びパーティクルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 25 (20) 100 (80) 25 (20) 25 (20) 26 (20) 26 (20) 27 (20) 26 (20) 27 (20) 27 (20) 27 (20) 28 (20) 28 (20) 28 (20) 29 (20) 20 (品	菜・果実缶詰製造業、		
業 業、飲料製造業 その他のもの(弁当製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係 5採取場、砂利採取場 旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁当位出屋、弁当的(25) 60 (40)			製	みそ及びしょう油製造		
その他のもの(弁当製造 25 (20) 40 (30) 業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係 100 (80) が解業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁当性出屋、弁当性出屋、弁当性出屋、弁当性は、100 (80) 60 (40) 当製造業又は飲食店に係る特			造	業、動植物油脂製造		
業の除く。) 一般製材業、木材チップ製造 25 (20) 50 (40) 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係 - 100 (80) る採取場、砂利採取場 旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁 30 (25) 60 (40)			業	業、飲料製造業		
一般製材業、木材チップ製造 業、合板製造業及びパーティクルボード製造業25 (20)50 (40)グルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 窯業・土石製品製造業 窯業原料精製業、採石業に係っ る採取場、砂利採取場25 (20)100 (80)が館業 共同調理場、弁当仕出屋、弁当性出屋、弁当機造業又は飲食店に係る特30 (25)60 (40)				その他のもの(弁当製造	25 (20)	40 (30)
業、合板製造業及びパーティ クルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を 持たないもの 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係 – 100 (80) る採取場、砂利採取場 旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁 30 (25) 60 (40)				業の除く。)		
クルボード製造業 パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの 25 (20) 70 (50) 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80) 窯業原料精製業、採石業に係る - 100 (80) が館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁当性出屋、弁当機造業又は飲食店に係る特 30 (25) 60 (40)			一般	製材業、木材チップ製造	25 (20)	50 (40)
パルプ、紙又は紙加工品の製 25 (20) 70 (50) 造業のうちパルプ製造施設を 持たないもの 25 (20) 100 (80) 窯業・土石製品製造業 25 (20) 100 (80)			業、	合板製造業及びパーティ		
造業のうちパルプ製造施設を 持たないもの25 (20)100 (80)窯業・土石製品製造業25 (20)100 (80)窯業原料精製業、採石業に係 る採取場、砂利採取場-100 (80)旅館業30 (25)60 (40)共同調理場、弁当仕出屋、弁 当製造業又は飲食店に係る特30 (25)60 (40)			クル	ボード製造業		
持たないもの25 (20)100 (80)窯業・土石製品製造業25 (20)100 (80)窯業原料精製業、採石業に係 –100 (80)る採取場、砂利採取場30 (25)60 (40)共同調理場、弁当仕出屋、弁 30 (25)60 (40)当製造業又は飲食店に係る特60 (40)			パル	プ、紙又は紙加工品の製	25 (20)	70 (50)
窯業・土石製品製造業25 (20)100 (80)窯業原料精製業、採石業に係-100 (80)る採取場、砂利採取場30 (25)60 (40)共同調理場、弁当仕出屋、弁 当製造業又は飲食店に係る特30 (25)60 (40)			造業	のうちパルプ製造施設を		
窯業原料精製業、採石業に係 る採取場、砂利採取場100 (80)旅館業30 (25)60 (40)共同調理場、弁当仕出屋、弁 当製造業又は飲食店に係る特30 (25)60 (40)			持た	ないもの		
る採取場、砂利採取場30 (25)60 (40)旅館業30 (25)60 (40)共同調理場、弁当仕出屋、弁 当製造業又は飲食店に係る特30 (25)60 (40)			窯業	• 土石製品製造業	25 (20)	100 (80)
旅館業 30 (25) 60 (40) 共同調理場、弁当仕出屋、弁 30 (25) 60 (40) 当製造業又は飲食店に係る特			窯業原料精製業、採石業に係		_	100 (80)
共同調理場、弁当仕出屋、弁 30 (25) 60 (40) 当製造業又は飲食店に係る特			る採取場、砂利採取場			
当製造業又は飲食店に係る特			旅館	業 業	30 (25)	60 (40)
			共同	調理場、弁当仕出屋、弁	30 (25)	60 (40)
定施設を有するもの			当製	造業又は飲食店に係る特		
			定施	設を有するもの		

	下水道終末処理施設	20	70
	し尿処理施設	20	70
	その他のもの	25 (20)	40 (30)

() 内は、日間平均

ウ 一日当たりの平均的な排出水の量が 1,000 m³以上の特定事業場に係る上乗せ排水基準 (水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例 別表第 5)

(単位:mg/l)

工場又は事	 F業場	業種	等			項	目及び許	容限	 是度		平114 · IIIg/ 10
						BOI)	COI)	SS	
既設の工	下水道処	全業	種(し	尿如	処理施設を	25	(20)	25	(20)	40	(30)
場又は事	理区域に	除く	除く。)								
業場	所在する	し尿	処理施	設		20		20		70	
	もの										
	その他の	食	畜産	食	乳製品製	30	(20)	30	(20)	60	(50)
	区域に所	料	糧品	製	造業						
	在するも	品	造業		その他の	40	(30)	40	(30)	60	(50)
	0	製			もの						
		造	水産	食	料品製造	40	(30)	40	(30)	60	(50)
		業	業、と	らん	類製造業						
			飲料集	!造	業	30	(20)	30	(20)	50	(40)
			その他	<u>は</u> の	もの(弁当	40	(30)	40	(30)	40	(30)
			製造業	きを	除く。)						
					木材チップ	50	(40)	50	(40)	60	(50)
					製造業及び						
			ティク	ルフ	ボード製造						
		業									
					レプ製造施	50	(40)	50	(40)	70	(50)
					を持たない						
			_	\$0			(25)		(25)		(0.5)
		製造			レプ製造施	80	(65)	80	(65)	50	(35)
		. 1.9 11	設をもつもの ポリビニルアルコール製 造業 プラスチック圧延フィル ム製造業		50	(40)	50	(40)	4.0	(00)	
					50	(40)	50	(40)	40	(30)	
					00	(60)	45	(35)	40	(30)	
					00	(00)	45	(33)	40	(30)	
			製造業 之学肥料製造業			50	(25)	50	(25)	40	(30)
					₹ 		(20)	 	(20)) (80)
		羔耒	• 上巾	没自	口发坦果	25	(20)	25	(20)	100) (00)

		にか	かる割	情製業、採石業 采取場、砂利採	_		160 (120)	150 (100)
		取場					()	
		旅館				(30)	40 (30)	40 (30)
				k処理施設	20		20	70
			処理が		20		20	70
June PP			他のも			(20)	25 (20)	40 (30)
新設の工	下水道処			レ 尿処理施設を	25	(20)	25 (20)	40 (30)
場又は事	理区域に	除く		/ . → H				
業場	所在する	し尿	処理が	他設	20		20	70
	もの	<u> </u>	* *		0.5	(00)	05 (60)	FO (40)
	その他の	食业		食料品製造	25	(20)	25 (20)	50 (40)
	区域に所	料品品		水産食料品製				
	在するもの	1 製	造業		O.F.	(00)	05 (00)	40 (20)
		造		他のもの(弁当業の除く。)	25	(20)	25 (20)	40 (30)
		業		未切除人。)				
		一般	·製材 氵	 業、木材チップ	25	(20)	25 (20)	50 (40)
		製造	業、信	合板製造業及び				
		パー	ティク	カルボード製造				
		業						
		パル	プ、	パルプ製造施	25	(20)	25 (20)	60 (40)
		紙又	は紙	設を持たない				
		加工	品の	もの				
		製造	業	パルプ製造施	25	(20)	25 (20)	40 (30)
				設をもつもの				
		窯業	土石	5製品製造業	25	(20)	25 (20)	100 (80)
		窯業	原料料	青製業、採石業	-		160 (120)	100 (80)
		に係	に係る採取場、砂利採取					
		場	場					
		下水	道終え	卡処理施設	20		20	70
		し尿	処理が	施設	20		20	70
		その	他のも	ら の	25	(20)	25 (20)	40 (30)

() 内は、日間平均

② 人の健康の保護に係る有害物質の排水基準

人の健康の保護に係る有害物質の排水基準(一律基準)

(排水基準を定める省令、別表第1)

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例 別表第2)

【単位:mg/0】

	許容	限度
項目	水質汚濁防止法 排水基準	県・上乗せ条例 排水基準
カドミウム及びその他化合物	0. 03	0.01
シアン化合物	1	0. 1
有機リン化合物:パラチオン、メ チルパラチオン、メチルジメトン 及び EPN に限る	1	0. 1
鉛及びその他化合物	0. 1	0.05
六価クロム化合物	0. 5	0.05
ヒ素及びその化合物	0. 1	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水 銀化合物	0. 005	0. 0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ı
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	0. 0005
トリクロロエチレン	0. 1	0.03
テトラクロロエチレン	0. 1	0.01
ジクロロメタン	0. 2	0.02
四塩化炭素	0. 02	0. 002

1, 2-ジクロロエタ	ン	0.04	0. 004
1, 1-ジクロロエチ	レン	1	0.02
シス-1, 2-ジクロロ	コエチレン	0. 4	0.04
1, 1, 1-トリクロロ	エタン	3	0.3
1, 1, 2-トリクロロ	エタン	0.06	0.006
1, 3-ジクロロプロ	ペン	0. 02	0.002
チウラム		0.06	0. 006
シマジン		0.03	0.003
チオベンカルブ		0. 2	0.02
ベンゼン		0. 1	0.01
セレン及びその化	合物	0. 1	_
ほう素及びその	海域以外の公 共用水域に排 出	10	-
化合物	海域に排出	230	_
ふっ素及びその	海域以外の公 共用水域に排 出	8	_
化合物	海域に排出	15	_
アンモニア (ヤンモニア (大学) マンモニア (大学) では、 単一		100	-
1, 4-ジオキサン		0. 5	_

③ 水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定事業場

公共用水域の水質汚濁を防止するため、熊本県は水質汚濁防止法、下水道法及び県公害防止条例に定める特定施設を設置する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)に対し、届出の徹底を期するとともに、これらの特定事業場に対して立入検査を行い、法令違反の防止に努めています。特に排水基準が適用される日間平均排水量 50 ㎡以上のものや、有害物質を排出するおそれのある特定事業場については、自主検査の励行を指導するとともに、県でも排水検査を実施して、排水規制の徹底を図っています。

本市では、県と緊密な連携をとりながら、公害防止協定等に基づいた立入検査をはじめ、市内の主要な工場・事業場を定期的に排出水の検査を実施し、県の施策と合わせて公共水域の環境保全を図っています。(法令による規制事務の委任はありません。)

4) 水質汚濁の現況

① 河川、海域

ア) 河川

本市の主要河川は、水俣川と湯出川が下流で合流して水俣川を形成し、1日約20万トンもの水流が市内を縦貫しながら、八代海へ注いでいます。

この水俣川は、環境基準類型指定がなされており、中流から上流にかけては、最も清流河川とされる AA 類型、下流域は A 類型に指定されています。一方の湯出川は類型指定はありませんが、A 類型相当の良質な水質で、両河川とも環境基準を維持している状況であり、下流末端においては市民の日常生活に欠くことのできない上水道水源となっています。

しかし、この両河川の流域には、農村集落、住宅、温泉街等があり、水質汚濁に影響を及ぼしつつあります。

一方、市街地を流れる河川小水路は、水俣川から清流水を引き入れ、水質浄化を図っていますが、事業系、生活排水系が多く流入するため、汚濁影響を強く受けている状況です。

イ)海域

本市の海域は、八代海沿岸と天草諸島とに囲まれた閉鎖的水域で、陸上からの汚濁の影響を非常に受けやすい状況ですが、現在良好な水質を保ち、魚介類も多い好適な漁場になっています。

また、さらに内海である水俣湾の水質は、公害防止事業完了後から徐々に回復し、今では良好な環境基準 A 類型になっています。

② 水質環境調査総括

ア 河川水質調査

水俣川、湯出川及び都市排水、工場・事業所の排水が流入する4排水路の下流における水質及び河川が流入する遊水池水質の調査結果は、表1のとおりです。

表 1 河川水質環境調査結果総括表

(生活環境項目:2019年度) 単位:mg/l(大腸菌群数を除く)

項目	BOD		SS		大腸菌群数	
地点	DOD	a/n	33	a/n	(MPN/100m1)	a/n
浜雨水幹線下流	0.8~1.5	1.03/3	1	ı	_	_
丸島水路水門	<0.5~1.0	0.6/3	1	ı	_	_
百間水路水門	0.7~0.8	0.73/3	_	_	_	-
田在川下流	1.0	1.0/1	_	_	_	-
湯出川江南橋	<0.5~1.3	0.9/2	<1~1	1/2	1,300~2,300	1,800/2
湯出川大森橋	< 0.5	< 0.5/1	<1	<1/1	1, 100	1, 100/1
水俣川鶴田橋	0.5~1.3	0.9/2	6~100	53/2	1,100~49,000	25, 050/2
水俣川桜野橋	< 0.5	< 0.5/1	1	1/1	4, 600	4,600/1
袋遊水池	0.7	0.7/1	_	_	_	_

項目	MBAS		全リン -		全窒素	(T-N)
地点	MDAS	a/n	主リン	a/n	土主米	a/n
浜雨水幹線下流	<0.02~0.03	0.023/3	<0.06~0.09	0.073/3	<0.6~1.6	1.03/3
丸島水路水門	< 0.02	0.02/3	0.094~0.16	0.118/3	0.9~2.1	1. 31/3
百間水路水門	< 0.02~0.02	0.02/3	0.19~0.28	0. 23/3	1.5~3.4	2.2/3
田在川下流	< 0.02	0.02/1	0.058	0.058/1	0.82	0.82/1
湯出川江南橋	< 0.02	0.02/2	0.018~ 0.019	0.018/2	0.50~0.64	0.57/2
湯出川大森橋	< 0.02	0.02/1	0.024	0.024/1	0. 56	0.56/1
水俣川鶴田橋	< 0.02	0.02/2	0.035~0.20	0. 117/2	0.74~0.78	0.76/2
水俣川桜野橋	< 0.02	0.02/1	0.017	0.017/1	0. 61	0.61/1
袋遊水池	_		_		_	_

(備考:aは平均値、nは検体数)

(健康項目:2019年度) 単位:mg/0

項目	総水銀	(T-Hg)	ヒ素	(As)	鉛	(Pb)	カドミウム	(Cd)
地点	松小蚁	m/n	し糸	m/n	平口	m/n	カトミリム	m/n
浜雨水幹線下流	0.0005未満	0/3	0.01未満	0/1	0.01未満	0/1	_	_
丸島水路水門	0.0005未満	0/3	0.01未満	0/1	0.01未満	0/1	_	_
百間水路水門	0.0005未満	0/3	0.01未満	0/1	0.01未満	0/1	_	_
田在川下流	0.0005未満	0/1	0.005未満	0/1	0.005未満	0/1	_	_
湯出川江南橋	0.0005未満	0/2	0.005未満	0/2	0.005未満	0/2	0.0003未満	0/2
水俣川鶴田橋	0.0005未満	0/2	0.005未満	0/2	0.005未満	0/2	0.0003未満	0/2
袋遊水池	0.0005未満	0/1	0.01未満	0/1	0.01未満	0/1	0.0003未満	0/1

項目	シアン	(CN)	有機リン	(0-P)	六価クロム	(6-Cr)
地点		m/n	円版ソン	m/n	ハ画フロム	m/n
浜雨水幹線下流	0.1未満	0/1	_	-	_	_
丸島水路水門	0.1未満	0/1	_		_	_
百間水路水門	0.1未満	0/1	_	_	_	_
田在川下流	0.1未満	0/1	ı	1	1	_
湯出川江南橋	0.1未満	0/2	0.1未満	0/2	0.02未満	0/2
水俣川鶴田橋	0.1未満	0/2	0.1未満	0/2	0.02未満	0/2
袋遊水池	0.1未満	0/1	0.1未満	0/1	0.04未満	0/1

(備考:nは検体数、mは基準超過数)

表 2 水質経年変化

単位: mg/0 河川等 (BOD)

地点 年度	2015	2016	2017	2018	2019
	(1.3)	(0.8)	(0.9)	(0.5)	(1.03)
(共)的 小	0.8~1.1	0.6~1.2	<0.5~1.5	< 0.5	0.8~1.5
丸島水路水門	(1.1)	(-)	(0.83)	(0.5)	(0.6)
八一	0.9~1.5	<0.5~0.9	<0.5~1.0	<0.5~0.5	<0.5~1.0
百間水路水門	(0.8)	(0.8)	(0.9)	(0.9)	(0.73)
	0.7~1.0	0.7~1.0	0.7~1.2	0.5~0.9	0.7~0.8
田在川下流					
	2. 1	1. 1	< 0.5	< 0.5	1.0
湯出川江南橋	(-)	(-)	(< 0.5)	(< 0.5)	(0.9)
物山川 仁 用倫	<0.5~0.6	$< 0.5 \sim < 0.5$	$< 0.5 \sim < 0.5$	< 0.5	<0.5~1.3
湯出川大森橋					
物山川八林侗	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
┃ ┃ 水俣川鶴田橋	(-)	(-)	(< 0.5)	(< 0.5)	(0.9)
/	<0.5~0.9	$< 0.5 \sim < 0.5$	$< 0.5 \sim < 0.5$	< 0.5	0.5~1.3
水俣川桜野橋	(-)	(-)	(< 0.5)	(< 0.5)	(<0.5)
/八大/八万岁间	<0.5~0.5	< 0.5	$< 0.5 \sim < 0.5$	< 0.5	< 0.5
袋遊水池					
	0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.7

(備考: ()数値は平均値)

表3 栄養塩類の	表3 栄養塩類の経年変化(年間平均値) 単位: mg/Q									
地点	年度	2015	2016	2017	2018	2019				
 浜雨水幹線下流	全窒素	0. 67	1.89	1.07	0.83	1.03				
(共內/八年//// 1 ////	全リン	_	0.047	0.069	0.089	0.073				
丸島水路水門	全窒素	0.81	-	1.43	0.97	1. 31				
儿岛小岭小门	全リン	0. 34	0. 16	0. 102	0. 132	0.118				
百間水路水門	全窒素	0. 97	0.98	1. 23	1. 53	2. 2				
	全リン	0.36	0. 24	0.18	0. 26	0. 23				
田在川下流	全窒素	0. 68	0.53	0.6	0. 51	0.82				
田1土川下7元	全リン	0.019	0.021	0.062	0.061	0.058				
湯出川江南橋	全窒素	0.71	0. 52	0.55	0.62	0. 57				
多 山川仏曽惝	全リン	0.018	0.041	0.021	0.019	0.018				
浬山川七木 括	全窒素	0. 69	0.71	0.6	0.72	0.56				
湯出川大森橋	全リン	0.027	0.061	0.027	0.017	0.024				
水但川始田括	全窒素	0.49	0.45	0.63	0.65	0.76				
水俣川鶴田橋	全リン	0.017	0.023	0.027	0.02	0. 117				
小但川松照接	全窒素	0.4	0.51	0.88	0.66	0.61				
水俣川桜野橋	全リン	0.019	0.018	0.014	0.018	0.017				

イ 袋湾水質調査

新栄合板工場の水面貯木場外周の水質を調査した結果は、表4のとおりです。 なお、袋湾の環境基準類型は未指定となっています。

表 4 袋湾水質調査結果総括表 (単位:mg/Q)

年度 年度	COD	n-ヘキサン 抽 出 物	MBAS
2019年度	3. 0	< 0.5	0.09

全リン	全窒素	総水銀
< 0.06	1.5	< 0.0005

HCHO <1

検体採取日:2019年9月17日

ウ 西湯の児水質調査

西湯の児は、八代海に面しA類型の基準指定を受けています。沿岸部には湯の児温泉 その周辺には住宅などが点在しているため、事業排水及び生活排水等が多いにもかかわ らず、湾内は魚介類も多く、良好な漁場となっています。

なお、その水質は表5のとおりです。

表 5 西湯の児水質調査結果総括表 (単位: mg/Q)

五 口		7117 7144 71	(==8/ -/
項目 年度	COD	n-ヘキサン 抽 出 物	大腸菌群数
2019年度	1.5	< 0.5	8

MBAS	全リン	全窒素
< 0.02	0.027	0.14

検体採取日:2019年12月11日

工 梅戸港水質調査

水質は表6のとおりです。

表 6 梅戸港水質調査結果総括表 (単位:mg/Q)

年度 項目	COD	n-ヘキサン 抽 出 物	全窒素
2019年度	0.9	0.5	0.16

総水銀	全リン	MBAS
0.0005	0.025	0.02

検体採取日:2020年3月24日

③ 主要工場排水水質調査総括

ア JNC (株) 水俣製造所

特定施設の排水が主に流れるB水路において、pH、COD、SS等、13の生活環 境項目について、水質調査を実施しました。

また、有害物質については、総水銀を中心に10項目の水質調査を実施しましたが、 水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乗せ排水基準)を超過したものは認められません でした。

イ 新栄合板工業(株)

工場排水について、pH、COD、SS等、5項目の水質調査を実施しました。 水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乗せ排水基準)を超過したものは認められません でした。

表7 JNC(株)水俣製造所水質調査結果総括表

(生活環境項目)

単位: mg/l (pH以外)

項目	рН		COD		99	
年度	þII	m/n	СОД	m/n	აა	m/n
2019年度	7.3~7.6	0/5	2.5~5.5	0/17	2~19	0/6
法規制値	5.0~9.0	_	160	_	200	_

n-ヘキサン 抽 出 物		銅		亜鉛	
抽出物	m/n	利印	m/n	992.邓口	m/n
< 0.5	0/4	< 0.1	0/2	< 0.1	0/2
30.0	_	3		2.0	_

溶解性鉄		溶 解 性マンガン		全クロム	
份件工业人	m/n	マンガン	m/n	土クロム	m/n
< 0.1	0/2	< 0.1	0/2	< 0.04	0/2
10.0	_	10. 0	_	2. 0	_

BOD		全窒素		全リン	
ВОД	m/n	土主米	主至亲 m/n	土リン	m/n
0.7~3.9	0/6	1.7~3.7	0/2	0.15~0.27	0/2
160		120.0		16. 0	_

フッ素	
ノソ糸	m/n
< 0.1	0/2
15. 0	_

(備考:nは検体数、mは基準超過数)

(有害物質)

単位:mg/l (pH以外)

項目	総水銀 丸				ヒ素	
年度	形心力入业区	m/n	カトミリム	m/n	し糸	m/n
2019年度	< 0.0005	0/6	< 0.003	0/3	< 0.01	0/2
法規制値	0.005	_	0.03	_	0. 1	_

六価クロム		全シアン	シンアン		
ハ価グロム	m/n	土ノノン	m/n	トリクロロエチレン	m/n
< 0.04	0/2	< 0.1	0/1	< 0.01	0/2
0. 5	_	1	_	0. 1	_

テトラクロ ロエチレン	テトラクロ			有機リン		
ロエチレン	m/n	リクロロエ タン m/n		行物サイ	m/n	
< 0.005	0/2	< 0.005	0/2	< 0.1	0/2	
0. 1		3		1	_	

鉛	
平口	m/n
< 0.01	0/1
0. 1	_

(備考:nは検体数、mは基準超過数)

表 8 新栄合板工業(株)水質調査結果総括表

単位:mg/l (pH以外)

項目	ъЦ		COD		SS	
年度	На	m/n	СОД	m/n	აა	m/n
2019年度	7.3~7.7	0/6	1.0~13	0/11	<1~4	0/10
法規制値	5.0~9.0	_	100 (80)	_	200	_

ホルムアル デヒド		n-ヘキサン	
デヒド	m/n	抽出物	m/n
<1	0/3	< 0.5	0/3
5. 0	_	30	_

(備考:nは検体数、mは基準超過数)

④ 他の特定工場排水調査総括

ア 調査概要

本市内の主要 2 工場以外の 2 事業場について p H、C O D 他有害物質を含む11 項目について調査を実施しましたが、基準を上回る値のところはありませんでした。

イ 調査結果

表 9 事業場排水

(生活環境項目:2019年度) 単位:mg/@

						平压·mg/₹
No.	葉種 (流出先)	рН	COD	BOD	SS	n-ヘキサン 抽出物
1	洗濯業 (袋湾)	7.8	_	_	_	< 0.5
2	家畜食料品及び冷凍 調理食品製造業 (水俣川中鶴)	7. 3	8. 2	2.9	2	< 0.5

No.	項目 業種	MBAS	全リン	全窒素	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン
1	洗濯業 (袋湾)	< 0.02	_	_	< 0.01	< 0.005
2	家畜食料品及び冷凍 調理食品製造業 (水俣川中鶴)	0. 12	3. 1	8. 5		_

No.	項目 業種	1.1.1ートリ クロロエタン
1	洗濯業 (袋湾)	< 0.005
2	家畜食料品及び冷凍 調理食品製造業 (水俣川中鶴)	_

⑤ 有機塩素系化合物による水質汚染調査

有機塩素系化合物を含む水による地下水汚染が全国的に広がりを見せ始めたため、地下水汚染防止対策として、1984年2月に厚生省は、表10の3物質について「水道における暫定水質基準」を定めました。1989年3月には水質汚濁防止法施行令等の一部が改正され、3物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが新たに有害物質に指定され、工場・事業所排水に対して、同年10月1日より規制基準が適用されました。

また、1989年4月には、3物質に加えて四塩化炭素を含む排出水について地下への 浸透を禁止し、管理目標値を定めました。

さらに、県では全国に先駆けて1990年10月2日「熊本県地下水保全条例」を公布 し、1991年4月1日から施行されています。

このため、本市では、地下水が市民の生活にとって欠くことのできない重要な水資源であることから、地下水汚染を未然に防止するため、この 3 物質については、1985年度から井戸水、1986年度には工場・事業場排水、さらに1988年度からは河川水等について調査を実施してきました。

2019年度は、表10のとおり井戸水についても3物質の調査を実施しましたが、基準値を超えるものはありませんでした。

71 17 1/2 17 1/2 17 1/2						
項目 物質名	井戸数 (本)	濃度 (mg/Q)	基準値を超え た井戸数(本)	厚生省の水道水の暫 定水質基準(mg/Q)		
トリクロロエチレン	4	< 0.001	0	0.01		
テトラクロロエチレン	4	< 0.0005	0	0.01		
1.1.1-トリクロロエタン	4	< 0.0005	0	0.3		

表 10 有機塩素系化合物に係る調査結果 (2019年度)

(3) 騒音・振動の防止

1) 概要

騒音は、公害の中でも特に日常生活に密着したものであり、苦情発生の多いものです。

環境基本法では、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準を定めています。騒音規制法では、騒音防止を図るため、工場及び事業所の騒音と建設作業騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度の必要事項を定めています。さらに、熊本県公害防止条例では、他の法令に特別の定めのない事項につき、騒音の防止に関し必要な事項を定めています。

振動公害として問題となる振動は、主に、工場・建設作業・道路交通・鉄道等に起因しています。振動に係る環境基準は定められていませんが、振動規制法では、振動規制を図るため、工場及び事業所の振動と建設作業振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置等、必要な事項を定めています。

本市は、熊本県とともに、法、条例に基づき、騒音・振動の防止に取り組んでいます。

2) 騒音・振動の現況

① 特定工場等の騒音

2019 年度に実施した、騒音規制法及び熊本県公害防止条例に定める特定施設を有する主要工場・事業所(特定工場等)を対象にした騒音測定では、4 社において規制基準の超過が見られました。

表1 特定工場等の騒音測定結果 (2019年度)

No.	特定工場等	規制地 域区分	測定地点数	規制基準値 (dB)	測定値 (dB)
1	化学品等製造業	3種	3	50	56.9~61.5
	化子加守聚坦果	4種	2	60	49.8~60.3
2	合板製造業	3種	3	50	67.9~70.3
3	塩ビフィルム製 造業	3種	2	50	60.8~67.9
4	樹脂加工品製造 業	3種	1	50	65. 2~65. 4

3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、熊本県公害防止条例及び振動規制法では、特定施設を設置もしく は数を変更し、又は特定建設作業を実施しようとするときなどには、届出が義務 付けられています。2019年度の届出状況は表2~4のとおりです。

表 2 騒音規制法に基づく届出 (2019年度)

(ア) 特定施設

届出の	(重類)	D 設置	置届出	②使月	月届出	③使用至	È廃届出	④数変	更届出
施設の種類	I	場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械									
空気圧縮機等									5
土砂用破砕機等									
織機									
建設用資材製造機械									
穀物用製粉機									
木材加工機械									
抄紙機									
印刷機械									
合成樹脂用射出成型機									
鋳型造型機									
計		0	0	0	0	0	0	0	5

⑤特定工 場等総数	⑥特定施 設等総数
25	107
50	496
10	59
3	25
5	7
0	0
14	29
0	0
8	27
0	22
0	0
115	772

- 注) 1 ①、②、③、④欄の施設別工場等数欄は、当該施設を設置している工場等の延べ数。
 - ⑤欄では、特定工場等の有する施設のうち、代表的な施設のところのみ計上。
 - 2 ⑥欄の施設数=年度の⑥欄の施設数+(本年度の①欄の施設数+②欄の施設数+④欄の施設数-③欄の施設数)

⑦その他の届出						
届出の種類 防止の方法 氏名等 承継届出 計 変更届出 変更届出 がまる ままま ままま かんしゅう はんしゅう しゅう かんしゅう はんしゅう かんしゅう かんしゅん しゅんしゅ かんしゅん しゅん しゅんしゅん しゅんしゅん しゅんしゅん しゅん しゅんしゅん しゅん						
件数	0	8	1	9		

(イ) 特定建設作業

作業の種類	⑧届出件数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	5
空気圧縮機を使用する作業	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	2
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
⇒ 1-	7

表3 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出 (2019年度)

(ア) 特定施設

届出	の種類①	設置	置届出	②使月	用届出	③使用4	È廃届出	④数変	更届出
施設の種類	工場	等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
石材切断機									
セメント製品成型機									
木材加工機械									
鋳型造型機									
空気圧縮機等			9						
クーリングタワー									
バーナー									
脱水機									
ダンボール製造機械									
1	()	9	0	0	0	0	0	0

⑤特定工 場等総数	⑥特定施 設等総数
2	6
1	2
14	49
0	0
106	774
0	57
0	80
1	48
0	0
124	1016

- 注) 1 ①、②、③、④欄の施設別工場等数欄は、当該施設を設置している工場等の延べ数。
 - ⑤欄では、特定工場等の有する施設のうち、代表的な施設のところのみ計上。
 - 2 ⑥欄の施設数=年度の⑥欄の施設数+(本年度の①欄の施設数+②欄の施設数+④欄の施設数-③欄の施設数)

⑦その他の届出						
届出の種類	防止の方法 変更届出	氏名等 変更届出	使用全廃届出	承継届出	計	
件数		6			6	

(イ) 特定建設作業

種類	件数
コンクリートカッター使用作業	0
掘削機械使用作業	5
鋼球使用作業	0
計	5

(ウ) 特定作業

(ソ) 17足17未				
作業	届出 ———	実施届出数	経過措置 届出数	総数
板金作業				0
製かん作業				0
橋梁等組立作業				0
金属研磨作業				0
金属切断作業				0
木材切断作業				0
計		0	0	0

その他の届出						
種 類	件数					
氏名等変更の届出	0					
廃止届出	0					
承継届出	0					
	0					

表 4 振動規制法に基づく届出 (2019年度)

(ア) 特定施設

	届出の種類	①設置	置届出	②使月	用届出	③使用组	è廃届出	④数変	更届出	⑤工場等	⑥施設数
施設の種類		工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	実数	少 心成数
金属加工機械										13	67
圧縮機										20	197
土砂用破砕機等										5	26
織機										2	38
コンクリートブロッ	ックマシン等									1	2
木材加工機械										4	4
印刷機械										1	5
ロール機										1	5
合成樹脂用射出成	型機									2	32
鋳型造型機					•		•			0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	49	376

⑦その他の届出						
届出の種類	防止の方法 変更届出	使用の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出	計	
件数			7	·	7	

(イ) 特定建設作業

作業の種類	⑧届出件数
くい打機等を使用する作業	1
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	4
バックホウを使用する作業	0
3 1-	5

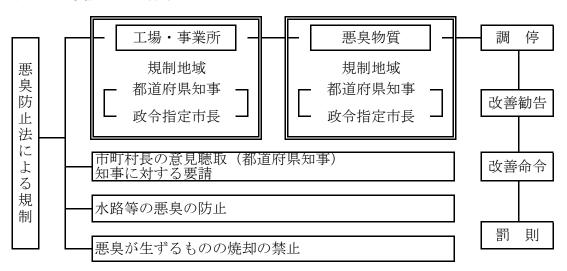
(4) 悪臭の防止

1) 概要

悪臭防止法(1971年制定)では、不快な臭いが原因となって生活環境を損なう恐れのある物質を「特定悪臭物質」として政令で定め、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生するこれらの物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。(図1)

この悪臭防止法を施行することに伴い、1972年に悪臭公害の原因となっている 5 物質 (アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン) の特定物質が指定されました。さらに、1976年には 3 物質 (二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン) が追加指定され、1989年 9 月には 4 物質 (ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸) が追加指定されました。悪臭物質の中には、この12物質以外の臭気物質が原因となっているものが多くあることから、法による規制を強化するため、1993年の法改正によってトルエン等10物質が追加指定されました。 (表 1)

図1 悪臭防止法の体系



- ○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準 1974年3月1日から悪臭防止法に基づく本市の規制地域及び規制基準が施行されています。
- ① 規制地域 (ア)都市計画用途地域 (イ) 芦北海岸県立公園 (ウ)観光道路 (エ)公共施設の悪臭発生源 (オ)学校周辺の地域

② 規制基準

(ア) 敷地境界

表 1 規制基準

双 1			
悪臭物質名	大気中の許容限度	悪臭物質名	大気中の許容限度
	ppm		ppm
アンモニア	1.0	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	トルエン	10.0
硫化水素	0.02	キシレン	1. 0
硫化メチル	0.01	酢酸エチル	3. 0
トリメチルアミン	0.005	メチルイソブチルケトン	1. 0
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0. 9
アセトアルデヒド	0.05	プロビオンアルデヒド	0.05
スチレン	0.4	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
プロピオン酸	0.03	イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマル酪酸	0.001	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
ノルマル吉草酸	0.0009	イソバレルアルデヒド	0.003

悪臭防止法で次の22物質が特定悪臭物質として規制がなされています。

表 2 特定悪臭物質

特定悪臭物質名	においの性質	主な発生源事業場
アンモニア	し尿のような臭	畜産事業場、化学肥料工場、ごみ処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場
トリメチルアミン	腐魚臭	畜産事業場、魚腸骨処理場、複合肥料製造業等
アセドアルデヒド	青ぐさい刺激臭	
	甘酸っぱい焦げた刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、塗装
	甘酸っぱい焦げた刺激臭	工場、その他金属製品製造工場、自動車修
,	甘酸っぱい焦げた刺激臭	理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系
ノルマルバレルアルデヒド	O C O C) S I I I N / I M /	食料品製造工場等
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な醗酵臭	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	車修理工場、木工工場、繊維工場、その他
	シンナーのような刺激臭	の機械製造工場、印刷工場、輸送用器具製
トルエン	ガソリン臭	造工場、鋳物工場等
		スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、
スチレン	都市ガスのような臭	ポリスチレン製造業、SBR製造工場、
		FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
		塗装工場、その他金属製品製造工場、
キシレン	」 ガソリン臭	自動車修理工場、木工工場、繊維工場、
	<i>/</i> /	その他の機械製造工場、印刷工場、輸送
		用器具製造工場、鋳物工場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、
ノ L L A V BQ	日文 フィムマー不引放大	化製場、でん粉製造工業等
		畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、
ノルマル酪酸	汗臭	鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉
		製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下臭	
イソ吉草酸	むれた靴下臭	

(5) 廃棄物の管理

- 1)一般廃棄物最終処分場
 - 岡山不燃物埋立処分場

水俣市袋南志水1587番地-11にあり、一般廃棄物の焼却灰と不燃物の埋立を行っている。

<法定要求項目>

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条の2の十 水質検査項目29個(地下水)

第1条の2の十四 水質検査項目43個(排水)

スラジ溶出試験4個

ダイオキシン類特別措置法 水質検査項目 排水・地下水それぞれ3個 ※2019年度は上記全項目について、異常は認められない。

2) 産業廃棄物最終処分場(遮断型最終処分場)

水俣市浜字外平4051番地1にあり、下水道施設の建設に伴う土砂(カーバイト残渣を含む)が埋め立てられている。

<観測井の水質検査項目>

・塩化物イオン、電気伝導率 1回/月

2019年度 異常なし

・熊本県産業廃棄物指導要綱の地下水検査 最終処分場維持管理基準 3回/年

2019年度 異常なし(5月,9月,1月)

・水銀及びアルキル水銀その他化合物 3回/年 2019年度 異常なし(5月,9月,1月)

(6) 公害苦情

1) 公害苦情の発生状況

公害に関する苦情は、近年、発生件数の比率が事業所原因のものから日常生活の中から発生するものへと推移しています。本市における公害に関する苦情は、関係法令に基づき指導を行っており、いずれも、発生源に対する指導と当該事業所の協力でその大半は改善がなされていますが、不法投棄等の原因者不明苦情も多くなっております。

表1 年度別公害苦情件数の推移

種別			典	型 7	7 公	害			その他	合計
年度	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	ての他	口百日
1996	2	2		9	2		15	30	21	51
1997	2			4			7	13	7	20
1998	9	2					2	13	3	16
1999	1	3					5	9	0	9
2000	1						3	4	2	6
2001				1			1	2	4	6
2002	4	1		2			3	10	2	12
2003		1	1	1			7	10	0	10
2004	1	1	1	3			5	11	1	12
2005	2		1	2			6	11	3	14
2006		2					2	4	3	7
2007		4	1				3	8	0	8
2008	1	4		3				8	6	14
2009	1	6	_	1			4	12	22	34
2010	9	2	1	3	1		1	17	31	48
2012	3 4	6	3				3	11 16	12 (10) 5 (2)	23 21
2013 2014	2	4	ა	2			3	8	13(5)	21
2015	8	4	2	3				17	11(1)	28
2016	6	3	2	0				9	6(3)	15
2017	6	7		1			1	15		30
2018	11	2	1	2	1	0	7		44(21)	68
2019	4	13	0	3	0	0	8	28	58 (31)	86

※2012年から不法投棄数を()にて内数を掲載

表 2 苦情発生源の種類 (2019年度)

衣 2 古情 完生源 9			干及															
	発生源	製	造	Ę	F	業	所							そ	の	他		
		食	繊維衣服そ	木材・木	化学工業·	パルプ	その他の	建築・・	交通機関	牧畜・養豚	家庭	鉱業施設	商店・	廃品	農	そ	不	合
		料	の他	製	石	•	-	土木	•	脉•	生	•	飲	口	作	\mathcal{O}		
		ᄪ	の繊維製	品·家具	油石炭製品	紙製品	製造事業所	土木事業	自動車	養鶏場	活	採石場	食店	収業	業	他	明	計
種別			品品		品													
	大気汚染									1					2	1		4
	k質汚濁							7								3	3	13
7	上壤汚染																	0
	騒音							1			1					1		3
害	振動																	0
公 害 苦 情	也盤沈下																	0
情	悪臭														2	2	4	8
不法投棄								1			16					4	10	31
その他																27		27
計		0	0	0	0	0	0	9	0	1	17	0	0	0	4	38	17	86

表3 被害の用途地域別苦情件数

12.	用途地域		市	計	画	区	域		
		第一種住居専用地	第二種住居専用地	住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	その他	合計
種別	ıJ	域	域						
	大気汚染	1		1				2	4
典	水質汚濁	4		6				3	13
至7	土壤汚染								0
公	騒音	2						1	3
害	振動								0
典型7公害苦情	地盤沈下								0
'''	悪臭	1					2	5	8
不沾	比投棄	6		7				18	31
その)他	10		5			1	11	27
計		24	0	19	0	0	3	40	86

2 災害対策

本市は、2003 年に梅雨末期の豪雨による土砂災害が発生し多くの被害を受けております。発生する災害の種類として、台風の常襲地帯のため、風水害、土砂災害、また、日奈久断層帯、出水断層帯等による地震、津波の災害の懸念も高いものがあります。

本市では、2003 年に発生した水俣土石流災害の反省と教訓を踏まえ、初動体制の見直しや、地域の防災力活用のために、自主防災組織の育成などを進めています。

(1) 災害対応力の向上

目的:市職員の研修・訓練、自主防災組織の活動強化を図り、災害対応力を向上 させる。

目標:市職員の災害対応力の強化、自主防災組織の活動強化

実施:関係各課と災害対応に係る事前調整を行ったほか、連絡網を活用した伝達 訓練や熊本県防災情報メールサービスを活用した伝達訓練を行いました。 その他、防災行政無線の戸別受信機の普及率向上に取り組んでいます。

(2) 防災意識の啓発

目的:災害への備え等を周知し、自助・共助による災害対応を呼びかけ、災害への対応力を向上させる。

目標:災害全般への意識啓発

実施:災害時の備えについて、市報に掲載を行い、周知を図ったほか、地域などに 出向いて防災対策に関する講演を行いました。また、以下の取り組みにより、 災害全般への意識啓発を行いました。

- ・自主防災組織を対象とした防災講演会
- ・災害対策本部員を対象とした図上訓練

(3)消防防災施設の整備

目的: 老朽化した消防団車両の更新

目標:20年以上経過した消防団車両の更新

実施: 4分団20部の車両を更新しました。

(4) 治水対策の推進

目的:自然環境や景観を考慮した河川の改修事業の推進

(5) 雨水による浸水対策の推進

目的:都市地域における降雨時の内水はん濫による浸水対策を行う。

実施:雨水管渠の整備及び雨水ポンプ場の整備を行っています。

◆水俣市公共下水道全体計画(雨水)(2035年度まで)

降雨強度 72mm/h、確率年 7年

排水区の名称	区域面積	雨水ポンプ場	併用開始
中央排水区	62ha	百間雨水ポンプ場	2003年6月
東部第一排水区	69ha	浜雨水ポンプ場	1980年3月
東部第二排水区	89ha	牧ノ内雨水ポンプ場	1990年3月
		白浜雨水ポンプ場	1980年3月
		水俣川	
北部排水区	71ha	丸島雨水ポンプ場	1996年4月
		丸島公園雨水マンホールポンプ場	2011年3月
西部排水区	64ha	八代海	
		汐見第一雨水マンホールポンプ場	1996年5月
		汐見第二雨水マンホールポンプ場	1997年5月
浜松排水区	6ha	八代海	
計	361ha		

実施:都市地域内の小水路の氾濫による浸水被害を防ぐため、都市下水路及び雨水ポンプ場を整備してきました。

◆雨水路の整備

▲ 1/19/1/10 45 TE NU				
雨水幹線名	着手年月日	完了年月日	集水 面積	備考
新地雨水幹線	1961. 07. 01	1962. 03. 31	80. 8ha	92 年度、新地都市下水路から
古賀雨水幹線	1962. 12. 25	1963. 03. 31	33. 4ha	75年度、古賀都市水路から
陣内雨水幹線	1964. 11. 04	1966. 02. 20	95ha	96 年度、陣内都市下水路から
白浜雨水幹線	1963. 12. 27	1981. 03. 31	133ha	96 年度、白浜都市下水路から
古城雨水幹線	1971. 09. 21	1972. 03. 31	32ha	96 年度、古城都市水路から
丸島雨水幹線	1977. 01. 18	1990. 02. 07	69ha	89 年度、丸島都市水路から

百間雨水幹線	1977. 01. 18	1990. 02. 07	280ha	89 年度、百間都市水路から
牧ノ内雨水幹線	1980. 02. 19	1990. 03. 31	35ha	96 年度、牧ノ内都市水路から

◆公共下水道(雨水)の整備

,	
排水区名	面積
東部第一	69.0 ha
東部第二	89.0 ha
中央	62.0 ha
西部	64.0 ha
北部	71.0 ha
浜松	6.0 ha
合計	361.0 ha

◆雨水ポンプ場の整備

ポンプ場名	計画排水能力	現排水能力	供用開始
白浜雨水ポンプ場	295 m³/分	244 m³/分	1980年3月
浜雨水ポンプ場	736 m³/分	486 m³/分	1980年3月
牧ノ内雨水ポンプ場	296 m³/分	282 m³/分	1990年3月
丸島雨水ポンプ場	836 m³/分	372 m³/分	1996年4月
汐見第1雨水 マンホールポンプ場	5 m³/分	5 m³/分	1996年5月
汐 見 第 2 雨 水 マンホールポンプ場	9 ㎡/分	9 m³/分	1996年4月
百間雨水ポンプ場	1,422 m³/分	886 m³/分	2003年6月
丸 島 公 園 雨 水マンホールポンプ場	15 m³/分	15 m³/分	2011年3月

3 野生の動植物の保護

近年、メダカを見かけなくなり、トンボも少なくなりました。ダクマ(テナガエビ) やホタルも多くなってきたとはいえ、以前のように多くはありません。

水俣市には、越冬ツバメが留鳥となって水俣川に生息しています。また、カワセミを町中で見かけることができます。近年は、テンやイタチなども見かけるようになりました。

川魚は次第に、水質などの影響で生息範囲を狭めています。身近なあるいは希少種 となっている動植物の保護のため、その生息地の保護育成が急がれています。

なお、「熊本県の保護上重要な野生動植物-レッドリストくまもと 2014」に掲載されている、水俣市に生息が確認されている希少な動植物は以下(1)のとおりです。

(1) 野生の動植物の現状

- ① 植物(維管束植物)
- ■絶滅危惧 I A 類 (CR) : ごく近い将来における野生での絶滅が極めて高いもの タキミシダ・サツマハチジョウシダ (要調査)・モエジマシダ・サツマシダ・ホソ バヤブソテツ・キュウシュウイノデ・ミゾシダモドキ・アミシダ・アオグキイヌワラビ・シマシロヤマシダ・イヨクジャク・ヤリノホクリハラン (要調査)・キイセンニンソウ・ジュンサイ・ヤッコソウ・ハマハタザオ (要調査)・ツチグリ・ヒナノカンザシ・イヌセンブリ・コバナガンクビソウ (要調査)・アキノハハコグサ・キンバイザサ・クロホシクサ・ミノボロ (要調査)・ビロウ・ヒメミクリ・アンペライ・タコガタサギソウ・ギボウシラン (要調査)・ボウラン・コオロギラン・キヌラン (要調査)
- ■絶滅危惧種 I B 類 (EN): 絶滅危惧 I A 類ほどではないが、近い将来における野性での絶滅の可能性が高いもの。

マツバラン・ヘゴ・ヒメムカゴシダ・アイコハチジョウシダ・ハガクレカナワラビ・クマガワブドウ・ヒメノボタン・ツルギキョウ・イズハハコ (要調査)・ノジギグ (要調査)・コキンバイザサ・オオホシクサ・ヒロハイヌノヒゲ・ハタベカンガレイ・ツクシカンガレイ・ユウシュンラン・オサラン

■絶滅危惧 II 類 (WI) : 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

サイゴクホングウシダ・ヒメサジラン・ツクシキケマン・ハマナツメ・オキナワシ タキヅル・ゴマクサ・マルバタウコギ・チョウセンスイラン・ホトトギス・イトイ ヌノヒゲ・イヌノヒゲ・キリシマテンナンショウ・イヌノハナヒゲ・イトイヌノハ ナヒゲ・シンジュガヤ・ツリシュスラン・ガンゼキラン・ナゴラン

② 哺乳類

- ■絶滅危惧 I B 類 (EN)ニホンモモンガ
- ■絶滅危惧 II 類 (VU) ヤマネ

■準絶滅危惧(NT):現時点での絶滅危惧度は小さいが生息・生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

ムササビ

③ 両生類

■準絶滅危惧 (NT)

コガタブチサンショウウオ・イモリ・ニホンヒキガエル・タゴガエル・ニホンアカ ガエル・ヤマアカガエル・トノサマガエル・カジカガエル

④ 昆虫類

■絶滅危惧種 I B 類 (EN)

グンバイトンボ

■絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

コフキヒメイトトンボ・ムカシヤンマ・マイコアカネ・コバネササキリ・セアカオ サムシ・ムネアカセンチコガネ

⑤ 植物群落

■破壊の危惧:現在の状態は良いが、日頃から保護・保全の配慮を怠れば、将来破壊されるおそれがある群落

単一群落: 恋路島のタブノキ林・冷水のスダジイ林・鬼岳のスダジイ・イスノキ 林・大滝のカツラ・ケヤキ林

■対策が必要:対策を講じなければ状態が徐々に悪化する群落

単一群落:大川のコジイ林

■緊急に対策が必要:緊急に対策を講じなければ壊滅する群落

複合群落:水俣市無田湿原

(2) 保護対策

① 天然記念物の保護

水俣市では、無田地区の湿地を購入し、湿原植物の保護にあたっています。無田湿原には、ミミカキグサ、タヌキモ、モウセンゴケ等、県下でもごくまれな食虫植物をはじめ、多種な湿地植物が自生しています。湿原の保存状態も比較的無傷のまま残されており、貴重な湿原であることから、1973年6月24日に水俣市文化財保護条例に基づき、水俣市天然記念物に指定し保護しています。

また、2001年2月には熊本県自然環境保全地域に、2003年3月には水俣市ビオトープに指定されています。

◆無田湿原の保護対策

無田湿原は、ヨシやアブラガヤ等の生命力の強い植物がかなり繁殖し、また現在、外部からメリケンカルカヤという植物が入り込み、植生の変化が危惧されるため、今後も草刈り等の維持管理を継続する必要があります。また、湿原に流入する水量が減少し、湿原が乾燥傾向にあることが指摘されているため、湿原への水の確保方法も検討課題になっています。

目的:希少植物の生育に良好な環境を保つ

目標:湿原環境保全計画書に基づく保全対策の実施

実施:草刈りの実施(市)

※ なお、このほかに天然記念物として指定し、保護を図っているものとして、「薄原神社のナギ」(県指定)、「キイセンニンソウ」、「茂川のヤマナシ」、「荒神神社のムクノキ」があります。

○無田湿原の主な植物(所在地/水俣市越小場 1528-35)

1	チョウセンスイラン	2	コケオトギリ	3	ホタルイ
4	サワオグルマ	5	タユガタサイソウ	6	コシンジュガヤ
7	サツママアザミ	8	カワラナデシコ	9	イガクサ
10	ヒメシオン	11	ヒメノハギ	12	イヌノハナヒゲ
13	サワギキョウ	14	ヒメミクリ	15	エゾアブラガヤ
16	ヒメトラノオ	17	アキノウナギヅカミ	18	ハリイ
19	ムラサキミミカキグサ	20	カキラン	21	テンツキ
22	コムラサキ	23	ネジバナ	24	ヤマイ
25	ヌマトラノオ	26	コキンバイザサ	27	ヤワラスゲ
28	リンドウ	29	コバギボウシ	30	ゴウソ
31	エゾミソハギ	32	ノギラン	33	チゴザサ
34	カンガレイ	35	イ	36	ヤマドリゼンマイ
37	ハリコウガイゼキショウ	38	オオミズゴケ	39	ヒメノボタン

② ビオトープの創造

水俣市内には、ホタルが飛び交い、希少種であるハッチョウトンボやアキアカネ等のトンボが生息しています。また、小川には、水草が揺れる中をアブラハヤ等が泳ぎ、田園風景の中に暮らしと自然が共生する貴重な空間が残されていますが、しかし残念ながら、本市においても、人間の生活行動によってこれらの場所が侵されつつあります。市では、これらの生活環境を保全しつつ、県下においても先進的な事例であるビオトープの創造を行っています。生物の生息する場をつくり、自然とその周りに暮らす人間が共存できるような仕組みづくりを進め、貴重な自然を後世に残すための取り組みです。

参考資料

(参-1)

水俣市環境基本条例(平成5年3月31日条例第2号/改正平成20年12月17日条例第55号)

私たち水俣市民は、古来ふるさとの豊かな自 然の恵みに育まれ、生活を営んできた。

しかしながら、わが国の経済優先の産業活動の中で、世界に類例のない水俣病が引き起こされ、甚大な環境破壊と健康被害を経験し、その悲惨さと復元の困難さを深く認識することとなった。また、産業公害の発生は、市民の連帯感の喪失、経済基盤の脆弱化など地域社会に多大な影響をもたらした。

このことは、環境への配慮に欠けた物質的な 豊かさや快適性、利便性を追及するだけではな く、良好な環境の確保と共生に努める責務がい かに重要であるかを教えている。

もとより、多様な生命の存立基盤である自然 環境と、人と人との関わりや社会の営みによる 社会環境とは密接な関係があり、双方の良好な 環境が保たれる折り合いの水準を高めていくた めには、人間は生物の一員であるとの認識を持 つことが求められている。

私たち水俣市民は、誰もが健康で文化的な生活を営む権利を持っているが、その権利が保障されるためには、循環する自然の生態系に配慮し、自然環境と調和し安定した経済活動を維持するとともに、持続可能な地域社会を築いていかなければならない。

このような地域社会の創造に加え、地球規模 で進行する温暖化等の大きな問題にも目を向け、 低炭素社会の実現に向けて有限な資源を大切に 活用していく社会システムの構築を含む環境モ デル都市づくりを追求する。

ここに、水俣病の経験を貴重な教訓として、 市民協働による主体的な環境まちづくりの実践 によって良好な環境を確保し、海、山、川のつ ながりの中で維持されている自然環境を市民の 生命基盤として次の世代に引き継ぐため、この 条例を制定する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)、市内に一時的に滞在する者、通過する者(以下「滞在者等」という。)、市及び市職員の責務を明らかにするとともに、良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1)良好な環境 多様な生命が生存できる存立 基盤としての自然環境及び持続可能な地域 社会を維持できる社会環境をいう。
 - (2)環境モデル都市 平成4年に市が宣言し、これまで継承してきた環境モデル都市づくりに加え、平成20年に国によって選定された新たな環境モデル都市の視点を踏まえ、低炭素社会の構築を目指しながら、市民協働で自然の生態系に配慮した暮らしを営む都市をいう。
 - (3)市民協働 市民等、市及び市職員が環境ま ちづくりを行うに当たり、各々の立場を理 解し、活動に伴う成果及び責任を共有する 関係の中で、共通の目標に向かって対等な 立場で協力しながら取り組むことをいう。

- (4)環境まちづくり 良好な環境の確保に関する市民等の取組み、市民等が安心して暮らすことができる地域社会の構築及び地域の持つ環境や特性を活かした環境モデル都市を構築するための具体的活動をいう。
- (5)市民団体 公益の増進に寄与することを目的とする市民による自治組織、ボランティア団体等をいう。
- (6)事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(自然環境の継承)

- 第3条 私たち水俣市民は、多様な生命の生存 基盤として自然の生態系の微妙な均衡の下に 成り立つ有限な自然環境を健康で文化的な生 活に欠くことができないものとし、次の世代 にこれを継承していかなければならない。
 - (自然環境と調和した持続可能な地域社会の構築)
- 第4条 私たち水俣市民は、人の活動が環境に 影響を及ぼしつつ行われていることを認識し たうえで、自然環境に配慮しながら健康で文 化的な生活を確保し、安定した経済活動が自 然環境と調和し適正に維持され、持続するこ とが可能な地域社会を築くように努めなけれ ばならない。
- (環境モデル都市づくり等の基本となる考え方) 第5条 環境モデル都市づくりは、前条に規定 する持続可能な地域社会の構築を推進するた めに、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景 観等の地域資源を守り活かしながら進めるも のとする。
- 2 環境モデル都市づくりは、環境問題の空間的 な広がりを念頭におき、地球環境保全との結 びつきを強く意識し、環境への負荷の軽減に よる循環型社会を築くことを目指すものとす る。
- 3 環境まちづくりの推進は必要な情報を市民等、 市及び市職員が共有し、市民協働で推進する

ものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の精神を重んじ、日 常生活において環境に深く配慮し、自ら進ん で良好な環境を

確保し、環境まちづくりに協力するよう努め なければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、この条例の精神を重んじ、 自らの活動によって生じる環境負荷を低減し、 環境まちづくりに積極的に参加し、又は協力 するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、この条例の精神を重んじ、 その事業活動によって環境を損なわないよう 自己の責任において、必要な措置を自ら進ん で講ずるとともに、環境まちづくりに協力す るよう努めなければならない。

(滞在者等の責務)

第9条 滞在者等は、第6条に規定する市民の 責務に準じて環境への配慮等に努めなければ ならない。

(市の責務)

- 第10条 市は、施策を実施するに当たって、この条例の基本的な考え方に従い、良好な環境 を確保するための仕組みづくりに努めなけれ ばならない。
- 2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民 等の環境に関する意識を向上させ、責任の自 覚を促すとともに率先的な行動に努めなけれ ばならない。
- 3 市は、環境モデル都市づくりを推進するに当 たって、関係部局等による総合的かつ横断的 体制を整備しなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、自らの職務に関連する環境 まちづくりの専門職員としての自覚を持ち、 市民等への情報提供及び連携に努めなければ ならない。

2 市職員は、環境まちづくりが行われる場合、 協力するよう努めなければならない。

第2章 施策の基本

(水俣病の教訓伝達及び地球環境の保全)

- 第12条 私たち水俣市民は、人類への警鐘となった水俣病の教訓を重く受け止め、継承し続け、日本のみならず広く国際社会に伝え、その教訓に基づいた環境
 - の保全及び再生の取組みを国際社会と共有し、 地球環境の保全に役立てなければならない。
- 2 市は、市民協働により環境モデル都市づくり を推進する中で、数値目標及び実施時期をあ らかじめ明確

に示し、それを踏まえて温室効果ガス等の大幅な削減を達成するよう努めなければならない。

(環境基本計画)

- 第13条 市は、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について 定めるものとする。
 - (1)水俣病の経験及び教訓を踏まえた目指すべき環境像に関すること。
 - (2)海、山、川等の生態系に配慮した健康で文化的な暮らしの創造に関すること。
 - (3)安心安全な生活を維持するための持続可能 な地域社会の形成に関すること。
 - (4) その他良好な環境を確保し、及び継承する ために必要な事項に関すること。
- 3 市は、基本計画を策定するとき、又は変更するときは、市民等の参画の機会を保障し、意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、基本計画を策定したとき、又は変更し

たときは、遅滞なく公表しなければならない。

- 5 市は、基本計画の策定及び実施について、他 の計画との整合を図らなければならない。
- 6 市は、基本計画の実施状況、環境の状況等を 明らかにするために、報告書を毎年作成し、 及び公表することとし、報告書に対する市民 等の意見を提出する機会の保障に努めなけれ ばならない。
- 7 前項に規定する報告書は、環境白書をもって 代えることができる。

第3章 施策の推進及び評価

(自主的な活動の促進)

第14条 市は、良好な環境の確保に係る活動に 多くの市民等が関われるよう、その自主的活 動を促進するために、地区別の行動計画又は 学校版行動計画の策定を支援する等の必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置及び体制整備)

- 第15条 市は、第13条第2項各号に掲げる事項 の推進につき、財政上の措置を講じ、及び体 制を整備するよう努めるものとする。 (指導等)
- 第 16 条 市長は、環境の低下及び悪化を防止し、 又はこれを除去するため、市民等に対し、必 要な指導、助言及び勧告を行うことができ る。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合に おいて、勧告を受けた者が正当な理由なくそ の勧告に従わないときは、その旨及びその勧 告の内容を公表することができる。

(弁明の機会)

- 第17条 市長は、前条の規定による公表をしよ うとするときは、公表をされる者に対し弁明 の機会を与えるものとする。
- 2 市長は、緊急の必要がある場合は、前項の規 定にかかわらず、前条の公表をすることがで

きる。

(評価)

- 第 18 条 市は、基本計画の実効性を確保し、効果的な運用を図るために、基本計画に基づく施策の進捗状況及び成果の評価を実施するものとする。
- 2 市は、前項の評価を実施する場合、市民等の参画の機会を保障しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、良好な環境を確保するため、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)と連携してその施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう提言又は要請するものとする。

第4章 水俣市環境審議会

(審議会の設置及び権限)

- 第20条 水俣市に、水俣市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その 他良好な環境の確保に関する基本的事項を審 議する。
- 3 審議会は、基本計画その他良好な環境の確保 に関する事項に関して、市長に意見を述べる ことができる。

(審議会の組織等)

- 第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 審議会の委員は、良好な環境の確保に関し、 識見を有する者の中から市長が任命又は委嘱 する。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨 げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条 例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定 める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。 (水俣市公害防止条例の一部改正)
 - 2 水俣市公害防止条例 (昭和 46 年条例第 26 号) の一部を次のように改正する。
 - 第 18 条中「水俣市環境基本条例(平成 5 年条 例第 2 号)第 14 条」を「水俣市環境基本条例 (平成 20 年条例第 55 号)第 20 条」に改める。

(参-2)

環境・健康・福祉を大切にするまちづくり宣言

我が水俣市は、戦後復興期の生産第一主義による急速な経済成長の過程で発生した、環境汚染による健康被害と自然生態系の破壊の深刻さにおいて、人類史上その類を見ない産業公害である水俣病を経験してきたところである。この間市民は、その未曾有の被害とはかりしれない影響を克服するため、これまでの貴重な教訓を生かし、環境を大切にし、自然と人間と産業が調和したまちづくりを目指し、市民一体となって努力しているところである。

近年、環境破壊が地球の存亡にかかわる最大の問題として認識されつつある中で、水俣病の教訓を広く情報発信し、環境破壊への警鐘としていくことは、公害の原点と言われてきた水俣市が世界の環境問題に寄与する最大の役割であると考える。

よって市民は、創意を結集し、水俣病による犠牲を忘れることなく、いまだに苦しみ続けている被害者の救済を図るとともに、二度と再び災禍を繰り返さないという決意と、過去の反省の上に立って、生命の尊厳を守り、自然への畏敬の念を持って生態系に留意し、市民相互のふれあいと融和を図り、環境と健康を守り、福祉を大切にするまちづくりを推進することを宣言する。

平成4年6月25日 水 俣 市 議 会

環境モデル都市づくり宣言

水俣市の歴史と風土は、私たち人間が自然とどう向き合い、共生していくべきかを問いかけています。古くから、人々は水のほとりを中心に野や山さらに川や海の、豊かな恩恵に浴しながら、生活を営んできました。

しかしながら、近代工業都市化の過程での、人の健康被害と環境破壊の大きさに置いて 世界に類をみないといわれている水俣病の発生は、地域に深刻な影響を与え、人のみなら ず多くの生命を奪い、人びとの心を蝕み、地域社会の存立さえも危うくし、市民は36年余 の永い間苦悩を重ねてきました。

水俣市は、この水俣病の経験を貴重な教訓として、あらゆる生物の生命基盤である自然環境の変化は、産業社会のあり方や人びとの暮らしのあり方の投影であることを深く認識し、自然の生態系に配慮した環境モデル都市づくりを目指すことを決意し、さらに、水俣病の教訓を広く世界に伝えていきたいと考えます。

われわれは、二度と再び水俣病のような不幸な出来事を繰り返してはならないという強い使命感のもとに、次のことに努め、その成果を内外の人びとと共有していきたいと念願します。

- 1 水俣病の教訓を学び、後世に伝えていく。
- 2 水俣病被害者の救済と、市民の融和を図っていく。
- 3 循環する自然生態系の中の、人やその他多くの生物に配慮した産業活動への転換を促していく。
- 4 生命の基盤である海、山、川を大切に守り、次の世代に引き継いでいく。
- 5 文明社会のあり方を問い直し、有限な資源のリサイクルを基調とする社会システム作りを進めていく。

「環境・創造・みなまた'92」が開催された本年を、水俣市の新たな出発の年にするため、ここに宣言いたします。

平成4年11月14日 水 侯 市

ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言

1. 前文

私たち水俣市民は、水俣の豊かな自然と文化に育まれてきました。

雲がたなびく矢筈岳、愛林の里、冷水の森、清らかな湯出川、水俣川の流れ、不知火の海に恋路島そんな豊かな暮らしの中で、私たちは水俣病の経験をしました。

水俣病は、工場から海へすてられた水銀が食べ物のつながりを通って起きた病気です。

たくさんのいのちが傷つき、失われ、人をとりまく社会も壊れました。

「自然はすべてつながっている。自然にすてたものはいつか戻ってくる」

水俣病は「自然と共に生きる」ということの意味を私たちに教えています。

私たちが考える「ゼロ・ウェイスト」とは、 資源やエネルギーの消費を "できるだけ減らす" 暮らしの中で使うものをムダなく "できるだけ回す" 自然にすてなければならないごみを "限りなく減らす" そして、そのための暮らしやしくみを "みんなでつくり、支えていく" ということです。

世界中に「ゼロ・ウェイスト宣言」をするまちが広がりつつあるのは、 「将来にわたって誰もが安心して暮らせる社会をつくっていきたい」という思いを、 世界中の人たちみんなが持っているからです。 それは、私たちが1992年から進めてきた「環境モデル都市づくり」に込めた思いと同じです。

私たちの思いが向かう目標のために、そして同じ思いを持つ仲間どうしがつながるために、 私たち水俣市民は「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」をします。

2. 水俣がめざすゼロ・ウェイストのすがた

私たち水俣市民は、「水俣がめざすゼロ・ウェイストのすがた」を掲げ、 水俣で生きる者としてゼロ・ウェイストの取組を進めます。

○水俣病の教訓を生かすゼロ・ウェイスト

私たちが水俣病から学んだこと、その1つが、廃棄物でいのちの基盤をこわしてはならない ということでした。ゼロ・ウェイストの取組を進めることは、水俣病の教訓を生かすことにつながっています。

○処分場反対運動からのゼロ・ウェイスト

水俣市民はいのちと水を守るために、水俣に計画された産業廃棄物最終処分場の建設に反対 しました。「埋立に頼らない」という選択は、最終処分場建設を止めた私たちにとってとるべき1つの方向性です。

○高度分別回収の経験を生かすゼロ・ウェイスト

私たちは1993年から、家庭ごみの高度分別収集を地域の力で支えながら続けてきました。 この経験で得たリサイクルの習慣と意識を、リユース(再利用)・リデュース(発生抑制)へと 発展させ、ゼロ・ウェイストの実現をめざします。

○環境モデル都市づくり宣言(1992年)の理念を大切にするゼロ・ウェイスト

1992年に水俣市が行った「環境モデル都市づくり宣言」は、水俣病の教訓から生態系へと思いをはせ、文明社会のあり方を問うものでした。そしてこの宣言を機に、さまざまな取組を行ってきました。

私たちはこの理念と実践を大切にして、ゼロ・ウェイストを進めていきます。

○環境モデル都市(2008年)のゼロ・ウェイスト

水俣は、2008年に政府から認められた「環境モデル都市」の1つとして、ゼロ・ウェイストの取組を通して低炭素社会をめざし、他の環境モデル都市にもゼロ・ウェイストを広めていきます。

o私・私の家・私の地区のゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストはすでに私たちの暮らしの中にあります。私が買い物でマイバッグを使うこと、家での洗濯に石けんを使うこと、地域でのステーション回収...

ごみになるものを家に持ち込まず、環境に良いものを選び、ものを長く使う私たちの行動と、ゼロ・ウェイストとのつながりをいつも意識します。

o実現にこだわるゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストの実現に向けて、市民・事業者・行政協働のもとで、裏付けのある目標設定をし、具体的な行動計画をつくります。

さらに、現状を評価しながら、常に目標の確認と再検討をし、ゼロ・ウェイストを確実に実現する方法の検討を続けます。

o継続・持続するゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイスト達成のために、議論を継続し、そのための場を確保し続けます。

また、経済的な持続可能性に留意し、達成後も必要な取組を続けながら、ゼロ・ウェイストを持続させます。

o世界の自治体のモデルとなるゼロ・ウェイスト

水俣は、ゼロ・ウェイストの達成とその過程も含めて、他のモデルとなる「ゼロ・ウェイストモデル都市」を目指し、そのための情報発信をしていきます。

o日本中・世界中の自治体と連携するゼロ・ウェイスト

日本中・世界中のゼロ・ウェイスト宣言自治体どうしで、実質的な意義のある連携を実現し、そのしくみを持続します。

o広がっていくゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイスト宣言都市の活動を「点」から「面」へ展開させ、ゼロ・ウェイストの動きを日本全体・世界全体へ広げていきます。また、そのためのリーダーシップを発揮します。

3. ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言

私たち水俣市民は、私たちの日常をあらためて見直して、自然の恵みを大切にし、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めます。

私たち水俣市民は、大切なふるさと水俣の自然をけがさず、全ての生き物の命と健康を脅かさないため、2026年までに、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりのしくみをつくります。

私たち水俣市民は、1992年「環境モデル都市づくり宣言」以来、私たちが続けてきた取組と努力に誇りを持ち、この経験と成果を生かしてゼロ・ウェイストを進めます。

私たち水俣市民は、ゼロ・ウェイストの取組を進めるために、 市民・事業者・行政が必要な情報を 共有し、継続的に話し合う場を設け、 常に目標・行動・成果を見直しながら、協働で取り組み ます。

私たち水俣市民は、志を同じくする日本中・世界中の人々や自治体と手をつなぎ、連携して問題解決を図り、日本と世界の環境をよくするゼロ・ウェイストの仲間づくりを進めます。

平成21年11月22日 熊本県水俣市

水俣市地球温暖化対策推進実行計画

水俣市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、2001 年 3 月 1 日に「水俣市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市公共施設を実行範囲として、地球温暖化防止に向けての取組を開始しました。その後、2014 年の水俣市第 2 次環境基本計画後期実施計画の策定を踏まえ、2014 年 4 月に改定を行い、2019 年度までに市役所等の事務活動で排出される二酸化炭素を17%削減することとし、温暖化防止対策を進めてきます。(*2005 年度を基準としています)

なお、取組内容及び二酸化炭素の総排出量については以下のとおりです。

①電気使用量の削減

目 標:2019年度までに14%削減する。

実行手段: ノー残業デーの実施、エコスタイルの奨励

冷房温度を28℃に設定、開始時期を7月1日に設定

昼休み時間及び不要な電灯の消灯など

②LPG 使用量の削減

目標:2019年度までに73%削減する。

実行手段:使用管理の徹底など

③重油使用量の削減

目標:2019年度までに19%削減する。

実行手段:暖房開始温度を18℃に設定など使用管理の徹底

④灯油使用量の削減

目 標:2019年度までに41%削減する。

実行手段:使用管理の徹底など

⑤公用車車両燃料 (ガソリン) の使用量の削減

目 標:2019年度までに5%削減する。

実行手段:公用自転車の導入、エコカーの導入、アイドリングストップ実施など

⑥公用車車両燃料(軽油)の使用量の削減

目 標:2019年度までに16%削減する。

実行手段:使用管理の徹底、アイドリングストップなど

⑦通勤車両燃料の使用量の削減

目 標:2019年度までに17%削減する。

実行手段: ノーマイカーデーの実施、徒歩・自転車通勤・相乗り通勤の奨励など

水俣市地球温暖化対策推進実行計画(水俣市役所チームマイナス17%)

① 省エネルギーの推進

	使用量	基準	実績値							
環境目的	削減率	平成17年度 2005年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	主な実行手段
電気使用量の削減 ・2019年度までに電気使	使用量(kwh)	10,434,469	9,459,276	9,008,359	8,467,989	8,954,872	8,656,426	8,698,029	8,599,948	・昼休み時間等の消灯・パソコン機器の節電
用量をチーム全体で14% 削減する	2005年度比		-9.35%	-13.67%	-18.9%	-14.2%	-17.0%	-16.6%	-17.6%	・エコスタイルの奨励・冷暖房温度の管理
LPG使用量の削減 ・2019年度までにLPG使用	使用量(m3)	35,905.4	9,146	9,461	10,217	10,496	10,095	10,854	10,955	・使用管理の徹底
量を73%削減する	2005年度比		-74.53%	-73.65%	-71.5%	-70.8%	-71.9%	-69.8%	-69.5%	区川自建り献 区
重油使用量の削減 ・2019年度までに重油使	使用量(L)	655,447.0	565,219	551,360	562,716	602,023	556,196	534,865	528,133	・使用管理の徹底
用量をチーム全体で19% 削減する	2005年度比		-13.77%	-15.88%	-14.2%	-8.2%	-15.1%	-18.4%	-19.4%	・使用管理の徹底
灯油使用量の削減 ・2019年度までに灯油使	使用量(L)	4,582.0	2,599	2,480	2,879	3,140	2,495	2,579	2,230	・使用管理の徹底
用量をチーム全体で41% 削減する	2005年度比		-43.28%	-45.88%	-37.2%	-31.5%	-45.5%	-43.7%	-51.3%	で大川自生の徹底
ガソリン使用量の削減 ・2019年度までにガソリ	使用量(L)	40,093.0	49,064	47,988	58,769	53,427	55,101	52,193	44,505	・公用自転車の利用 ・省エネ車の導入 ・相乗り出張の促進
ン使用量をチーム全体で 5%増加にとどめる	2005年度比		22.38%	19.69%	46.6%	33.3%	37.4%	30.2%	11.0%	・アイドリングストップの実施
軽油使用量の削減・2019年度までに軽油使	使用量(L)	54,548.8	47,671	48,112	63,352	38,133	41,108	38,923	8,267	・使用管理の徹底
用量をチーム全体で16% 削減する	2005年度比		-12.61%	-11.80%	16.1%	-30.1%	-24.6%	-28.7%	-84.9%	で大川自生の徹底
通勤車両燃料の使用量の 削減 ・2019年度までに通勤車 両燃料の使用を通常費で 17%削減する	通常比	-10.5%	-15.9%	-9.2%	-14.2%	-14.7%	-12.1%	-11.4%		・ノーマイカーデーの実施 ・自転車通勤の奨励 ・相乗り通勤の奨励

② 省資源・リサイクルの推進

	使用量	基準	実績値							
環境目的	削減率		平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	主な実行手段
コピー用紙の使用量の削減 ・2019年度までにコピー	使用量(枚)	2,450,000	2,226,214	2,451,857	2,917,463	2,411,887	2,825,581	3,255,831	2,704,025	・不必要なコピー削減・両面コピーの徹底
1 2019年度までにコピー 用紙の使用量をチーム全 体で15%削減する	2008年度比		-9.13%	0.08%	19.1%	-1.6%	15.3%	32.9%	10.4%	・必要部数の確認 ・裏面利用
一般廃棄物量の減量 ・2019年度までに一般廃	排出量(kg)	70,602.9	49,808	53,643.0	63,977.9	57,528.6	46,535.8	41,814	11,053	・リデュース、リユースの推
棄物総量をチーム全体で 32%削減する	2005年度比		-29.45%	-24.02%	-9.4%	-18.5%	-34.1%	-40.8%	-84.4%	進
一般廃棄物のリサイクル推 進 ・2019年度までに一般廃棄 物のリサイクル率を60%に する	リサイクル率 2009年度比	54.7%	55.6%	57.1%	63.7%	60.3%	47.8%	55.00%	88.3%	・分別・リサイクルの徹底
グリーン購入の推進 ・2019年度までにグリー ン購入率を70%にする	グリーン購入率	57.6%	68.8%	64.79%	69.0%	65.6%	59.8%	69.8%	70.0%	・グリーン購入ガイドライン 等の利用啓発

③ 二酸化炭素の排出量及び削減率

	基準	実績値						
年度	平成17年度 2005年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度
CO2排出量(kg)	6,241,335.9	5,460,509.4	5,250,187.2	5,144,607.6	5,360,659.4	4,993,424.1	4,933,810.6	4,925,064.9
CO2削減率		-12.51%	-15.88%	-17.57%	-14.11%	-19.99%	-20.95%	21.09%

水俣市役所グリーン購入の推進

水俣市役所では、以前からグリーン購入ネットワークに加入し、グリーン購入を推進してきましたが、IS014001 の認証取得に伴い、「水俣市環境マネジメントシステム」の中で「グリーン購入推進指針」を制定し、購入率目標 60%以上を定めて推進しています。本市のグリーン購入の基本的な考え方は次の通りです。

製品の調達に当たっては、国の基本方針を踏まえ、品目に係る判断基準に適合した環境物品等を調達することとします。またその際、以下の点について留意するものとします。

- (1)製品の調達に当たっては、事前に必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制すること。
- (2) 品目に係る判断基準は、あくまでも環境物品等の調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、製品の調達に当たっては、価格や品質に加え、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、次の点から環境負荷の低減により一層配慮した環境物品の調達に努めること。
 - ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
 - ②資源やエネルギーの消費が少ないこと
 - ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
 - ④再生された素材や再使用された部位・部品を多く利用していること
 - ⑤長期使用、再使用、リサイクルが可能なこと
 - ⑥廃棄する際に処理や処分が容易なこと
 - ⑦包装等が過剰でないこと
- (3) 別に定めた「グリーン購入対象品目及び調達目標」に掲載されていない製品を調達する場合は、国が定める基本方針を参考とし、また、これにより難い場合は、環境ラベル(エコマーク、国際エネルギースターロゴ、省エネラベル等)を参考にして環境物品等を調達すること。

【グリーン購入率の推移】

2006	(平成 18)	年度:67.3%	2007	(平成 19)	年度:61.8%
2008	(平成 20)	年度:67.4%	2009	(平成 21)	年度:67.7%
2010	(平成 22)	年度:74.3%	2011	(平成 22)	年度:63.11%
2012	(平成 24)	年度:63.77%	2013	(平成 25)	年度:68.78%
2014	(平成 26)	年度:64.79%	2015	(平成 27)	年度:69.0%
2016	(平成 28)	年度:65.56%	2017	(平成 29)	年度:59.8%
2018	(平成 30)	年度:69.79%	2019	(令和元)	年度:61.33%

環境モデル都市アクションプラン概要(水俣市) 平成28年4月

1. 全体構想

温室効果ガスの排出量・削減目標(t-CO2換算)

基 準 年:2005年度(平成17年度)175,534トン

※目標年:2020年度(平成32年度)約56,000トン削減(マイナス32%) 中間目標:2030年度(平成42年度)約70,000トン削減(マイナス40%) 長期目標:2050年度(平成62年度)約87,000トン削減(マイナス50%)

※本計画期間中の削減目標

環境配慮型暮らしの実践(主に民生部門) 市民版の環境ISOやごみ分別など、省エネ・省 資源、リサイクルを実践し、環境に配慮したライフ スタイルを日常化し、クリーンなエネルギーの使 用に転換していくことで、大幅な温室効果ガスの 削減を目指す。

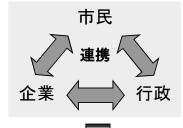
自然と共生する環境保全型都市づくり (主に自然環境保全分野)

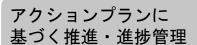
本市の豊かな自然を守りながら、森林を育て 街中の公園や緑地の整備を図るとともに、再 生可能エネルギーの積極的な活用や環境と共 生する住まいづくりを進めることで、大幅な温 室効果ガスの削減を目指す。 環境にこだわった産業づくり(主に産業部門) 産業分野における省エネ・省資源、リサイクルを 推進し、クリーンなエネルギーの使用に転換して いく。また、市内の先進的な環境技術を活かした 新たな産業を導入・実践することで、大幅な温室 効果ガスの削減を目指す。

環境学習都市づくり(主に環境意識の啓発)

悲惨な公害をどこの地域でも発生させないために水俣病の教訓を発信し、本市の環境モデル都市づくりを全世界へ波及させるための取組を実施していくことで、各取組の実践行動を促進し市外の温室効果ガスの削減に貢献する。

フォローアップ





地域の活力の創出等

これまでの取組み

・ごみ分別・エコタウン・自然環境保全... ★市民の高い環境意識と行動★

> 環境への取組みの強化 地域経済の活性化 国内外からの関心・注目

市民意識の向上 人材育成

市民生活の改善向上

環境産業の発展 雇用創出

環境モデル都市へ

向けた取組み

地域経済の活性化

「環境」と「経済」が調和した持続可能な社会へ

2. 7年以内に具体化する主な取組

^{取組の内容} 地域丸ごと環境ISO の 推進	主体·時 期	削減見込 部門の別	活用を想定 する事業等	
(1)家庭版環境ISOの推進 家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」の普	各家庭 小中学校 各事業所 公共施設 等	7年間	1,330	
及・フォローを実施することにより、省エネ・省資源の意識の啓発、行動の習慣化を行うとともに、 温室効果ガス排出削減を図る。		中期	1,330	
(2)学校版環境ISOの推進 市内小中学校において学校版環境ISOを実施 することにより、省エネ・省資源の意識の啓発、 行動の習慣化を行うとともに、温室効果ガス排 出削減を図る。 (3)事業所版環境ISOの推進 事業所版環境ISO制度を構築し、省エネ・省資 源の意識の啓発を図るとともに、省エネ設備の 導入等による温室効果ガス排出削減量を掌握し、 市全体の温室効果ガス排出削減に繋げていく。 (4)水俣市役所環境ISOの推進 公共施設における環境ISOの継続・実施により、 温室効果ガス排出削減を図る。 (5)LED化の推進 公共施設や街路灯のLED化を推進し、温室効 果ガス排出削減を図る。	平成11年度~	部門	民生部門 (家庭· 業務) 産業部門	



取組の内容 再生可能エネルギーの導入促進	主体·時 期	削減見込 部門の別	(CO2-t)	活用を想定 する事業等
(1)一般家庭への再生可能エネルギーの導入 促進 (2)公共施設や地域拠点への再生可能エネル ギー道 λ 促進	行政 一般家庭 公共施設 地域拠点	7年間	954	経産省:固定 価格買取制度
ギー導入促進 太陽光発電・太陽熱利用システムを導入する 一般家庭への設置補助支援を行い、水俣市内 への再生可能エネルギーの導入を促進するとと もに、国や県の動きに対応した、利用しやすい	平成11年 度~	中期	954	
導入促進制度の仕組みづくりを行う。 また、国や県等の補助制度の活用と併せて、 事業所等への導入支援策の検討を行いながら、 事業所や公共施設、地域拠点施設等へも再生 可能エネルギーの導入を推進していく。		部門	民生部門 (家庭· 業務)	

(参-8) 水俣市環境審議会委員

任期:2019年2月1日から2021年2月28日まで (2020年3月31日現在)

	氏 名	職名
学識経験者	篠原 亮太	熊本県環境センター館長
	古賀 実	水俣環境アカデミア所長
		(熊本県立大学名誉教授)
市民の代表者	沢畑 亨	久木野ふるさとセンター愛林館館長
	坂﨑 美和子	水俣市地域婦人会連絡協議会会長
行政機関の代表者	小宮 智	熊本県水俣保健所長

(参一9) 水俣市議会環境対策特別委員会委員 (2020年3月31日現在)

役 職		氏	名
委員長	桑原	一知	
副委員長	松本	和幸	
委員	高岡	朱美、渕上	茂樹
	木戸	理江、小路	貴紀
	藤本	壽子	

(参-10) 土地利用等

(1) 市の土地利用の現況

2019年の市の面積は16,329haで林野面積が最も多く74%を占めています。

【単位: h a 】

年》	公五 辖	廿 熙五德	兼			その他	
十八	年次 総面積	林野面積	計	田	畑	ての他	
2019	16, 329	12, 129	930	364	566	3, 270	

*熊本県林業統計要覧 (H30 年度版) 熊本県の概況 から引用

(2) 都市計画

水俣市では都市計画法に基づき、都市計画区域(12,393ha)を定め、市街地においては用途地域(729ha)を指定し、建築確認などで一定の秩序あるまちづくりを誘導しています。

また、都市生活・都市機能の充実のため、街路や公園、緑地、下水道などの都 市施設が整備されています。

主な都市施設(2020年3月現在)

種	類		概		要
公	園	計画箇所	7 箇所 (このほか、	i面積 1箇所	32. 9ha 41. 8ha)
公共一	下水道	計画面積			361. 0ha
ごみり	尭却場	箇所数	1 箇所	面積	1.5ha
卸売	市場	箇所数	1 箇所	面積	0. 35ha

さらに都市計画区域内で 3,000 ㎡を超える開発行為には許可を必要としています。2008年度から 2018年度までの申請状況は次のとおりです。

年 度	件数	面積
2008 年度	1 箇所	4, 669 m²
2009 年度	0 箇所	0 m^2
2010 年度	1箇所	4, 294 m²
2011 年度	1箇所	18, 219 m²
2012 年度	0 箇所	0 m^2
2013 年度	0 箇所	0 m^2
2014 年度	1 箇所	3, 281. 23 m²
2015 年度	0 箇所	0 m^2
2016 年度	0 箇所	0 m^2
2017 年度	0 箇所	0 m^2
2018 年度	0 箇所	0 m²

年 月 日	経過
2019. 4.22	リサイクル推進員講習会(~4月26日)
(平成31年)	1.12点接触が思えた。 アウルアのアルカッドのようと郷えがなって地
2019. 5. 1 (令和元年) 10	水俣病犠牲者慰霊式は、天皇陛下の退位及び即位の影響を鑑み延期
10	水俣病資料館語り部(滝下昌文氏)委嘱
7	ホタルマップの設置 (~6月28日)
20 6 F	環境自治体会議(東京都 ~21日) 第47回花いっぱい運動(~7日)
6. 5 5	<i>m</i> - 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	水俣病資料館企画展「水俣病資料館からみた30年~平成をふりかえり、これからを 考えよう~ の開催(~8月31日)
27	考えようで の開催 (での月31日) 第1回火のまつり実行委員会
7. 9	第1回外のようり美行委員会 第1回水俣市環境審議会
13	水俣環境アカデミア市民公開講座(SDGsを学ばう)
24	水俣東境/ ガノ () 市氏公開講座 (3D68を子は)) 水俣市学校版環境IS0審査 (22日~25日、30日)
25	第2回火のまつり実行委員会
29	「水銀に関する水俣条約」第3回締約国会議(COP3)に係る情報発信について水俣市
2.5	内の中学生による水銀関係の工場見学と技術紹介ビデオ作成(事前学習会)
8. 1	水俣環境アカデミアジュニアサイエンスセミナー
22	第3回火のまつり実行委員会
25	水俣病発生地域間交流事業(新潟訪問)(~27日)
26	第2回水俣病犠牲者慰霊式実行委員会
27	「水銀に関する水俣条約」第3回締約国会議(COP3)に係る情報発信について水俣市
	内の中学生による水銀関係の工場見学と技術紹介ビデオ作成(視察と取材)
	(~29日)
9. 2	UNEP水俣インセプションワークショップ (~4日)
7	火のまつり「菜の花あかり(廃油ろうそく)」づくり(水一小)
12	第4回火のまつり実行委員会
21	第24回火のまつり開催
21	水俣病資料館企画展「新潟と水俣〜お地蔵さんがつなぎ、伝えるもの〜」の開催
	(~12月15日)
23	水俣病発生地域間交流事業学習成果発表会
10 12	市制施行70周年記念水俣環境アカデミアシンポジウム(さかなクン講演会)
19	水俣病犠牲者慰霊式を「水俣病慰霊の碑」前で開催。水俣病患者・遺族、小泉
	進次郎環境大臣、蒲島郁夫熊本県知事、木庭竜一チッソ社長など関係者約830人が
	参列
19	こども向け講義「SDGs知っている?」(水俣市こどもセンター秋の遠足の一部とし
	て実施)
24	さくらサイエンスプラン水俣研修(~30日)
31	第1回ゼロ・ウェイスト円卓会議
31	第5回火のまつり実行委員会
11. 19	環境省環境調査研修所水俣研修(行政研修)(~21日)
25	水銀に関する水俣条約第3回締約国会議(COP3)がジュネーブ(スイス)において開催
26	(~29日) 環境省環境調査研修所水俣研修(職員研修)(~28日)
12.21	「水銀に関する水俣条約」記念フォーラム2019

年 月 日	経 過				
2020 1.11	水俣病フィールドワークツアーの開催				
(令和2年) 14	第1回水俣市ごみ減量女性連絡会議				
15	水俣病資料館企画展「僕が写した愛しい水俣~塩田武史写真資料展~」の開催				
	(~3月31日)				
16	環境首都創造フォーラム2019 in京都(~17日)				
17 第2回ゼロ・ウェイスト円卓会議					
24	第7回ゼロ・ウェイストまちづくり推進会議(みやま市)(~25日)				
28	第2回水俣市環境審議会				
2.13	第1回実生の森実行委員会				
18	第1回水俣病犠牲者慰霊式実行委員会				
3. 5	第3回水俣市環境審議会				

年 月	日	
2019. 4	. 10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,789人/未処分者数 632人 (3月末現在))
(平成31)		鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,108人(3月末現在))
	15	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟5・6陣の第1回口頭弁論が東京地裁で開催。
		原告2人が意見陳述
	17	決定申請後2007年8月に熊本県に認定申請を棄却された女性の遺族が、県に棄却処分の
		取り消しと認定の義務付けを求めた訴訟(以下「棄却者遺族認定義務付等請求訴訟」)
		の第1回口頭弁論が、熊本地裁で開催。被告県側が却下求める
	25	熊本県が、4月22日付けで認定申請者1人の認定(計1,790人)、41人の棄却処分を行っ
		たと発表
5	. 1	水俣病犠牲者慰霊式が10月に延期。「水俣病犠牲者慰霊の碑」前に献花台設置
(令和元)	10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 599人(4月末現在))
		鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,126人(4月末現在))
	13	チッソが子会社42社を含む2019年3月期連結決算発表。売上高1550億2500万円、経常損失
		13億9100万円で36年ぶりの赤字、純損失81億5100万円の3年連続赤字、水俣病補償関係損
		失31億7500万円、公的債務累積額1975億円。患者補償や公的債務返済の原資に充て
		るため事業子会社JNC株の上場、売却の目安として事業再編計画に掲げた達成目標の売上
		高2900億円、経常利益280億円を下回る。
	15	新潟県が、5月13日及び14日付けで認定申請者11人の棄却処分を行ったと発表
		新潟市が、5月15日付けで認定申請者4人の棄却処分を行ったと発表(認定者数 715人/
		未処分者数 147人 (新潟県及び新潟市合算))
	16	蒲島熊本県知事が定例会見で、水俣病認定の際、症状や認定申請時期の情報を非公表
		とする運用を今後も継続する考え示す
	19	熊本県の認定審査会が認定申請者50人を審査
	22	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第28回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判
		長交代に伴う更新弁論で、双方が改めて意見陳述。原告側が3年以内の判決求める
	24	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第16回口頭弁論が福岡高裁で開催。
		原告側証人の医師が、遅発性水俣病の存在認める証言
	29	被害者手帳交付男性が国や熊本県、チッソに損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁
		が原告の水俣病罹患認めず、訴えを棄却
	31	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟1~4陣の第19回口頭弁論が東京地裁で開催。
		催。原告代理人2人が更新弁論で、意見陳述
6	. 5	全国公害被害者総行動デーが東京・霞が関で始まる(~6日)。水俣病の被害者団体が環
		境省で原田環境相と交渉、住民健康調査の実施などを求める要望書提出
	7	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第17回口頭弁論が福岡高裁で開催。
		原告側証人の医師が、全員の感覚障害、診断基準や検査方法について証言
	10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 613人(5月末現在))
		鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,101人(5月末現在))
		ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第17回口頭弁論が大阪地裁で開催。原告
		代理人らが疫学、医師の意見書の要旨について意見陳述
	14	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第18回口頭弁論が福岡高裁で開催。
		原告側証人の医師が、原告4人の症状を他疾患が原因とする被告側主張を否定
	17	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第19回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が

年	月	日	経 過				
			女性原告の水俣病主張。被告側が、進行協議に出席した環境省職員の所属など回答				
			環境省が、チッソの2019年度分の公的債務返済額を21億8165万円とすることを明らかにす				
			る。返済必要額10億3000万円を上回ったため、国、熊本県は不足分の立て替え実施せず。				
			抜本支援策が始まった2000年度以降初めて				
		26	熊本県が、6月24日付けで認定申請者46人の棄却処分を行ったと発表				
			チッソ社長が株主総会で、特措法に基づくJNC株式の上場、売却について、業績低迷を理				
			由に現状では困難との認識示す				
		28	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第19回口頭弁論が福岡高裁で開催。原告側				
			証人の医師が、原告4人の症状を他疾患が原因とする被告側主張を否定				
	7	7. 3	蒲島熊本県知事が定例会見で、15日に特措法施行10年となるのを踏まえ、特措法が目指す				
			水俣病問題の最終解決には至っていないとの認識を改めて示す				
		10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 569人 (6月末現在))				
			鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,115人 (6月末現在))				
		11	棄却者遺族認定義務付等請求訴訟の第2回口頭弁論が熊本地裁で開催。被告熊本県側が改				
			めて争う姿勢示し、請求棄却求める				
		19	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第20回口頭弁論が福岡高裁で開催。被告側証				
			人の医師が、原告側証人医師の診断手法に反論、原告8人の水俣病否定				
		21	熊本県の認定審査会が認定申請者50人を審査				
		29	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第21回口頭弁論が福岡高裁で開催。被告側証				
			人の大学院神経内科准教授が原告側証人内科医の診断に疑義				
		31	新潟県主催の水俣病発生地域間交流事業が水俣市で開催(~8月2日)。新潟県の小学5年				
			生が、胎児性患者や水俣市の小学生らと交流、資料館見学、語り部講話聴講など体験学習				
	8	3. 5	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟5・6陣の第2回口頭弁論が東京地裁で開催。				
			原告代理人が、原告が水俣病であること、他原因による症状を主張する被告側意見を否定				
			する意見を展開				
		9	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 577人 (7月末現在))				
		0.0	鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,132人 (7月末現在))				
		23	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第20回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判官交				
			代に伴い、原告・被告双方がこれまでの主張を整理し説明。裁判長が、来年初秋の結審、				
		0.5	2021年3月までの判決を前提に進行したい考え示す				
		25	水俣病不知火患者会などでつくる実行委員会が主催する「ミナマタ現地調査」の全体集会 が鹿児島県出水市で開催。ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の原告ら約680人が参加、被害者				
			が展光 局景山 小田 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に に				
			水俣市の小学校5,6年生12人が、新潟水俣病を学ぶため現地訪問				
		26	水俣病犠牲者慰霊式実行委員会が時間短縮案を見送り、従来の1時間30分開催決定				
			原田環境相が特措法の救済策において対象地域を設定したことに批判が上がっていること				
		21	について会見で、水俣病訴訟の和解所見や被害者団体との協議をもとに設定されたもの				
			で、設定に問題はなかったとの見解を改めて示す				
		28	清島熊本県知事が定例会見で、特措法の救済策において対象地域を設定したことに批判が				
		10	上がっていることについて、県が一方的に決めたわけではなく、過去の訴訟の和解所見や				
			被害者団体との協議を踏まえて設定したと強調				
			水俣条約推進ネットワークが水俣条約発効2年を記念した講演会開催。熊本学園大教授が				
			水銀規制の現状や課題などについて解説。第3回条約締約国会議(スイス、ジュネーブ)				
			に参加予定の胎児性患者が意気込み語る				

/T:			√∀	`.H.
平	月	日	経	過

- 9. 2 環境省と国連環境計画 (UNEP)による水俣条約の取り組みを実施推進するプロジェクトが、水俣市で始まる (~4日)。アジア太平洋地域12カ国の政府関係者ら約30人が今後の活動計画を協議
 - 4 新潟県が、9月3日及び4日付けで認定申請者16人の棄却処分を行ったと発表 新潟市が、9月3日及び4日付けで認定申請者7人の棄却処分を行ったと発表(認定者数 715人/未処分者数 142人(新潟県及び新潟市合算))
 - 5 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第18回口頭弁論が大阪地裁で開催。原告代理人が阿久根地域の曝露に関する書面について要点陳述
 - 7 環境省の臨時水俣病認定審査会が、熊本県と鹿児島県への認定申請を国に移行していた2 人を審査
 - 8 「第14回地球環境汚染物質としての水銀国際会議」が、68カ国から約700人が参加し、ポーランド・クラクフで始まる(~13日)。国立水俣病総合研究センター、熊本大の研究者、水俣病資料館語り部らが参加
 - 水俣病被害者や障がい者の詩に曲を付け、歌を披露する第12回もやい音楽祭(水俣市など主催)が、市民ら約400人が参加し、同市で開催
 - 10 熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 581人 (8月末現在)) 鹿児島県が認定申請状況発表 (認定者数 493人/未処分者数 1,111人 (8月末現在))
 - 11 小泉環境相就任。被害者を忘れず、国として何ができるか考えたいと抱負述べる
 - 13 熊本県が、9月11日付けで認定申請者49人の棄却処分を行ったと発表
 - 21 水俣病の犠牲になったすべての命に祈りをささげる「火のまつり」が、実行委員会、水俣市により水俣病情報センターで開催
 - 29 熊本県の認定審査会が認定申請者50人を審査
- 10. 4 棄却者遺族認定義務付等請求訴訟の第3回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告が、住民健康調査や認定制度について意見陳述
 - 10 熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 539人 (9月末現在)) 鹿児島県が認定申請状況発表 (認定者数 493人/未処分者数 1,128人 (9月末現在)) 熊本県が、中長期的な環境変化を調べるために毎年実施している水俣湾産魚類の水銀濃度 調査について、7月に採取した対象2魚種の水銀値はカサゴが総水銀0.30ppm、メチル水銀 0.24ppm、ササノハベラが総水銀0.16ppm、メチル水銀0.12ppmで、国の暫定的規制値(総水 銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm)を下回ったとの結果を公表
 - 11 熊本県から3度目の認定申請を棄却された男性が、申し立てた不服審査請求に関する公害 健康被害補償不服審査会の初の口頭審理が、熊本市で開催。汚染魚の多食はなかったと の認定棄却時と異なる県側の新たな主張に対し、請求人側が根拠がないと反発
 - 15 公害健康被害補償不服審査会が、熊本県から認定申請を棄却された2人の女性からの不服審査請求について、10月4日付けでそれぞれ棄却、却下の裁決を行ったと発表

 - 18 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第29回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が特措法の対象地域外における多くの取り残された被害者の存在ついて意見陳述。進行協議で、第1、2陣の原告について2022年3月までの判決を目指すことを確認
 - 19 水俣病犠牲者慰霊式が、市と実行委員会主催により水俣湾埋め立て地で開催。認定患者や遺族、市民、小泉環境相、蒲島熊本県知事、髙岡水俣市長、チッソ社長など約830人が参列。亡くなった認定患者のうち、新たに申し出のあった4人の名簿を奉納(計406人)小泉環境相、蒲島熊本県知事らが水俣病資料館語り部たちと懇談

年	月	日	経 過		
小泉環境相、蒲島熊本県知事らが患者・被害者10団体と意見交換。団体側が環境					
			基準の見直しや不知火海沿岸住民の健康調査の実施など求める		
		25	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第21回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判長が		
			進行協議で、来年7月までに証人尋問を終え、2021年3月の判決を目指す考え示す		
		28	胎児性患者が、韓国ソウルで開催された公害被害者らによる国際シンポジウムで水俣病被		
			害の現状などを訴え		
		29	環境省が、10月24日付けで認定申請者2人の棄却処分を行ったと発表		
	11.	. 1	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟1~4陣の第20回口頭弁論が東京地裁で開催。		
			原告代理人2人が更新弁論で、疫学等について意見陳述		
		2	胎児性・小児性患者の生活と福祉の充実を求めて「水俣病胎児性小児性患者・家族・支援		
			者の会」が水俣市に発足		
		8	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 535人(10月末現在))		
			鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,102人(10月末現在))		
			ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第19回口頭弁論が大阪地裁で開催。原告		
			代理人が提出書面の特措法における地域外一時金等対象者の広がりについて説明		
		12	小泉環境相が衆院環境委員会で、チッソが事業会社JNCの子会社を閉鎖することに関し、		
			雇用継続は重要だが、それにより患者補償に支障が生じてはならない、チッソの一層の経 ************************************		
		1 -	営努力に期待と答弁		
			熊本県が、11月13日付けで認定申請者46人の棄却処分を行ったと発表		
			熊本県の認定審査会が認定申請者50人を審査 国立水俣病総合研究センター(水俣市)が、水銀が蓄積しやすいクジラやイルカの肉を食		
		41	べる機会の多い和歌山県大地町など3町で実施した、メチル水銀の小児への影響調査の結		
			果を発表。発達に大きな影響はないと結論		
		25	水俣条約の第3回締約国会議がスイス・ジュネーブで始まる。胎児性患者が演説、水銀被		
			害の根絶訴え		
		30	水俣条約の第3回締約国会議が閉幕。水銀管理指針が策定される一方、水銀廃棄物の定義		
			(基準値決定) 持ち越し		
	12.	. 6	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第22回口頭弁論が熊本地裁で開催。来年3月		
			からの証人尋問日程決める		
		10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 491人(11月末現在))		
			鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,106人(11月末現在))		
		21	環境省、熊本県と水俣市が、水俣条約の周知、理解を深めるための記念フォーラムを水俣		
			市で開催(6回目)。市民や行政関係者ら約140人が参加。高校生や行政関係者が対談、市		
			内中高生が学習成果発表、環境省が水俣条約第3回締約国会議について報告		
		24	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟で、第13陣77人が熊本地裁に追加提訴(原		
			告数1550人)		
			ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第30回口頭弁論が熊本地裁で開催。次回		
000		1.0	期日における原告側証人の尋問決まる		
		. 10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 496人(12月末現在)) 鹿児県県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 1,114人 (19日本現在))		
(令)	和2)		鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,114人(12月末現在))		
			水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第22回口頭弁論が福岡高裁で開催。原告8人		
		11	全員が意見陳述し、結審 第15回水俣病事件研究交流集会が、熊本学園大水俣学研究センターなどにより水俣市で開		
		11	第15回小侯州事件研究交流集云が、熊本子園入小侯子研究センターなどにより小侯川で開催(~12日)。研究者や医師、市民ら延べ320人を超える参加者が、未解決課題など議論		

年	月	目	<u> </u>		
		15	熊本県が、10日付けで認定申請者47人の棄却処分を行ったと発表		
		20	水俣市の市民団体「水俣の暮らしを守る・みんなの会」が、市が進めている水俣川河口臨		
			海部振興構想事業について、熊本県が昨年10月に付与した公有水面埋立て免許の取り消し		
			と工事の一時停止を求めて、17日付で国土交通省に行政不服審査請求を行ったと発表。埋		
			め立て予定地に隣接する、チッソの産業廃棄物処分場跡地の重金属含有量調査の必要性な		
			ど主張		
		27	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟で、第7陣4人が東京地裁に追加提訴(原告		
			数86人)		
			ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟5・6陣の第3回口頭弁論が東京地裁で開催。		
			原告代理人が認定に係る判断条件について意見陳述		
		29	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第31回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告		
			側証人主尋問で神経内科医が、遅発性水俣病の症例など認めない被告側主張を、診察の知		
			見が反映されていないと批判		
	2	2. 10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 450人(1月末現在))		
			鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,135人(1月末現在))		
新潟県が、2月6日、7日及び10日付けで認定申請者10人の棄却処分を行ったと発表					
			新潟市が、2月6日及び7日付けで認定申請者9人の棄却処分を行ったと発表(認定者		
			数 715人/未処分者数 134人(新潟県及び新潟市合算))		
		14	2015年に熊本県から認定申請を棄却され、不服審査請求している女性に関する公害健康被		
			害補償不服審査会の口頭審理が熊本市で開催。		
			蒲島県知事が県議会で、2016年度当初、3期目の基本方針に掲げた1200人の水俣病認定審		
			査完了について、方針通り本年度内に達成するとの認識示す		
		18	水俣病犠牲者慰霊式実行委員会が水俣市で開催。犠牲者名簿の対象は従来通り認定患者の		
			みとし、拡大見送る。高齢化など理由に21団体のうち認定患者4団体が実行委を退会		
		19	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第23回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が		
			申請していた元熊本県水俣病審査課長ら2人の証人尋問決まる		
	3	3. 10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,790人/未処分者数 455人 (2月末現在))		
			鹿児島県が認定申請状況発表(認定者数 493人/未処分者数 1,112人 (2月末現在))		

- - 13 水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審判決で、福岡高裁が原告8人全員の水俣病罹患 認めず、請求棄却。原告8人のうち3人を水俣病と認め、賠償を命じた1審判決取り消す
 - 17 水俣病犠牲者慰霊式実行委員会と水俣市が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の ため5月1日開催の慰霊式を延期すると発表
 - 24 水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟で、原告側が、8人全員の請求を棄却した福岡高裁判 決を不服として、最高裁に上告
 - 26 熊本県が、24日付けで認定申請者46人の棄却処分を行ったと発表